職員の給与等に関する報告及び勧告

令 和 7 年 10 月

島根県人事委員会

本委員会は、適正な人事行政を確保するための中立的・専門的な人事機関であり、地方公務員法第8条で、勤務条件や厚生福利制度など、職員に関する制度について研究を行い、その成果を議会や知事に提出することとされています。

また、同法第14条により、給与などの勤務条件が社会一般の情勢に適応するように地方公共団体が講ずべき措置について、議会と知事に勧告することができることと、同法第26条により、毎年少なくとも1回、給料表が適当かどうかを議会と知事に報告し、あわせて適当な勧告をすることができることとされています。

これらの規定に基づき、本委員会は、県内の民間事業所のご協力を得て、 民間給与の実態調査を行うなど、令和7年の職員の給与に関する種々の調 査・検討を行ってきました。

本書は、その結果を議会及び知事に対して報告し、あわせて給与について勧告したものです。

職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

- 1 本年4月から始動した第2期島根創生計画のもと、県民生活に欠くことができない行政、 教育、警察など各分野のサービス提供において、日々、懸命に業務に当たっていただいてい る職員の皆さんに、心から敬意を表します。
- 2 本日、本委員会は、県議会と知事に対して、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給 与改定について勧告しました。
- 3 本県における給与に関する報告及び勧告に関しては、従前から「制度」・「構造」は国に準じ、「水準」については県内民間給与水準との均衡を図ることを基本としています。 本委員会では、本年4月から6月にかけ本年4月における県内民間事業所の給与実態等について調査するとともに、人事管理上の諸課題について、各任命権者や職員団体等との意見交換などを通じて実態を把握し、本年の報告及び勧告について慎重に検討を行いました。
- 4 給与水準については、比較対象とする民間事業所の企業規模を国と同様に従業員数 100 人以上に引き上げて水準比較を行い、昨年を上回る 3.29%の月例給の引上げや 0.10 月分の特別給(ボーナス)の引上げ勧告を行いました。
- 5 また、本年8月の人事院勧告では、特地勤務手当等の見直し、通勤手当の見直しなどが報告・勧告されました。本県においても県内動向を踏まえ、国に準拠し給与制度を改正することとしました。
- 6 このほか、深刻化する人材確保の課題や多忙を極める教育現場の働き方改革の推進、再任 用職員の処遇をめぐる課題、能力・実績に基づく人事管理の推進など、任命権者における各 課題への一層の取組の必要性について言及しました。
 - これら諸課題に対する取組の進捗状況等については、本委員会として引き続き注視してい く考えです。
- 7 人事委員会勧告制度は、労働基本権制約の代償措置として、情勢適応の原則に基づき、地方公務員の適正な処遇を確保しようとするものです。
 - 勧告を通じて、日々、職務に精励している職員の適正な給与その他の勤務条件を確保することは、職員の努力や成果に報いるとともに、人材確保にも資するものであり、組織活力の向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものです。
- 8 県議会及び知事におかれては、人事委員会勧告制度の意義や役割に御理解をいただき、本 委員会の勧告どおり実施されるよう要請します。
- 9 また、県民の皆様におかれましては、公務職場において質の高い県民サービスを継続的に 提供していくため、直面している諸課題に対し各任命権者が行う働き方改革等の取組への御 理解、御協力をいただきますようよろしくお願いします。

令和7年10月16日

島根県人事委員会 委員長 - 丑久保 和 彦

職員の給与に関する報告及び勧告の骨子

令和7年10月16日 島根県人事委員会

【報告・勧告のポイント】

- 月例給の引上げ(3.29%)
- 期末手当及び運動手当(ボーナス)の引上げ(0.10月分)

(月例給、ボーナスとも、4年連続の引上げ)

1. 給与勧告の意義と役割

○ 人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代 償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公 務員の適正な処遇を確保しようとするもの

2. 職員給与と民間給与との比較

企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上の県内130民間事業所を対象に調査(完了率87.7%)

- (1) 比較手法の見直し
- 比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に引上げ
- (2) 月例給 ~役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対比し、精密に比較(ラスパイレス方式)~

民間給与(A)	職員給与(B)	較差 A-B ((A-B)/B×100)
373,679 円	361,773円	11,906 円 (3.29%)

- ※ 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び仟期付職員は含まれていない。
- (3)特別給(ボーナス) ~*民間の昨年8月から本年7月までの1年間の支給実績と比較*~

民間の特別給(A)	職員の期末手当及び勤勉手当(B)	差 (A-B)
4.49月分	4.40 月分	0.09月分

3. 本年の給与改定 (勧告事項)

- (1) 月例給
- 県内民間給与水準と均衡するよう給料表の引上げ 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員 においても昨年を上回る引上げ改定

【行政職の平均改定額・改定率】

-/	CHACK TO SOCIAL SO			
	現行給与月額	勧告後の給与月額	改定額(率)	改定額の内訳
	361,773円	373,677円	11 , 904円 (3 . 29%)	給料 11,723円 特地勤務手当等 53円 はね返り分(注) 128円

(注) 給料の改定に伴い手当額が増減する分

(2) 期末手当及び勤励手当

○ 県内民間の支給割合に見合うよう引上げ 4.40月 → 4.50月 期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

【一般の職員の支給月数】

		年間計	内 訳			
		一一时间	6月期	12月期		
人和見た歯	期末手当	2.45 月 (現行 2.40 月)	1.200月(支給済み)	1.250 月 (現行1.200月)		
令和7年度	勤勉手当	2.05 月 (現行 2.00 月)	1.000月(支給済み)	1.050 月 (現行1.000月)		
△和 ○ 左帝 N I 改	期末手当	2.45月	1.225月	1.225月		
令和8年度以降	勤勉手当	2.05月	1.025月	1.025月		

(3)初任給調整手当

○ 医師及び歯科医師の初任給調整手当について、国の改定に準じて改定

(4) 通勤手当

- 交通用具使用者に対する通勤手当の額を引上げ
- 1か月当たり3,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

(5)宿日直手当

○ 国の改定に準じて改定

(6) 実施時期

- 月例給、初任給調整手当及び宿日直手当の改定は令和7年4月1日
- 期末手当及び勤勉手当の改定は令和7年12月1日
- 通勤手当に係るものは条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)

4. 国に準じたその他の見直し

- (1) 在級期間に係る制度等の見直し
- 在級期間に係る制度等の見直しを検討する必要

(2)特地学務手当等の見直し

○ 特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準ずる手当の額の算定基礎の見直しを国に準じて本年4月に遡及して実施

5. その他の給与上の課題

- (1) 再任用職員の処遇
- 任命権者において、再任用職員の業務実態と給与水準について点検を行い、所要の改善を検討する必要

(2)教育職員の給与

- 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正等について適切に対応する必要
- (3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置
- 職員の月例給与水準が地域別最低賃金を下回る場合の対応について、所要の検討を進めていく必要

【参考】 職員の平均年間給与額(行政職 平均年齢 41.7歳)

	現 行	勧告後	比 較
平均年間給与額	5,952,459 円	6,188,584 円	236, 125 円

⁽注) 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したものである。

人事管理に関する報告の骨子

令和7年10月16日 島根県人事委員会

1. 人材の確保及び育成

- 職員・教育職員・警察官の採用について、仕事の魅力ややりがい等について、より 効果的な情報発信を積極的に行い、志望者を増やす取組を進めるとともに、必要に応 じて試験制度の見直しを実施し、受験者確保を図ることが必要
- 障がい者活躍推進計画に定める取組を着実に実施し、障がい特性や個性に応じて能力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づくりを進めることが必要
- 職員の人材育成については、若手職員の増加などの状況を踏まえ、職員一人一人の 能力が最大限に発揮できるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、取組をより一層 進めていくことが必要

2. 働き方改革の推進

- 時間外勤務の上限規制の運用状況を把握し、必要に応じて任命権者を指導するとともに、 働き方改革の取組による長時間勤務是正の進捗状況を注視
- 教職員について、外部サポート人材を積極的に活用する等、負担軽減を図るための対策 を進めるとともに、教育委員会規則に基づく教育職員の業務の量の管理を適切に行い、長 時間勤務の是正をさらに図ることが必要
- 令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置 法等の一部を改正する法律に基づく、国や教育委員会の今後の対応について注視

3. 能力・実績に基づく人事管理の推進

- 組織の活性化と公務能率の向上を図るという人事評価制度の趣旨を踏まえた運用が重要であり、職員の能力と実績が適切に把握され、処遇に的確に反映されるよう改善を図ることが必要
- 評価を行う職員の評価・育成能力向上に向けた研修の充実や評価プロセスにおいて評価 職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを図り、評価職員と部下職員双方にとって納 得感のある運用をしていくことが重要

4. 勤務環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)

- (1) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援
- 特定事業主行動計画に掲げた目標の達成に向けて、女性職員が希望する働き方を選択し、 意欲を持って働くことのできる職場環境づくりや、キャリア形成の支援など、計画で示し た様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行することが必要
- 子どもが生まれたすべての男性職員が気兼ねなく育児に伴う休暇・休業を取得できる職場づくりをより一層進めていくことが必要
- 育児や介護に関する制度を必要とする職員に対し任命権者において適切な制度周知等が 行われるか注視

(2)柔軟な働き方等への取組

○ 柔軟な働き方の推進と公務能率の向上を図るため、各種制度の効果や課題を検証してい くことが必要

(3)健康増進への取組

- 職員の健康管理を図るため、定期健康診断で精密検査の必要があるとされたすべての職員が検査を受けるよう、受診の勧奨や生活習慣の改善提案等の取組を進めることが必要
- メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度を職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するなど、実効性のある対策の推進が必要。特に、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする環境づくりが必要

(4) ハラスメント防止対策

- 職員一人一人にハラスメントに対する正しい認識とハラスメントをしてはならないとい う自覚を徹底するなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進めることが必要
- 行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務 の範囲や程度を明らかに超える要求に対しては、当該部局・所属が組織として対応し、迅 速かつ適切に職員の救済を図る必要があることから、相談体制の整備や職員向け研修の実 施などの取組を進めることが必要

5. 高齢層職員の能力及び経験の活用

- 60歳以降の働き方について、対象となる職員に丁寧な情報提供・意思確認を行うととも に、これまでの職務経験を活かして高い意欲を持って働くことができるよう、配置ポスト など職務のあり方を検討することが必要
- すべての職員に対して高齢層職員の働き方に係る理解促進を図り、島根県の組織全体の 活性化につながるよう努めていくことが必要



島根県議会議長 池田 一様

島根県知事 丸山達 也様

島根県人事委員会委員長 丑久保 和 彦

職員の給与等に関する報告及び勧告

地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与及び人事 管理に関して別添のとおり報告し、併せて給与について勧告します。

上 次

第1章	職員の給与等に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1 2 3 4 5 6 7 8 9	議員の給与等に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
II 人 1 2 3 4 5	事管理に関する報告 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ⅲ勧	告実施の要請30
別紙	令和7年人事院勧告等の概要 ・・・・・・・・・・・・・・31
第2章	職員の給与に関する勧告 ・・・・・・・・・・・・・・・37
第 3章 1 2 3 4	給与等に関する参考資料職員給与実態調査の概要民間給与実態調査の概要生計費人事管理関係
第4章	県職員の給与と人事委員会勧告 ・・・・・・・・・・・113

第1章 職員の給与等に関する報告

第1章 職員の給与等に関する報告

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、令和7年4月現在の島根県職員に係る給与及び県内の民間事業所の従業員の給与の実態を把握するとともに、職員の給与等を決定する諸条件について調査検討を行ってきた。その結果の概要は次のとおりである。

I 職員の給与等に関する報告

1 職員給与等の状況

職員給与実態調査の調査人員

		調査対象外職員		
全 県 職 員	調査対象職員	定年引上げ職員 再任用職員 休職者等	企業局職員病院局職員	
14,927人	11,619人	1,939人	1,369人	

(1) 職員の構成等

職員には、その従事する職務の種類に応じて、行政職、公安職、医療職、 教育職など9種類の給料表が適用されている。その構成比をみると、中学校・ 小学校等教育職が35.1%と最も高く、以下、行政職31.5%、高等学校等教育 職16.5%、公安職12.5%等の順となっている。

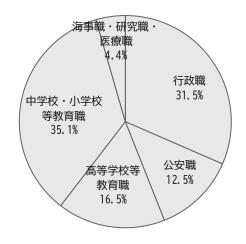
また、令和7年4月における職員の平均年齢は41.9歳(昨年42.1歳)となっており、近年下がり続けている。行政職の職員についてみると、平均年齢は41.3歳(同41.4歳)となっており、同様の傾向となっている。

給料表別職員数等

	区分		区		分	職員数		平均年齢		平均経験年数	
給	料	表	_	_		令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	令和7年	令和6年
						人	人	歳	歳	年	年
行		政			職	3,662 (31.5%)	3,662 (31.3%)	41.3	41.4	19.7	19.8
公		安	:		職	1,449 (12.5%)	1,443 (12.3%)	38.0	38.1	17.0	17.0
海		事			職	43 (0.4%)	45 (0.4%)	37.9	37.1	17.7	17.7
研		究	i,		職	227 (2.0%)	223 (1.9%)	41.8	42.5	18.7	19.4
医	療	職	(1)	59 (0.5%)	57 (0.5%)	40.0	39.5	16.1	15.6
医	療	職	(2)	95 (0.8%)	98 (0.8%)	42.3	42.6	18.7	18.9
医	療	職	(3)	92 (0.8%)	87 (0.7%)	38.8	38.3	16.3	15.9
高等	等 学	之校《	等者	牧 育	ñ 職	1,913 (16.5%)	1,943 (16.6%)	45.6	45.6	22.8	22.8
中名	学校	そ・が 育		学 杉	等職	4,079 (35.1%)	4, 139 (35. 4%)	42.1	42.6	19.3	19.8
4	7	-	_	Ē	計	11,619 (100.0%)	11,697 (100.0%)	41.9	42.1	19.7	19.9

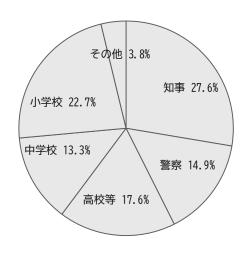
⁽注) 構成比については、小数点以下 1 位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



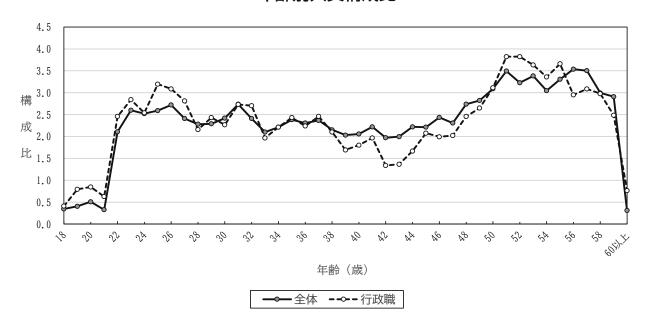
(参考資料第1表)

部局別職員構成比

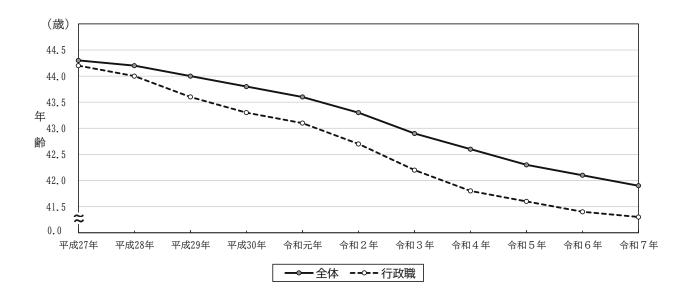


(参考資料第2表)

年齡別人員構成比



平均年齢の推移



(2)職員の給与

令和7年4月分の職員の平均給与月額は389,427円で、昨年に比べ9,341円 (2.5%) 増加しており、このうち、行政職の職員の平均給与月額は356,230円で、昨年に比べ9,479円 (2.7%) 増加している。

これは、昨年の給与の引上げ改定等による。

(参考資料第7表)

職員の平均給与月額の状況

区分				全聯	数員	行政職の職員		
項	目			令和7年	令和6年	令和7年	令和6年	
				円	円	円	円	
給			料	359, 362	350,625	328, 287	318,874	
管	理耳	戦 手	当	6,466	6,520	8,918	8,962	
扶	養	手	当	9,801	9,378	8,614	8,523	
地	域	手	当	641	626	616	647	
住	居	手	当	5,775	5,637	5,663	5,423	
特	地勤	務手	当	4,319	4,278	2,827	2,811	
そ	0	り	他	3,063	3,022	1,305	1,511	
	合	-	H	389, 427	380,086	356,230	346,751	

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 - 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。) の合計額である。
 - 3 その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

2 民間給与等の状況

職種別民間給与実態調査の調査人員

調査実人員	初任給関係	左記以外	うち行政職 相 当 職 種
5,600人	254人	5,346人	4,402人

(1) 本年の民間給与実態調査の状況

本委員会は、職員の給与等と比較検討するため、人事院等と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所240のうちから層化無作為抽出法 (注) により抽出した130事業所を対象に「令和7年職種別民間給与実態調査」を実施した。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種 4,402人及び医師等職種944人について、本年4月分として個々の従業員に実 際に支払われた給与月額及び当該従業員の役職段階、学歴、年齢等を詳細に 調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等を調査している。 また、民間事業所における昨年冬と本年夏の特別給の状況等を把握するため、 昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績についても調査している。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所からの格段の理解と協力を得て、87.7%と非常に高いものとなっており、調査結果は広く民間事業所の給与の状況を反映したものといえる。

なお、後記6(1)のとおり、公民給与の比較手法の見直しを行うことから、令和7年の職員給与と民間給与との比較に用いる民間の調査結果は、企業規模100人以上の事業所におけるものとする。

(注) 層化無作為抽出法とは、特定の条件でグループ(層)を作成し、それぞれの層から無作為に 対象を抽出する方法。民間給与実態調査においては、「産業」「企業規模」「組織」を基準とし て層を作成し、各層から一定数の事業所を無作為に抽出し、調査対象としている。

(2) 本年の給与改定等の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で61.3%、高校卒で47.9%となっている。そのうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で80.1%、高校卒で75.3%、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で19.9%、高校卒で22.9%となっている。 (参考資料第22表)

また、一般の従業員(係員)の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は61.1%、ベースアップを中止した事業所の割合は3.3%となっている。

さらに、一般の従業員(係員)の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給 を実施した事業所の割合は97.1%、定期昇給を中止した事業所の割合は0.0% であり、9割を超える事業所が定期昇給を実施している。

このように、初任給の引上げやベースアップを実施した事業所の割合は昨年に引き続き高い割合を示しており、人材確保の必要性等を踏まえて相応の賃金水準を確保しようとする動きが見られる。

民間における給与改定の状況

(単位:%)

役職 段階	項目 企業規模	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
	規模計	61.1	3.3	0.0	35.6
	500人以上	66.4	0.0	0.0	33.6
係員	100人以上 500人未満	58.4	4.9	0.0	36.7
	【参考】50人以上 100人未満	54.5	0.0	0.0	45.5
	規模計	58.7	5.7	1.2	34.4
	500人以上	62.8	3.6	3.6	30.0
課長級	100人以上 500人未満	56.6	6.7	0.0	36.7
	【参考】50人以上 100人未満	42.9	0.0	0.0	57. 1

⁽注) 1 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

	項目	- 	定期昇約	合宝施				
役職 段階	企業規模	定期昇給 制度あり	\C}\J₹\\\	昨年に比べ増額	昨年に 比べ減額	昨年と 変化なし	定期昇給中 止	定期昇給 制度なし
	規模計	97.1	97.1	32.9	8.5	55.7	0.0	2.9
	500人以上	96.2	96.2	36.2	3.8	56.2	0.0	3.8
係員	100人以上 500人未満	97.7	97.7	31.0	11.2	55.5	0.0	2.3
	【参考】50人以上 100人未満	80.0	80.0	26.7	6.6	46.7	0.0	20.0
	規模計	88.8	88.8	28.5	8.6	51.7	0.0	11.2
-101 100 100	500人以上	78.6	78.6	30.1	3.8	44.7	0.0	21.4
課長級	100人以上 500人未満	95.0	95.0	27.5	11.4	56.1	0.0	5.0
	【参考】50人以上 100人未満	86.7	86.7	20.0	13.3	53.4	0.0	13.3

⁽注) 1 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

^{2 「}規模計」とは、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所における割合である。

^{2 「}規模計」とは、企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所における割合である。

3 物価及び生計費

松江市の本年4月の消費者物価指数(総務省)は、昨年4月に比べ3.0%の上昇となっている。

また、標準的な生活の水準を求めるため、勤労者世帯における消費支出(総務省「家計調査」)等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ159,980円、182,060円及び204,130円となっている。 (参考資料第29表)

4 国家公務員及び都道府県職員の給与

先に総務省が公表した令和6年4月1日現在の本県のラスパイレス指数(行政職) (注) は98.2 (令和5年97.6) であった。

なお、都道府県ラスパイレス指数の平均は、99.7であった。

(注) ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表─の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

5 人事院勧告等の概要

人事院は、本年8月7日に、国会及び内閣に対して一般職の国家公務員の給 与等について報告及び勧告したが、その概要は別紙のとおりである。

6 職員給与と民間給与との比較

(1)比較手法の見直し

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者 同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民 間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者 について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が 異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではないた め、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士を対 比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)を行っている。

この比較においては、一定の企業規模以上の民間給与水準を公務に反映させるとともに、一般的に、同一の役職でも企業規模が大きいほど職務・職責も大きくなることを踏まえ、民間と公務の各役職段階の対応関係に一定の差を設けている。

本年は、行政課題が複雑化・多様化している中で、質の高い行政サービス を提供する優秀な人材を確保する観点から、国と同様に以下のとおり見直し を行うこととした。

ア 比較対象企業規模

従来の50人以上から100人以上に引き上げる。

イ 特別給の比較方法

月例給における比較対象企業規模との整合性を考慮し、特別給の公民比較においても企業規模100人以上の民間企業を比較対象とする。

(2) 月例給

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与373,679円に対して職員給与は361,773円であり、職員給与が11,906円(3.29%)下回っている。 (参考資料第17表)

職員給与と民間給与との較差

民間給与(A)	職員給与(B)	較 差 A-B ((A-B)/B×100)
373,679円	361,773円	11,906円 (3.29%)

⁽注) 民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は含まれていないため、職員 給与の額は1(2)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

(3)特別給

本委員会は、民間における特別給の支給割合(月数)を算出し、これを職員の期末手当及び勤勉手当の年間の平均支給月数と比較した上で、0.05月単位で改定を行ってきている。

本年の「職種別民間給与実態調査」の結果、昨年8月から本年7月までの 1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の 4.49月分に相当していた。これは、昨年(4.38月分)より増加しており、職 員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)を0.09月分上回っ ている。 (参考資料第25表)

職員の期末手当及び勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給(A)	職員の期末手当及び勤勉手当(B)	差 (A-B)
4.49月分	4.40月分	0.09月分

7 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえて検討した結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

(1)月例給

前記6(2)のとおり、本年4月分の給与について、職員給与が民間給与 を11,906円(3,29%)下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

本年8月に人事院が勧告した俸給表においては、民間における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、初任給を大きく引き上げ、おおむね30歳台後半までの職員が在職する号俸に重点を置いた改定を行うとともに、その他の職員が在職する号俸については、改定額を逓減させつつ引上げ改定を行うこととされている。

民間との給与比較を行っている本県の行政職給料表については、人事院が 勧告した俸給表をもとに、民間企業における初任給の動向や本県の公民較差 を考慮し、若年層に重点を置きつつ、その他の職員においても昨年を上回る 引上げ改定を行うこととする。 行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、 行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた 改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

(2) 期末手当及び勤勉手当

前記6(3)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数(4.40月)は、民間事業所の特別給の支給割合(4.49月分)を0.09月分下回っている。

よって、職員の期末手当及び勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.10月分引き上げることが適当と判断した。

引上げにあたっては、国の支給割合との均衡を考慮し、期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとし、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当を0.05月分ずつ引き上げ、令和8年度以降においては、6月期と12月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、定年前再任用短時間勤務職員及び特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当並びに任期付研究員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとする。

(3)初任給調整手当

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(4)地域手当

令和6年に社会と公務の変化に応じた給与制度の整備の一環として報告した支給割合の引上げ及び引下げについては、国に準じて段階的に行うことと

している。令和8年度の支給割合は次表に示すとおりとする。

令和8年度の地域手当の級地別支給割合

	1 1	1 100 1 0 770	
支給地域	見直し後の 級地 (支給割合)	見直し前の 級地 (支給割合)	改定幅
東京都特別区	1級地 (20%)	1級地 (20%)	0
大阪市	2級地 (16%)	2級地 (16%)	0
広島市	4級地 (8%)	5級地 (10%)	△2

令和8年度の 地域手当の 支給割合(%)	(参考) 令和7年度(%)
20	20
16	16
8	9

⁽注) 1 「見直し前の級地」は令和6年度の級地を、「改定幅」は見直し後の地域手当の支給割合 と見直し前の地域手当の支給割合との差を示す。

(5) 通勤手当

ア 自動車等使用者に対する通勤手当

国においては、自動車等使用者に対する通勤手当について5kmごとの距離区分により手当額を定め、上限を「60km以上」としているが、民間の支給状況や、自動車等により通勤することが必要な職員の負担に配慮して、現行の「10km以上15km未満」から「60km以上」までの区分の引上げ改定を行うとともに、上限を「100km以上」とし、「60km以上」の部分について5km刻みで新たな距離区分を設けることとされた。

本県における自動車等使用者に対する通勤手当は、4kmごとの距離区分として「78km以上」を上限に定めているが、それを上回る長距離通勤者が一定数存在していること、国の動向や県内民間企業の通勤手当の支給状況等を踏まえ、現行の「34km以上38km未満」から「78km以上」までの区分について引上げ改定を行うとともに、上限を「102km以上」とし、「78km以上」の部分について新たな距離区分を設けることとする。改定後の自動車等使用者に対する距離区分ごとの手当額は次表に示すとおりとする。

² この表に掲げる級地別支給割合以外の支給割合については、人事院報告の例による。

改定後の自動車等使用者に対する通勤手当額

使用距離	通勤手当	使用距離	通勤手当	使用距離	通勤手当
(片道)	の額	(片道)	の額	(片道)	の額
4 km未満	2,100円	34km以上 38km未満	21,200円	70km以上 74km未満	42,000円
4 km以上 6 km未満	3,500円	38km以上 42km未満	23,400円	74km以上 78km未満	44,400円
6 km以上 10km未満	5,500円	42km以上 46km未満	25,700円	78km以上 82km未満	46,700円
10km以上 14km未満	7,900円	46km以上 50km未満	28,100円	82km以上 86km未満	49,000円
14km以上 18km未満	10,200円	50km以上 54km未満	30,400円	86km以上 90km未満	51,400円
18km以上 22km未満	12,500円	54km以上 58km未満	32,700円	90km以上 94km未満	53,700円
22km以上 26km未満	14,700円	58km以上 62km未満	35,000円	94km以上 98km未満	56,000円
26km以上 30km未満	16,800円	62km以上 66km未満	37,400円	98km以上 102km未満	58,400円
30km以上 34km未満	18,900円	66km以上 70km未満	39,700円	102km以上	60,700円

⁽注) 自動車以外を使用する職員の通勤手当の額は、この表に示す額の2分の1に相当する額とする。

また、国においては、職員が通勤の際に外部の駐車場を自らの負担により利用している状況が見られることや、民間における従業員の駐車場利用に係る費用の自己負担の状況等を踏まえ、1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設することとしている。

本県においても、通勤のために外部の駐車場を自らの負担により利用する職員が見られる状況は同様であることから、県内民間企業の駐車場に係

る手当の支給状況を踏まえ、1か月当たり3,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

イ 月の途中に採用された職員等の通勤手当

国は、月の途中で採用された職員等が最初の月の通勤に要する費用を自 ら負担している状況を改めるべく、採用日等から通勤手当を支給できるよ う、支給方法を見直すこととしている。

本県においても柔軟に手当を支給できるよう、国に準じて見直しを行うこととする。

(6) 宿日直手当

宿日直手当については、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及 して実施することとする。

8 職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

本年の人事院報告においては、優秀な人材の確保のため、令和6年に給与制度のアップデートとして行った職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組をさらに強化する必要があるという認識のもと、人事給与業務の効率化の視点も踏まえながら人事制度の抜本的な見直しを検討していくことが示された。この見直しについては、令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な措置内容を報告することとされているが、職務・職責を重視した給与を実現し、給与上の課題に速やかに対処する観点から、令和7年度においても、官民給与の比較対象の見直しや在級期間に係る制度、特地勤務手当等について先行して措置することとされた。

本県の給与制度については、従来から国の給与制度を基本としていることから、国に準じて次のとおり見直しを行うとともに、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

(1) 在級期間に係る制度等の見直し

国においては、職務給の原則の下、採用の種類や年次にとらわれない職務・

職責を基準とした給与処遇の確保を引き続き推進していくため、職員が昇格するために原則として一定の期間昇格前の級に在級することを求める在級期間に係る制度を廃止するとともに、これに関連する初任給制度等の諸制度についても見直しを行うこととしている。

本県においても、優秀な人材を確保し定着させていくためには、職務・職 責に応じた給与処遇を実現していく必要があることから、在級期間に係る制 度等の見直しを検討する必要がある。

(2)特地勤務手当等の見直し

国においては、特地勤務手当の額については「現に受ける俸給等」の2分の1と特地官署への「異動時の俸給等」の2分の1の合計額を、特地勤務手当に準ずる手当の額については「異動時の俸給等」をそれぞれ算定基礎としているが、制度の簡素化及び人事給与業務の効率化の観点から、「現に受ける俸給等」のみを用いる方法に改めることとしている。

本県においても、同様の観点から特地勤務手当の額及び特地勤務手当に準 ずる手当の額の算定基礎の見直しを国に準じて本年4月に遡及して実施する こととする。

9 その他の課題

(1) 再任用職員の処遇

地方公務員の再任用制度は、共済年金の定額支給部分の支給開始年齢の段階的引上げ等に対応して平成13年度から導入された制度である。その後、共済年金の報酬比例部分の支給開始年齢が段階的に引き上げられることに伴い、無収入期間が発生しないよう、雇用と年金を確実に接続するため、平成26年度からは年金支給開始年齢まで希望する職員を再任用(希望する職員の再任用を義務化)する「新たな再任用制度」が開始された。

本県においても、こうした地方公務員法改正を踏まえて再任用制度を実施してきており、その給与・手当について、本委員会では、従前から地方公務員法第24条の均衡の原則を踏まえ、国の制度に準拠して勧告を行ってきたところである。

近年、再任用職員数(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員を含む。)は増加しており、新たな再任用制度が始まった平成26年4月時点では86人(うちフルタイム58人)であったのに対し、令和7年4月時点では574人(うちフルタイム449人)となっている。

また、再任用職員に期待される役割についても、近年、複雑・高度化する 行政課題に対応するため、また、本県では専門職を中心に正規職員の人材確 保が困難な状況が続く中で、長年培ってきた能力や経験を有する再任用職員 の重要性は高まっている。

さらに、令和5年度から段階的な定年引上げが始まったことにより、定年 前再任用短時間勤務職員が導入され、併せて定年の段階的な引上げ期間にお いては、それまでの再任用職員は暫定再任用職員として65歳までの継続的な 勤務を可能とする制度が設けられた。これにより、同じ高齢層職員の中で定 年引上げ職員と再任用職員(定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職 員をいう。以下同じ。)という2つの類型が生じることとなった。

地方公務員法第24条第1項の職務給の原則により、職員の給料は、職務と職責に応ずるものとなっているものの、期末手当及び勤勉手当の支給月数については、令和7年4月1日現在、定年引上げ職員が正規職員と同じ4.4月であるのに対して再任用職員は2.3月となっており、これだけの差に見合う業務の違いがあるのか検討の余地がある。

特に学校現場においては、定年引上げの教員もフルタイムの再任用教員も、 教員確保が困難な中で、いずれも担任などの困難な職務を担っているにもか かわらず、高齢層の職員間で給与差が存在する状況となっており、改善を要 する喫緊の課題である。

任命権者においては、再任用職員の現在の業務実態と給与水準について点検を行い、給与水準に見合った業務とすることが適当であるが、それが困難である場合には、少なくとも、期末手当及び勤勉手当について、本委員会が勧告する支給月数を下回らず、正規職員の支給月数を超えない範囲内で所要の改善を検討する必要がある。

(2)教育職員の給与

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部 を改正する法律が本年6月18日に公布され、学校における働き方改革の更な る加速化、組織的な学校運営及び指導の促進並びに教師の処遇改善を一体的・ 総合的に進めるための措置が講じられることとなった。

給与に関する事項としては、学校の教育活動に関し、教職員間の総合的な調整を担う「主務教諭」を置くことができること(令和8年4月施行)、教職調整額の率を現行の4%から10%に段階的に引き上げること(令和8年1月施行。毎年1%ずつ段階的に引き上げ。)、義務教育等教員特別手当について校務類型に係る業務の困難性等に応じた額とすること(令和8年1月施行)などが盛り込まれている。

また、本年度の文部科学省予算においては、教職調整額の引上げ等の処遇 改善にあわせて義務教育等教員特別手当の縮減や多学年学級担当手当の廃止、 教職調整額が支給されない校長等の管理職の本給の加算などが措置されてい るところである。

本委員会においては、主務教諭の設置に関する任命権者の検討結果を踏ま え、必要に応じ、その処遇等にかかる検討を行っていく。

教職調整額や義務教育等教員特別手当については、任命権者において法改 正に適切に対応するよう見直す必要がある。

教員給与の見直しについては、本県においても今後とも国や他の都道府県の動向を注視しつつ、職務や実績に見合った教育職員の処遇により教育の質の向上を図る観点から、適時適切に改定を行っていく必要がある。

(3) 職員の月例給与水準を適切に確保するための措置

本年の人事院勧告において、人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いていることを踏まえ、国家公務員の月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当を令和8年4月から措置することが示された。

本県においては、地方自治法の改正の動向や他の都道府県の動向を注視し、所要の検討を進めていく必要がある。

Ⅱ 人事管理に関する報告

1 人材の確保及び育成

(1)人材の確保

ア職員の採用

若年人口の減少や民間企業の高い採用意欲、他の自治体との競合等を背景に、近年、採用試験の受験者確保に苦慮している。

このため、これまでも、特別な公務員試験対策を要しない試験区分の創設、新たな経験者採用試験の実施、試験日程の追加など、受験者確保のための試験制度の見直しを行ってきた。

また、県職員の仕事の魅力ややりがい等を伝えるため、WebサイトやSNS の活用、就職説明会の開催、島根県庁短期仕事体験(旧インターンシップ) や学生との座談会、県庁職場体験の実施等、任命権者と連携のうえ、より 効果的な情報発信を積極的に行い、受験者確保に取り組んでいる。

このような取組を行っているものの、大学卒業程度試験の受験者は昨年度から微増にとどまり、一部の技術系職種については受験者数が採用予定者数を下回るなど、人材の確保が困難な状況が続いている。特に獣医師については、毎年度10名近い欠員が生じており、人材の確保が大きな課題となっている。

今後も任命権者と連携して、県職員の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信し、また、短期仕事体験の充実や、短期仕事体験を通じて得られた情報を採用に活用するなど、県職員を志望する者を増やす取組を進めるとともに、試験区分ごとに検証を行い、中堅層や即戦力確保のため、経験者採用試験を有効に活用するなど、適宜、必要に応じて試験制度の見直しを行うことで受験者確保を図っていく。

イ 教育職員の採用

全国的に教育職員の不足が問題となっており、本県においても令和7年 4月1日時点に公立学校において64名の欠員が生じる等、人材の確保が大きな課題となっている。

教育職員が不足する要因として、志望者の減少等により、必要数に見合

った教育職員を確保できないことが挙げられる。

このため、教育委員会では採用試験の前倒しや県外試験会場の設置等により受験者の確保に努めるとともに、教員の魅力を発信するポータルサイトの開設や県内大学及び県外私立大学との連携協定の活用等、高校生や大学1、2年生へのアプローチも含め、教員志望者の裾野を広げる取組を行っている。

さらに、志望者減少の背景として長時間勤務等、勤務環境への懸念・不 安等も存在していると考えられることから、働き方改革にも取り組んでい る。

また、これまで教育現場を支えてきた講師や再任用職員の確保が困難に なっていることも教育職員の不足の要因となっている。

このため、働き方改革をより一層進めるとともに、教員志望者を増やすための魅力発信、受験者確保のための試験制度の見直しなど総合的に取組を引き続き行っていく必要がある。

ウ警察官の採用

警察官採用試験の受験者は、近年、大幅に減少しており人材確保が厳しい状況が続いている。

こうした背景には、若年人口の減少に加え、厳しい職務内容のイメージ があることも要因の一つと考えられる。

このため、実際に警察官とふれあい、仕事を体験できるオープンポリスの実施、県内外の大学及び専門学校や県内高校への訪問、オンラインによる説明会の実施、若手職員の人脈を活かした採用募集活動、SNS等を活用した情報発信等の活動を積極的に行い、受験者確保のための取組を強化している。

また、受験可能年齢の引上げや高校既卒者のみを対象とした試験区分の 創設、特別な公務員試験対策を要しない筆記試験を導入する等多様な選択 肢を提供するとともに、新たに県外の試験会場を設ける等により受験者の 利便性を向上させることで受験者確保を図っている。

今後も、警察官の仕事の魅力ややりがい等を積極的に情報発信していく

とともに、必要に応じて試験制度の見直しを検討していく必要がある。

また、警察官は採用後、警察学校への入校が必須となることから、寮室の増設など校舎設備や寮の居住環境を向上させ、警察学校での教育・訓練効果を高め、現場職務への円滑な移行につなげる取組も行われている。

これらに加えて、ワーク・ライフ・バランスの向上など、働きやすい職 場環境の整備にも努め、人材確保につなげていく必要がある。

エ 障がい者の雇用

障がい者の雇用にあたっては、障がいのある職員が活躍しやすい職場づくりや人事管理を進めることが必要であり、各任命権者は、策定している障がい者活躍推進計画に基づき、障がいのある職員の定着・活躍に向けた取組を推進している。

引き続き、障がい者の積極的な採用に努めるとともに、同計画に定める 取組を着実に実施し、障がいのある職員が、障がい特性や個性に応じて能 力を十分に発揮し、働きやすく、やりがいを感じることができる職場づく りを進める必要がある。

(2) 人材の育成

人口減少・少子高齢化が進む中、過去に経験のない新たな課題に直面するなど、複雑・高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、職員一人一人の公務に対する意欲と能力を高めるための人材育成がますます重要となっている。

このため、各任命権者においては、人材育成基本方針等に基づき、求められる人材を効果的に育成していくため、階層別研修の充実や人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成の取組が行われている。

今後、管理職や課長補佐級を担う職員が減少し、若手職員が増加することが見込まれることから、管理職を見据えた職員の育成を進めるとともに、職員一人一人の能力が最大限に発揮されるよう、階層別の人材育成に取り組むなど、人材育成の取組を一層進めていく必要がある。

また、会計年度任用職員についても、職務に応じた能力が発揮できるよう、 人材育成を工夫する必要がある。

2 働き方改革の推進

職員の健康保持や人材確保の観点等から長時間勤務の是正は喫緊の課題であり、その縮減に取り組んでいく必要がある。

公務職場が魅力的であるためには、職員が働きやすい勤務環境を整備し、働き方改革を推進していくことが重要である。

(1)長時間勤務の是正

本県では、令和元年度から、人事委員会規則により、時間外勤務命令を行うことができる上限を、原則、月45時間、年360時間以内とし、臨時的な特別の事情がある場合でも、年720時間以内、単月100時間未満、複数月平均80時間以内とした。

なお、大規模な災害への対応等公務の運営上、真にやむを得ない場合には、 この上限を超えることができる。

上限の時間を超えた場合には、当該時間外勤務を命ずることが公務の運営上、真にやむを得なかったのか事後的に検証を行うものとしたが、緊急的な対応にあっても、職員の勤務状況や健康状態を注視し、安易な運用にならないようにすることが重要である。

この上限規制の導入に併せ、任命権者において、時間外勤務の縮減に向けた働き方改革の取組が強化され、予算編成を通じた事業のスクラップ・アンド・ビルドの徹底、業務プロセスの見直しなど、業務量の削減、効率化が推し進められている。

また、業務量の削減、効率化には組織トップや管理職員のリーダーシップが果たす役割が大きいことから、管理職員等のマネジメント力の強化を図るとともに、時間外勤務もやむを得ないといった職場の雰囲気や職員意識を変革する必要がある。

本委員会としては、時間外勤務の状況を把握し、必要に応じて任命権者を 指導するとともに、長時間勤務是正の進捗状況を注視していく。

(2) 教職員の負担軽減の推進

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本県の教育職員についても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われていること、教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って児童・生徒と向き合える時間の確保を図る必要があることが確認されている。

本委員会でも、近年、小・中・高等学校及び特別支援学校を訪問し、教職員の時間外勤務の状況、働き方改革の取組状況など、教職員の勤務状況についての実態把握を行い、教職員の負担を軽減し、児童・生徒と向き合える時間の確保及びワーク・ライフ・バランスの推進を図る必要があることを確認している。

教職員の負担軽減への対策について、任命権者では、国のガイドラインを踏まえ、平成31年3月に「教職員の働き方改革プラン」を策定し、令和元年度以降3年間を重点期間として、時間外勤務時間の削減に向けた取組を進めた。取組の結果、1人あたりの時間外勤務時間の平均が減少するなど、一定の成果が見られたが目標達成には至らず、年次有給休暇の取得日数や、ワーク・ライフ・バランスがとれていると感じる教職員の割合も目標を達成できていない状況であった。

前年度に引き続き令和6年度にも、38校(小学校20校、中学校10校、高等学校6校、特別支援学校2校)約1,000人を対象に「教職員の休憩時間及び持ち帰り仕事等の実態調査」が行われ、各対象校で任意に定めた1週間において、調査対象者の約半数(46.3%)が持ち帰り仕事をしており、日数と時間は、週あたり3.4日、1回あたり約80分との結果であった。また、勤務日5日間の休憩時間について、すべての時間で休憩できたと回答した割合は21%に留まった。この結果は令和5年度に比べ若干の改善は見られるものの大きな違いはなく、児童・生徒への指導や授業準備等により、多くの教職員が休憩時間をとれていない状況が続いていることが明らかになった。

引き続き教職員の働き方改革の取組について本委員会としても注視してい く。 令和7年度には全市町村教育委員会を県教育委員会教育監、学校企画課が 訪問して各市町村の取組を把握するとともに、昨年度に引き続き、年間授業 時数の見直しや業務削減など管理職への改革意識醸成を行う等の取組が行わ れている。

また、専門的知見を基に困難事案について助言を行うスクールロイヤー、 教頭の事務負担軽減を図るための教頭マネジメント支援員など、教職員の負 担軽減を図る新たな外部サポート人材の活用が進められている。

引き続き、スクールサポートスタッフの配置促進など、外部サポート人材 の活用を一層進めることにより、負担の軽減を図る必要がある。

これらの取組を進め、さらなる時間外縮減を図るとともに、教職員が児童・ 生徒と向き合える時間を確保していく必要がある。

部活動のあり方については、「部活動の在り方に関する方針」を令和6年2月に改訂し、同年7月に学校部活動の地域連携や新たな地域クラブ活動の在り方等を検討する「島根県部活動地域移行検討委員会」を立ち上げ、令和7年3月には「島根県公立中学校における部活動の地域連携・地域移行に係る方針」を策定した。この方針に沿って引き続き、国の方針も踏まえつつ、部活動の適正な運営のあり方を検討し、教職員の部活動指導における負担軽減を図っていく必要がある。

特に、部活動の指導について、部活動指導員や外部指導者の確保は時間外 勤務縮減や精神的負担軽減など、教職員の負担軽減を進めるうえで有効であ ることから、地域の実情を踏まえながら取り組んでいく必要がある。

教育職員の時間外勤務については、県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理に関する規則などに定められた時間外在校等時間の上限時間を超えないよう業務の量の管理を適切に行い、長時間勤務の是正をさらに図る必要がある。

なお、令和5年12月に、広く県民に教職員の働き方改革について理解と協力を求めるため発表した県及び市町村教育委員会教育長による「共同メッセージ」の続編として、理解と協力に感謝を示すと共に一層の協力を求める「共同メッセージ」が令和7年2月に発表された。本委員会としても、教職員の負担軽減の推進は、教育委員会や教職員の努力だけで達成することは難しい

と認識しており、地域社会のより一層の理解と協力をお願いする。

引き続き、教職員の心身の健康保持が図られ、やりがいを感じながら児童・ 生徒と向き合うことができる環境の整備が図られるよう、取組状況を注視し ていく。

これらの取組に加え、令和7年6月に公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が成立し、教員の業務量の適切な管理と健康・福祉を確保するための措置を実施するための計画策定が教育委員会に義務づけられた。また、同法の附則により、令和11年度までに公立の義務教育諸学校等の教育職員の1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標に、一人当たりの担当する授業時数を削減するなどの措置を政府が講じることとなっている。これらを踏まえ、今後の国の動向や教育委員会の対応についても注視していく。

3 能力・実績に基づく人事管理の推進

地方公務員法においては、能力と実績に基づく人事管理の徹底を図るべく、 人事評価制度が導入されており、任命権者において、人事評価を任用、給与、 分限、その他の人事管理の基礎として活用し、人事評価の結果に応じた措置を 講じることが義務づけられている。

本委員会では、これまで各任命権者に対して、地方公務員法の趣旨・規定を 踏まえ、公正な人事評価制度を確立し、速やかに評価結果の処遇反映を進める よう言及してきており、令和5年度からすべての任命権者において、勤勉手当 及び昇給に活用が図られている。

人事評価制度の活用においては、職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と 公務能率の向上を図るという人事評価制度の趣旨を踏まえた制度運用が重要で あるが、知事部局における人事評価制度に関するアンケートにおいて、職員の 概ね8割が自らの人材育成に役立っているとする一方で、「頑張っても、頑張ら なくても評価が変わらない」といった意見もあるように、評価が職員の意欲向 上に必ずしも繋がっていない面も見られる。

近年、若手職員のほか、新たな経験者の採用試験区分創設や受験年齢の拡大などにより、多様な経歴を持った職員も増える中、任命権者において、職員の

能力と実績を適切に把握し、人事異動や昇進管理、給与処遇等に適時的確に反映することの重要性も高まっている。

このことから、職員の意欲向上をより一層図るためにも、成果、能力、努力が認められる職員が正しく評価され、その職員の処遇に的確に反映されるよう 改善を図る必要がある。

また、人事評価のプロセスを通じて職員個人の成長を組織としての課題解決能力に繋げていくためには、評価を行う職員が具体的な行動や成果などの事実に基づき公正かつ適正な評価を行うことができるよう、評価・育成能力の向上に向けた研修等を充実させるとともに、期首面談での目標等の共通認識、期末面談での評価結果のフィードバック等を通じて、評価職員と部下職員の円滑なコミュニケーションを適切に図り、評価職員と部下職員双方にとって納得感のある運用をしていくことが重要である。

加えて、人事異動が毎年行われる環境の下、職員個人の成長を組織として継続的に促すためには、過年度分も含めて評価者に被評価者に関する適切な情報を伝えることが重要であり、より効果的な評価制度となるよう運用の見直しを継続的に行っていくことも必要である。

4 勤務環境の整備(ワーク・ライフ・バランスの推進)

本県においては、令和2年3月に策定した「すべての職員がいきいきと働き、能力を発揮できる職場づくり推進計画-島根県特定事業主行動計画-」(以下、「特定事業主行動計画」という。)を令和7年3月に改定した。新たに令和12年度までを計画期間とし、引き続き「男女ともにワーク・ライフ・バランスを実現し、その能力を伸ばし発揮して、いきいきと働くことができる職場」を「目指す姿」として様々な取組が進められている。

職員が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようにするワーク・ライフ・バランスを実現することは重要な課題であり、そのための勤務環境の整備に努めなければならない。

(1) 女性活躍推進及び仕事と生活の両立支援

ア 女性職員の能力発揮のための環境づくり

女性職員がその能力を伸ばし発揮していくために、多様な部署への積極的な配置や、個々の持つ能力や強みを活用して管理職への登用を行う等、自らが希望する働き方を選択しながら、意欲をもって働くことのできる職場環境づくりが進められている。

また、長期的なキャリアビジョンを意識して仕事に取り組む姿勢を身につけることができるよう、キャリア形成支援の取組も進められている。

このような取組の結果、知事部局における職員の管理職に占める女性の 割合、教育委員会における初等中等教育機関の教頭以上に占める女性の割 合はいずれも着実に増加している。

引き続き、特定事業主行動計画に掲げた「目指す姿」の達成に向けて、 計画で示した様々な取組を一つ一つ速やかに具現化し、着実に実行してい くことが必要である。

本委員会としても、女性職員がやりがいを心から感じながら活躍することができるよう、取組状況を注視する。

イ 仕事と生活の両立支援

仕事と生活の両立支援を推進するためには、年次有給休暇等の休暇が取得しやすい職場環境づくりを進める必要があり、特定事業主行動計画において年次有給休暇の年間平均取得日数の目標を定め、取得促進に取り組んでいる。

このような取組に加えて、出産や育児など様々なライフイベントに応じた支援を充実させていくことも重要である。

令和4年4月1日に改正施行された職員の育児休業等に関する条例において、任命権者に対して、職員が育児休業を取得しやすい環境を整備するための措置が義務づけられた。これを受け、取得を希望する男性職員すべてが職場に気兼ねなく育児休業を取得できるよう、配偶者が妊娠した男性職員から「育児休業等取得計画書」を提出してもらう、育児休業等の計画が1か月に満たない場合は、その理由を確認するとともに職員が不在にす

る間の「職場対応計画書」を作成するなどの取組が行われている。

こうした取組の効果もあり、男性職員の育児休業取得率は近年、大幅に 上昇している。

男性職員が育児休業を取得することは、仕事と生活の両立支援の推進が 図られるだけではなく、「女性の出産による心身両面の負担軽減」や「女 性が意欲を持って働くことができる環境づくりやキャリア形成」を進める うえでも重要である。

このため、該当するすべての男性職員が育児休業を取得できるよう、育児休業中の業務分担や業務の見直しへの配慮を行うなど、育児休業を気兼 ねなく取得できる職場づくりをより一層進めていく必要がある。

なお、令和6年の育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、令和7年4月1日から子の看護休暇について、予防接種、健康診断については対象の子が小学校3年修了時までに拡大し、取得事由については子の行事参加も含めるなど拡大している。

また、令和7年の地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴う職員の育児休業等に関する条例の改正により、部分休業の取得パターンが多様化している。

法令の改正に合わせて、これらの制度を必要とする職員への制度周知や 意向確認が義務づけられているので、本委員会としてはそれらが適切に行 われているか注視していく。

(2)柔軟な働き方等への取組

職員がワーク・ライフ・バランスを実現するためには、長時間勤務の是正はもとより、職員の希望や事情に応じた、より柔軟な働き方が可能な環境を整備し、出産、育児、介護等、職員それぞれのライフステージに即した制度の充実が求められる。

本県では、これまでも、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得及び連続取得の推進や、年次有給休暇取得日数の目標値の引上げ、時差出勤勤務制度の拡充などが行われてきた。

また、在宅勤務について、試行運用から本格運用に移行するなど導入が進

んでいる。

今後も、柔軟な働き方の推進と公務能率の向上を図るため、各種制度の効果や課題を検証していく必要がある。

なお、人事院は令和7年の人事院報告において、新たな無給休暇の導入及 びフレックスタイム制や年次休暇取得単位の更なる柔軟化などについて検討 し、具体的な措置の内容について令和8年に報告するとしている。

これらの制度については、引き続き、国や他の都道府県の動向を注視していく必要がある。

(3)健康増進への取組

行政課題の複雑・高度化による職務の困難性の増加やその他様々な要因により、ストレスが増大している中、職員の心身の健康の保持・増進が必要である。

近年、心身の不調により長期の休暇・休職をする職員が増加していることから、健康増進の取組を進めていく必要がある。

このことは、職員が能力を最大限に発揮し、県民に対して質の高いサービスを提供する観点からも重要である。

ア 健康管理

定年の引上げにより、今後、高齢層職員が増加していくことが見込まれることから、これまで以上に健康管理施策を推進していく必要がある。

令和6年度は、ほぼすべての職員が定期健康診断を受診しているが、受診の結果、精密検査の必要があるとされた職員のうち、実際に精密検査を 受診した者は約7割となっている。

職員の健康管理を図るためにも、精密検査の必要があるすべての職員が 検査を受けるよう受診の勧奨や生活習慣の改善提案等の取組を進めていく 必要がある。

イ メンタルヘルス対策

精神疾患により長期の休暇・休職をする職員が高止まりしており、令和

6年度は長期の休暇・休職をした職員のうち、7割を超える者が精神疾患 を理由とするものとなっており、メンタルヘルス対策は重要な課題となっ ている。

また、精神疾患を理由に、新規に長期休暇・休職をする職員のうち、20~30代の職員の占める割合が高いことから、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで若手職員をサポートする職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者においては、これまでもメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行ってきており、例えば教育委員会では、新規採用教員向けのメンタルヘルスに係る動画作成、初めて本庁に勤務する職員に向けた健康相談の実施及び教職員のための臨床心理士等による相談の拡充など、取組のさらなる強化が図られている。

今後もメンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、ストレスチェック制度の主旨を繰り返し職員に周知し、職場環境の改善やセルフケア・ラインケアによる予防と早期発見に積極的に活用するとともに、休職者の円滑な職場復帰と再発防止を図るなど、実効性のある対策を進めていく必要がある。

(4) ハラスメント防止対策

ハラスメントは、職員の人格や尊厳を侵害し、勤務意欲を低下させ、職場 環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

任命権者においては、これまでもパワーハラスメントを含むハラスメントの防止に関して、「ハラスメントの防止等に関する要綱」等を作成し、研修の実施、相談窓口の複数設置、専門相談員の配置などの取組を行うとともに、令和2年6月1日施行の労働施策総合推進法の改正や国家公務員における人事院規則の整備状況も踏まえ、さらに苦情相談体制の充実など対策の強化を図っている。

その一環として令和6年度に知事部局で実施されたハラスメントの職員アンケートでは、パワーハラスメントを受けた際には、上司、先輩、同僚等が

身近な相談相手として重要な役割を果たしていることが見受けられる一方で、 約2割の職員が誰にも相談していないという結果となっている。

このため、相談窓口の周知、相談しやすい環境づくりに取り組んでいくとともに、引き続き、職員一人一人にハラスメントに対する正しい認識とハラスメントをしてはならないという自覚を徹底するなど、ハラスメントのない職場づくりの取組を一層進める必要がある。

また、行政サービスの利用者からの言動で、当該言動を受ける職員が属する部局・所属の業務の範囲や程度を明らかに超える要求(いわゆるカスタマー・ハラスメント)への対応についても関心が高まっている。令和6年度に知事部局で実施されたアンケートでは、18.1%の職員がカスタマー・ハラスメントを受けたと感じたことがあると回答している。職員が安心して働ける職場環境をつくるため、カスタマー・ハラスメントに対しては、当該部局・所属が組織として対応し、その内容に応じて、迅速かつ適切に職員の救済を図る必要があることから、相談体制の整備や、マニュアルの見直し、職員向け研修の実施などの取組を進める必要があり、知事部局においては、カスタマー・ハラスメント対応を念頭に「行政対象暴力対応マニュアル」を「クレーム対応マニュアル」に改定するなどしている。

5 高齢層職員の能力及び経験の活用

定年の引上げに伴い令和6年4月から、60歳を超える高齢層職員の勤務形態は、暫定再任用職員に加え、定年前再任用短時間勤務職員や役職定年制により降任した職員など多様化している。

任命権者においては、対象となる職員が、60歳以降の働き方について、制度 を正しく理解し、納得したうえで選択することができるよう、丁寧な情報提供・ 意思確認を引き続き行う必要がある。

また、対象となる職員が、これまでの職務経験を活かして、例えば若手・中 堅職員の人材育成に寄与するなどの役割に高い意欲を持って取り組むことがで きるよう、配置ポストなど職務のあり方を検討する必要がある。

あわせて、すべての職員に対して高齢層職員の働き方に係る理解促進を図り、 島根県の組織全体の活性化につながるよう努めていく必要がある。

Ⅲ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約 されていることから、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務 条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な処遇を確保しよ うとするものである。

また、職員には、県民の期待に応えるため、持てる能力を最大限発揮し、直面する諸課題に土気高く立ち向かっていくことが求められている。

そうした中で、本年4月から始動した第2期島根創生計画のもと、職員は「人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根」の実現を目指して、県民の期待と信頼に応えるべく日々職務に精励している。

給与をはじめとする職員の勤務条件は、職員の努力や成果に的確に報いるとと もに、組織の活力向上等を通じて、行政の効率的、安定的な運営に寄与するもの でなければならない。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に御理解をいただき、本委員 会の勧告どおり実施されるよう要請する。 別紙 令和7年人事院勧告等の概要



激しい人材獲得競争を勝ち抜くため、改革を次のフェーズへ

人事院が実現する「これから」の公務

高い使命感とやりがいを持って働ける公務

国家公務員行動規範の周知・啓発

• 府省横断チームによる公務のブランディング

実力本位で活躍できる公務

職務・職責をより重視した給与体系を含む、新たな人事制度の構築に向けて、給与、勤務時間、任用等を一体的に検討

【R8年度に骨格、R9年度に具体的内容を報告】

- 採用市場での競争力確保のため、 官民給与の比較対象を見直し
- 業務の特殊・困難性の高まりに 伴い本府省業務調整手当を拡充
- 職務・職責に見合った処遇確保の ため、**在級期間に係る制度を廃止**

【R7年度から先行して実施】

働きやすさと成長が両立する公務

• 月100時間超等の超過勤務最小化 に向け、各府省の実情に応じた伴走 支援や調査・指導の強化

【R7年度から実施】

自己実現や社会貢献につながるような 兼業制度(自営兼業)の見直し

【R8年度から施行】

• 様々な事情を抱えた職員の活躍を 支えるための無給休暇の導入

【R8年度に措置内容を報告】

• **国家公務員の「能力一覧」**を作成し、 人材の育成や確保に活用

【R7年度に作成】

誰もが挑戦できる開かれた公務

経験者採用試験におけるCBT (オンライン試験)の導入

【R8年度に試行試験、R9年度に導入】

• インターンシップを活用した早期選考 の実施に向けた環境整備

【R8年度から実施】

• 柔軟なアルムナイ採用のための能力 実証方法や公募手続の簡素化

【R8年度から実施】

技術系人材の確保に特化した採用 ルートの整備

【R8年度に具体像の提示】

~世界に誇れる社会を作り、未来につなげるために~

令和7年 人事院勧告・報告の概要



官民給与の比較方法の見直し

- ◎ 行政課題の複雑化・多様化や厳しい人材獲得競争を踏まえ、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな企業と比較
 - 比較対象企業規模を「50人以上」から「100人以上」に引上げ
 - 本府省職員との対応関係を東京23区・本店の企業規模「500人以上」から「1,000人以上」に引上げ
 - ➡ 令和7年は見直し後の方法で比較。月例給は、生じた較差を解消するため、次のとおり改定

月例給

官民較差:15.014円(3.62%)

[令和7年4月分の民間給与を調査して官民比較] 【令和7年4月実施】

● 俸給

- 採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ 【総合職(大卒)】242,000円(+5.2%[+12,000円]) 【一般職(大卒)】232,000円(+5.5%[+12,000円])
 【一般職(高卒)】200,300円(+6.5%[+12,300円])
- 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定
 - ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、3.3%
 - ※ 官民較差はいわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると、月収で約5.1%の給与改善
- 本府省業務調整手当
 - 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - 課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- ❷ 特地勤務手当等
 - 著しく不便な地に所在する官署(特地官署等)に勤務する職員に支給される特地勤務手当等と他の手当との減額調整を廃止
 - 特地官署等への採用に伴い転居を行った職員を手当の支給対象に追加



ボーナス [直近1年間(令和6年8月~令和7年7月)の民間の支給状況を調査して官民比較]

② 支給月数の改定【令和7年4月実施】

年間 4.60 月分 → 4.65 月分 期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げ

■ 職務・職責をより重視した新たな給与体系に移行するため先行して行う見直し

- ①官民給与の比較方法、②本府省業務調整手当、③特地勤務手当等の見直し(以上前掲)のほか、
- ④昇格前の級に一定期間在級することを求める制度(在級期間表)を廃止

【①は令和7年の官民給与比較から実施、②及び③は令和7年4月実施、④は令和8年4月実施】

■ その他の主な給与制度の見直し

通勤手当【②は令和7年4月実施、①及び③は令和8年4月実施】

- ① 自動車等使用者について、65km以上から100km以上までの区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)
- ② 現行の「60㎞以上」までの距離区分についても、民間の支給状況等を踏まえ、200円から7,100円までの幅で引上げ
- ③ 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置【令和8年4月実施】

人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を 下回る場合に、その差額を補填するための手当を措置

本年の給与勧告のポイント

本年の給与勧告のポイント①

月例給 民間と公務の本年4月分給与を調査。主な給与決定要素を同じくする者同士を比較《令和7年4月実施》

民間給与との較差(*) 15,014円(3.62%)を解消するため次のとおり改定

● 俸給

*いわゆる「ベア」に相当。モデル試算した定期昇給分を加えると月収で約5.1%の給与改善

- ▶採用市場での競争力向上のため、初任給を大幅に引上げ
 【総合職(大卒)】 242,000円 (+5.2%、+12,000円) 【一般職(大卒)】 232,000円 (+5.5%、+12,000円)
 【一般職(高卒)】 200,300円 (+6.5%、+12,300円) 本府省採用の総合職(大卒)は30万円を超える初任給に(301,200円)
- ▶ 若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を大幅に上回る引上げ改定 ※ 行政職俸給表(一)の平均改定率は、1級[係員] 5.2%、2級[主任等] 4.2%、全体 3.3%
- 本府省業務調整手当
 - ▶ 幹部・管理職員を新たに支給対象に加え、51,800円を支給
 - ▶課長補佐級の手当額を10,000円、係長級以下の手当額を2,000円引上げ
- 特地勤務手当等
 - ▶ 特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当と他の手当との減額調整の廃止等
- ※ 改定の内訳:俸給 10,975円 本府省業務調整手当 2,568円 特地勤務手当等 72円 はね返り分(*) 1,399円 *俸給の改定により諸手当の額が増減する分

ボーナス 直近1年間(昨年8月~本年7月)の民間の支給割合と公務の年間の支給月数を比較《令和7年4月実施》

- ▶ 民間の支給割合 4.65月
- ▶ 公務の平均支給月数 現行 4.60月
 - > 民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)
 - ▶ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に 0.025月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6月期	12月期
令和7年度 其	明末手当	1.25 月(支給済み)	1.275月(現行1.25月)
茧	助勉手当	1.05月(支給済み)	1.075月(現行1.05月)
8年度 其	明末手当	1. 2625 月	1. 2625 月
以降 茧	助勉手当	1.0625 月	1.0625 月

本年の給与勧告のポイント②

官民給与の比較方法の見直し

【考え方】

- 官民給与の比較は、民間企業の状況を広く反映させるとともに、公務の職務・職責に照らして、 適切な比較対象とすることが必要
- 行政課題の複雑化・多様化を踏まえると、公務の職務・職責を重視し、より規模の大きな 民間企業と比較することが適当
- 採用市場における競争力を高めるには、人材獲得上の競合関係にある企業規模を意識する必要

【見直し内容】

- 官民給与の比較対象を【企業規模100人以上】とする
- 較差算出に当たり、本府省職員は、業務執行面での類似性や立地条件、業務の特殊性や困難性を考慮し、 東京23区本店の【企業規模1,000人以上】と対応させる

現行

企業規模50人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模 500人以上の本店事業所 の従業員と対応



見直し後

企業規模100人以上と比較

本府省職員

東京23区の企業規模 1,000人以上の本店事業所 の従業員と対応

本年の給与勧告のポイント③

①本府省業務調整手当の見直し 《令和7年4月実施》

- ▶ 本府省業務の特殊性・困難性の一層の高まりを踏まえ、 本府省業務調整手当を次のとおり見直し
 - 支給対象に本府省の幹部・管理職員を追加し、 51,800円を支給
 - ・本府省の課長補佐級以下の職員の手当額を引上げ

〔引上げ額〕・課長補佐級 10,000円

係長級以下 2,000円

【本府省業務調整手当の手当額】 (指定職俸給表及び行政職俸給表(一)の場合)

手当額 (円) 職務の級 現行 見直し後 指定職 51,800 幹部・ 行(一) 7級以上 管理職員 51,800 行(一) 7級以上 41,800 51,800 行(一)6級 39, 200 49, 200 行(一)5級 37,400 47, 400 幹部・ 管理職員 行(一)4級 24, 100 22, 100 以外の職員 行(一)3級 17,500 19,500 行(一)2級 8,800 10,800 行(一)1級 7,200 9,200

②在級期間表の廃止 《令和8年4月実施》

- 職務給の原則の下、職務・職責に見合った給与処遇が確保できる よう、在級期間に係る制度を廃止
 - ※ 在級期間 … 職員が昇格するために原則として一定の期間 昇格前の級に在級することを求めるもの
- ▶ 関連する初任給制度等の諸制度も見直し

③転勤する職員に対する給与上の措置(特地勤務手当等の見直し)

《(1)、(2)及び②は令和7年4月実施、①は令和8年4月実施》

- ▶ 勤務地を異にする異動の円滑化を図るためには、必要不可欠な 転勤をする職員に対する給与面での支援が必要
- ▶ この一環として、著しく不便な地に所在する特地官署等に勤務す る職員に支給される特地勤務手当等を次のとおり見直し
 - (1) 特地勤務手当等と他の手当との減額調整の廃止
 - ・特地勤務手当と地域手当との減額調整の廃止
 - ・特地勤務手当に準ずる手当と広域異動手当との減額調整の廃止
 - (2) 特地勤務手当に準ずる手当の支給対象の拡大
 - ・特地官署等への採用に伴い転居した職員に手当を新たに支給
 - ※ そのほか、①特地官署等の指定の見直し、②特地勤務手当等の 額の算定基礎の見直し等を実施
- その他の勤務地を異にする異動に係る手当については、令和8年度 に制度上の措置を講じられるよう調査・検討

本年の給与勧告のポイント④

その他

通勤手当 《①(1)及び(3)は令和8年4月実施、①(2)は令和7年4月実施、②は令和8年10月実施》

- ① 自動車等使用者に対する通勤手当について、民間の支給状況等を踏まえ、以下のとおり見直し
 - (1)「100km以上」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(上限66,400円)(現行は「60km以上」)
 - (2) 現行の距離区分についても、200円から7,100円までの幅で引上げ
 - (3) 1か月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設
- ② 職員に対して適時適切に通勤手当を支給するため、採用や異動の日から通勤手当を支給できるよう支給方法を見直し

職員の月例給与水準を適切に確保するための措置 《令和8年4月実施》

▶ 人材獲得競争が激しくなる中、最低賃金の上昇が続いている状況を踏まえ、月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合 に、その差額を補填するための手当を措置

宿日直手当《令和7年4月実施》

▶ 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定(普通・特別宿日直: +300円 医師当直: +1,500円)

地域手当《令和8年4月実施》

▶ 給与制度のアップデート(令和7年4月~)で段階的に見直しを行うこととしている支給割合について、令和8年度の支給割合を設定

期末・勤勉手当における在職期間等の取扱い 《令和8年4月実施》

- ▶ 官民間の人事交流を活性化させるため、官民人事交流法に基づく交流採用職員が民間企業で勤務した期間を在職期間等に通算
- ▶ 研究休職の活用を促進するため、法人の種類にかかわらず、職務に密接に関連し、公務に特に資する研究に従事した期間を在職期間等に通算
 - ※ このほか、初任給調整手当及び委員、顧問、参与等の手当について、本年の俸給表の改定状況を踏まえ、所要の改定

職務・職責を重視した新たな給与体系の構築等

優秀な人材の確保のための新たな人事制度の必要性

- ▶ 人材獲得競争が激しい中、各種施策を総動員して、優秀な人材を確保し、定着させていく必要 特に政策の企画立案等の業務は、その困難性や特殊性に対応できる能力を有する人材の獲得・リテンションが喫緊の課題
- ▶ 給与制度のアップデートで措置した、職務・職責をより重視した俸給体系の整備等の取組を更に強化する必要
- ▶ 人事行政諮問会議の最終提言で、まずは政策の企画や立案、高度な調整等を担う職員を対象に、給与・人事評価・任用の在り 方を一体的に見直す必要性について指摘

優秀な人材の確保に向け、新たな人事制度を検討

新たな人事制度の方向性

- ▶ 採用後の役割や活躍に応じて給与が上昇し、職員の職務や公務への貢献にふさわしい給与水準へ
 - ・ 高い能力・実績のある人材が登用され、より職務・職責に見合った給与が支給される体系とすることが重要
 - ・ 業務効率化の視点を踏まえ、簡素で分かりやすいものとなるよう諸手当を抜本的に見直し
- ▶ 特に幹部・管理職員を中心とした政策の企画立案や高度な調整等に関わる職員の新たな人事制度は、次の事項を一体的に検討

職務・職責をより重視した給与体系

例えば、

- 役職段階等により職務や職責に応じた簡素な号俸構成
- ・ 時々の職務・職責の変化に応じ水準調整が可能な仕組み
- 参照すべき民間企業の業種・規模等の水準を踏まえた給与

勤務時間·任用等

- 時間に縛られない働き方の導入
- ・メリハリと納得性のある人事評価に基づく任用の在り方
- 令和8年夏に措置の骨格を、令和9年夏に具体的な内容を報告
 - 令和7年においても、職務・職責をより重視した給与を実現し、給与上の各課題に速やかに対処する観点から 先行して「本年の給与勧告のポイント②③」の見直しを実施

第2章 職員の給与に関する勧告

第2章 職員の給与に関する勧告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、職員の給与に関する条例 (昭和26年島根県条例第1号)、県立学校の教育職員の給与に関する条例 (昭和29年島根県条例第6号)、市町村立学校の教職員の給与等に関する条例 (昭和29年島根県条例第7号)、一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 (平成15年島根県条例第7号)及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (平成15年島根県条例第8号)について改定措置を執られるよう勧告する。

1 職員の給与に関する条例、県立学校の教育職員の給与に関する条例及び市町村 立学校の教職員の給与等に関する条例の改正

(1)給料表

ア 令和7年4月1日からの給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

イ 令和8年1月1日からの給料表

- (ア)アによる改定後の「高等学校等教育職給料表」の備考2を「この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に11,575円を、同じく4級であるものの給料月額は、3,825円をそれぞれ加算する。」とする。
- (イ)アによる改定後の「中学校・小学校等教育職給料表」の備考2を「この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に11,575円を、同じく4級であるものの給料月額は、4,026円をそれぞれ加算する。」とする。

(2)諸手当

ア 初任給調整手当について

- (ア) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を417,600円とすること。
- (イ)医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学 又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額 の限度を52,100円とすること。

イ 期末手当及び勤勉手当について

(ア) 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.25月分(特定管理職員にあっては、1.05月分) とし、勤勉手当の支給割合を1.05月分(特定管理職員にあっては、1.25月分)とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、期末手当の支給割合を0.65月分(特定管理職員にあっては、0.55月分)とし、勤勉手当の支給割合を0.55月分(特定管理職員にあっては、0.65月分)とすること。

(イ) 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分ずつ(特定管理職員にあっては、それぞれ1.025月分ずつ)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.025月分ずつ(特定管理職員にあっては、それぞれ1.225月分ずつ)とすること。

定年前再任用短時間勤務職員については、6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.6375月分ずつ(特定管理職員にあっては、それぞれ0.5375月分ずつ)とし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.5375月分ずつ(特定管理職員にあっては、それぞれ0.6375月分ずつ)とすること。

ウ 通勤手当について

- (ア)交通用具使用者に対する通勤手当の額を、60,700円を超えない範囲内で 自動車等の使用距離の区分に応じて人事委員会規則で定める額とすること。
- (イ)交通用具使用者又は交通機関等と交通用具の併用者のうち、自動車の駐車のための施設等で人事委員会規則で定めるものを利用し、その料金を負担することを常例とする職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)に対し、3,000円を超えない範囲内で1か月当たりの料金に相当する額として人事委員会規則で定める額を支給すること。
- (ウ) 1 か月当たりの交通機関等に係る通勤手当の額、交通用具に係る通勤手 当の額、特別急行列車等に係る通勤手当の額及び駐車に係る通勤手当の額 を合算した額の限度を150,000円とすること。

エ 宿日直手当について

勤務1回に係る支給額の限度を、通常の宿日直勤務は4,700円、人事委員会規則で定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,700円、人事委員会規則又は県教育委員会規則で定める管理又は監督の業務その他特殊な業務を主とする教育職員の宿日直勤務は8,600円(執務時間が通常の執務日の2分の1の時間である日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ7,050円、11,550円、12,900円)とすること。

2 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

(1)給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.7月分ずつと すること。

3 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

(1)給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当について

ア 令和7年12月期の支給割合

期末手当の支給割合を1.0月分とし、勤勉手当の支給割合を0.85月分とすること。

イ 令和8年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.975月分ずつとし、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.825月分ずつとすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和7年4月1日から実施すること。ただし、1の(2)のイの(ア)、2の(2)のア及び3の(2)のアについては令和7年12月1日から、1の(1)のイについては令和8年1月1日から、1の(2)のイの(イ)、2の(2)のイ及び3の(2)のイについては令和8年4月1日から、1の(2)のウについてはこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から実施すること。

別記第1

行 政 職 給 料 表

職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 197,092 198,199 199,407 200,514	円 243,597 244,905 246,315 247,724	円 278, 123 279, 130 280, 136 281, 143	円 311,844 313,354 314,763 316,173	円 334,795 336,607 338,418 340,130		円 423, 476 425, 389 427, 301 429, 113	480, 349 485, 281	円 528,766 535,511 540,644 544,872
	5 6 7 8	201, 621 203, 333 204, 943 206, 554	249, 133 250, 542 251, 951 253, 361	282, 149 283, 156 284, 062 285, 069	317,582 318,689 319,696 320,904	341, 841 343, 552 345, 263 346, 874	379,085	430, 925 432, 737 434, 549 436, 361	500,280	548, 295 551, 516 554, 435 556, 951
	9 10 11 12	208, 064 209, 775 211, 386 212, 996	254, 770 255, 978 257, 286 258, 595	286,075 287,082 288,088 289,095	322, 112 323, 722 325, 333 326, 943	348, 484 350, 196 351, 907 353, 517	383, 615 385, 225	437, 971 439, 481 440, 991 442, 501		558,964
	13 14 15 16	214,506 216,217 217,928 219,640	259, 803 261, 011 262, 219 263, 427	291,410	328, 352 329, 963 331, 574 333, 184	355, 027 356, 638 358, 248 359, 758	390, 560 392, 473	444, 011 445, 319 446, 628 447, 836		
	17 18 19 20	220, 848 222, 458 224, 069 225, 579	264, 534 265, 641 266, 749 267, 856		334, 593 336, 305 337, 915 339, 526		397,607 399,318	449, 044 450, 352 451, 661 452, 869		
	21 22 23 24	227,088 228,699 230,310 231,920	268, 762 269, 768 270, 775 271, 782		340, 935 342, 646 344, 357 345, 968	368,717 370,227	404, 049 405, 458	454, 077 454, 882 455, 687 456, 493		
	25 26 27 28	233, 531 235, 242 236, 551 237, 859	272, 788 273, 694 274, 499 275, 405	304, 899 305, 905 306, 912 307, 918	347, 176 349, 088 350, 800 352, 410	373, 448 375, 260 376, 871 378, 582	409, 484 410, 692	457, 097 457, 701 458, 304 458, 908		
	29 30 31 32	239, 168 240, 275 241, 382 242, 489	276, 211 277, 016 277, 821 278, 526	309,026 310,234 311,341 312,549	353, 920 355, 531 357, 141 358, 752	379, 991 381, 300 382, 508 383, 917	415, 121	459,613 460,418 460,821 461,526		
	33 34 35 36	243, 597 244, 503 245, 409 246, 415	279, 230 280, 036 280, 841 281, 445	313,656 314,965 316,273 317,582	360, 463 362, 275 364, 087 365, 899	385, 024 385, 930 386, 937 387, 943	417, 638 418, 242	462, 029 462, 432 462, 834 463, 237		
	37 38 39 40	247, 422 248, 328 249, 234 250, 039	282, 149 282, 955 283, 659 284, 364	318,790 320,098 321,407 322,715		388,748 389,654 390,560 391,366	420, 154 420, 658	463, 639 463, 941 464, 243 464, 545		
	41 42 43 44	250, 844 251, 549 252, 153 252, 757	285, 069 285, 773 286, 478 287, 182	324, 024 325, 232 326, 541 327, 648	373, 146 373, 951 374, 857 375, 864	392, 171 392, 976 393, 781 394, 486	421,966	464, 847 465, 149 465, 451 465, 753		
	45 46 47 48	253, 461 254, 065 254, 669 255, 273	287, 887 288, 491 289, 196 289, 800		376, 770 377, 877 378, 783 379, 790		423, 174	466,055		

	49 50 51	255, 777 256, 381 256, 984	290, 504 291, 108 291, 813	333, 587 334, 895 336, 103	380, 696 381, 400 382, 105	397, 808 398, 412 399, 016	423, 677 423, 979 424, 181		
	52 53 54	257, 488 257, 890 258, 293	292, 517 293, 021 293, 625	337, 311 338, 620 339, 626	382, 709 383, 111 383, 715	399, 720 400, 123 400, 727	424, 483 424, 684 424, 986		
	55 56	258, 595 258, 897	294, 229 294, 933	340, 734 341, 841	384, 319 385, 024	401, 331 401, 834	425, 288 425, 590		
定年前再任用	57 58 59 60	259, 199 259, 501 259, 803 260, 105	295, 537 296, 141 296, 745 297, 450	342, 545 343, 451 344, 156 344, 961	385, 326 386, 031 386, 735 387, 339	402, 237 402, 841 403, 445 403, 948	425, 791 426, 093 426, 395 426, 597		
短時間勤職員以	61 62 63 64	260, 407 260, 709 261, 011 261, 313	298, 054 298, 658 299, 161 299, 664	345, 767 346, 169 346, 673 347, 377	387, 641 388, 144 388, 748 389, 352	404, 351 404, 854 405, 357 405, 961	426, 798 427, 100 427, 402 427, 603		
外の職員	65 66 67 68	261, 615 261, 917 262, 219 262, 521	300, 168 300, 772 301, 275 301, 879	348, 182 348, 887 349, 592 350, 196	389, 654 390, 258 390, 963 391, 567	406, 263 406, 666 406, 968 407, 371	427, 805 428, 106 428, 408 428, 610		
	69 70 71 72	262, 823 263, 125 263, 427 263, 729	302, 281 302, 785 303, 288 303, 892	350, 699 351, 303 351, 806 352, 410	391, 970 392, 473 393, 077 393, 580	407, 673 407, 974 408, 276 408, 478	428, 811 429, 113 429, 415 429, 616		
	73 74 75 76	264, 031 264, 333 264, 635 264, 937	304, 395 304, 798 305, 100 305, 402	352, 712 353, 215 353, 517 353, 920	394, 083 394, 687 395, 090 395, 392	408, 679 408, 981 409, 283 409, 484	429, 818		
	77 78 79 80	265, 239 265, 541 265, 843 266, 145	305, 603 305, 905 306, 107 306, 409	354, 323 354, 826 355, 329 355, 833	395, 795 396, 298 396, 701 397, 103	409,686 409,988 410,290 410,491			
	81 82 83 84	266, 447 266, 749 267, 050 267, 352	306, 610 306, 811 307, 113 307, 314	356, 135 356, 537 356, 940 357, 343	397, 506 398, 009 398, 412 398, 814	410, 692 410, 994 411, 296 411, 498			
	85 86 87 88	267, 654 267, 956 268, 258 268, 560	307, 616 307, 818 308, 120 308, 422	357, 644 358, 047 358, 450 358, 852	399, 116	411,699			
	89 90 91 92	268, 862 269, 164 269, 466 269, 768	308, 724 309, 026 309, 328 309, 630	359, 054 359, 456 359, 859 360, 262					
	93 94 95 96	270,070	309, 831 310, 032 310, 334 310, 737	360, 463 360, 765 361, 168 361, 470					
	97 98 99 100		310, 938 311, 240 311, 542 311, 945	361, 772 362, 174 362, 577 362, 979					
	101 102 103 104		312, 146 312, 448 312, 750 313, 052	363, 483 363, 885 364, 288 364, 691					

短時間勤 務職 員		125 318,890	122 123 124 124 318, 286 318, 588	121 317, 783	117 118 119 120 316, 676 316, 877 317, 179 317, 481	113 114 115 115 116 315, 770 316, 072 316, 475	109 110 314, 361 314, 663 111 315, 065 112 315, 367	105 106 107 108 313, 253 365, 194 313, 555 365, 597 313, 857 365, 899 314, 159 366, 201
411,900	給料月額 円	基準						
465, 451	給料月額 円	基準						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、職員の給与に関する条例附 則第4項に規定する職員を除く。

公 安 職 給 料 表

職員 の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 227,088 229,504 231,920 234,336	円 248, 227 250, 442 252, 656 254, 871	円 271,379 273,291 275,405 277,519	円 310, 234 311, 240 312, 146 313, 052	円 346,371 347,880 349,290 350,800	371,536	円 399,318 401,029 402,640 404,351	437,569	円 482,966 489,006 493,938 498,166
	5 6 7 8	236, 651 239, 067 241, 483 243, 697	257, 085 259, 098 261, 112 262, 923	279, 532 280, 841 282, 149 283, 458	313,656 314,361 314,965 315,669	352,310 353,719 355,027 356,336	378,078	405, 861 407, 471 409, 082 410, 692		502, 192 505, 615 508, 534 511, 050
	9 10 11 12	245, 912 248, 026 250, 140 252, 153	264, 735 266, 447 268, 158 269, 567	284, 767 286, 075 287, 283 288, 491	316, 273 316, 978 317, 682 318, 286	357, 644 359, 255 360, 866 362, 476	384,319	412, 202 413, 813 415, 423 417, 034	450,554	513, 265
	13 14 15 16	254, 065 256, 079 258, 092 259, 702	270, 976 272, 788 274, 097 275, 506	291,712	318, 991 319, 696 320, 300 321, 105	363, 885 365, 496 367, 006 368, 516	389, 151 390, 762	418, 544 420, 557 422, 570 424, 583	455, 083 456, 694	
	17 18 19 20	261, 313 262, 823 264, 333 265, 843	276, 915 278, 123 279, 331 280, 438	294, 229 295, 336 296, 443 297, 550	321, 810 322, 615 323, 621 324, 427	370, 026 371, 636 373, 146 374, 656	395, 593 397, 204	426,093 427,805 429,415 431,126	461,425	
	21 22 23 24	267, 352 268, 862 270, 372 271, 882	281, 747 282, 854 284, 062 285, 169	298, 758 299, 362 299, 866 300, 470	325, 333 326, 541 327, 849 329, 158	376, 166 377, 776 379, 387 380, 998	401, 935 403, 646	432, 737 434, 247 435, 757 437, 166	467,565	
	25 26 27 28	273, 392 274, 600 275, 808 277, 016	286, 478 287, 786 288, 994 290, 202	300, 872 301, 476 301, 980 302, 483	330, 366 331, 876 333, 184 334, 191	382, 407 384, 118 385, 829 387, 440	409, 082 410, 894	438, 374 439, 884 441, 394 442, 803	469, 176 469, 780	
	29 30 31 32	278, 224 279, 331 280, 438 281, 546	291, 108 292, 115 293, 222 294, 229	302, 885 303, 489 303, 993 304, 496	335, 097 336, 305 337, 412 338, 519	389, 050 390, 661 392, 272 393, 882	415, 927 417, 135	444, 313 445, 621 446, 829 448, 037	471, 692 472, 196	
	33 34 35 36	282, 854 284, 163 285, 371 286, 679	295, 437 296, 041 296, 645 297, 248	304, 999 305, 603 306, 006 306, 409	339,626 340,834 342,042 343,049	395,593 397,607 399,620 401,633	420, 557 421, 564	449, 044 449, 748 450, 453 451, 158	473,806	
	37 38 39 40	287, 585 288, 592 289, 699 290, 806	297, 651 298, 255 298, 859 299, 362	306, 912 307, 516 308, 120 308, 623	344, 156 345, 364 346, 572 347, 780	403, 344 405, 055 406, 565 408, 075		451,661 452,064 452,466 452,768	475,014	
	41 42 43 44	292, 014 292, 618 293, 222 293, 725	299, 765 300, 369 300, 973 301, 476	309, 227 309, 932 310, 636 311, 240	348, 887 349, 994 351, 202 352, 410	409, 283 410, 290 411, 296 412, 303	429, 012 429, 818	453, 070 453, 372 453, 674 453, 976	475, 719 475, 920	
	45 46 47 48	294, 128 294, 631 295, 135 295, 638	301, 879 302, 382 302, 885 303, 389			413,309 414,417 415,524 416,631	431,630	454, 177 454, 479 454, 781 454, 983		

							外の職員	任短間務員は	定年 前再				
101 102 103 104	97 98 99 100	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67 68	61 62 63 64	57 58 59 60	53 54 55 56	49 50 51 52
326, 239 327, 245 328, 252 329, 158	322, 615 323, 521 324, 427 325, 333	319, 293 320, 199 321, 105 321, 910	316,676 317,380 318,085 318,790	313, 958 314, 562 315, 267 315, 971	311, 542 312, 046 312, 750 313, 354	309, 328 309, 831 310, 435 311, 039	307, 314 307, 818 308, 422 308, 824	305,503 305,905 306,308 306,811	303, 691 304, 194 304, 597 304, 999	301, 879 302, 281 302, 785 303, 187	299, 966 300, 470 300, 973 301, 376	298, 054 298, 658 299, 060 299, 463	296, 041 296, 544 297, 047 297, 550
351,303 352,209 353,215 354,323	346, 169 347, 478 348, 686 349, 894	341, 237 342, 545 343, 753 344, 961	336, 305 337, 613 338, 821 340, 029	332, 379 333, 385 334, 392 335, 399	328, 554 329, 560 330, 466 331, 473	324, 829 325, 735 326, 641 327, 648	321, 608 322, 514 323, 420 324, 225	318, 387 319, 192 320, 098 321, 004	315, 065 315, 871 316, 676 317, 481	311,744 312,549 313,354 314,260	308, 623 309, 428 310, 234 310, 938	306, 107 306, 711 307, 415 308, 019	303, 892 304, 395 304, 999 305, 503
377, 877 378, 984 380, 092 381, 199	373, 247 374, 455 375, 562 376, 770	367, 509 369, 019 370, 529 371, 938	362, 476 363, 684 364, 892 366, 201	356, 739 358, 248 359, 758 361, 168	350, 699 352, 310 353, 819 355, 329	345, 163 346, 572 347, 981 349, 390	340, 029 341, 338 342, 646 343, 955	335, 801 336, 909 338, 116 339, 324	331, 473 332, 580 333, 687 334, 795	327, 245 328, 352 329, 460 330, 567	323, 118 324, 225 325, 333 326, 440	318, 991 320, 098 321, 105 322, 112	314, 965 315, 971 316, 978 317, 984
408, 377 408, 780 409, 182 409, 484	406, 666 407, 169 407, 673 408, 075	404, 854 405, 257 405, 760 406, 263	402, 941 403, 445 403, 948 404, 451	400, 828 401, 432 402, 036 402, 640	398, 613 399, 217 399, 720 400, 224	393, 983 395, 191 396, 298 397, 506	389, 352 390, 560 391, 768 392, 875	384, 420 385, 628 386, 836 388, 044	379, 186 380, 595 381, 904 383, 313	373, 549 375, 059 376, 569 377, 978	368, 113 369, 422 370, 831 372, 240	363, 281 364, 590 365, 798 367, 006	358, 450 359, 758 361, 067 362, 376
				435, 555	434, 045 434, 448 434, 851 435, 253	432, 636 433, 139 433, 441 433, 743	431, 126 431, 730 432, 133 432, 334	429, 113 429, 616 430, 220 430, 724	427, 201 427, 603 428, 106 428, 610	425, 288 425, 691 426, 194 426, 697	422, 973 423, 677 424, 382 424, 885	420, 658 421, 362 421, 966 422, 671	417, 940 418, 745 419, 550 420, 154
				445, 420	444, 413 444, 715 445, 017 445, 219	443, 407 443, 709 444, 011 444, 212	442, 400 442, 702 443, 004 443, 205	441, 394 441, 696 441, 998 442, 199	440, 387 440, 689 440, 991 441, 192	439, 280 439, 582 439, 884 440, 186	437, 569 438, 072 438, 474 438, 877	435, 656 436, 059 436, 562 437, 065	433, 643 434, 045 434, 649 435, 253
							461,727	460, 620 460, 922 461, 224 461, 526	459, 512 459, 814 460, 116 460, 418	458, 405 458, 707 459, 009 459, 311	457, 399 457, 701 458, 003 458, 204	456, 392 456, 694 456, 895 457, 197	455, 285 455, 587 455, 889 456, 191

前 任 短											
年再用時勤職	• Fr										
	145	141 142 143 144	137 138 139 140	133 134 135 136	129 130 131 132	125 126 127 128	121 122 123 124	117 118 119 120	113 114 115 116	109 110 111 112	105 106 107 108
基 译 <u>給料月額</u> 円 257,085	基準					341,338	339,727 340,029 340,532 341,036	337, 009 337, 714 338, 418 339, 123	334, 493 335, 097 335, 801 336, 405	332, 278 332, 781 333, 184 333, 687	329, 963 330, 567 331, 171 331, 775
基 译 <u>給料月額</u> 円 269,265	378,884 基 準	377, 072 377, 575 378, 078 378, 582	375, 361 375, 763 376, 267 376, 770	373, 951 374, 455 374, 757 375, 059	372, 542 372, 945 373, 347 373, 750	370, 932 371, 334 371, 737 372, 140	369, 321 369, 724 370, 126 370, 529	367, 409 367, 811 368, 415 369, 019	363, 583 364, 489 365, 395 366, 402	359, 758 360, 765 361, 772 362, 677	355, 430 356, 537 357, 544 358, 550
<u>給料月額</u> 円	基準	399,016	397, 305 397, 707 398, 210 398, 714	395, 694 396, 197 396, 600 397, 003	393, 882 394, 385 394, 889 395, 392	392,070 392,574 393,077 393,580	390, 158 390, 661 391, 164 391, 567	388, 346 388, 849 389, 453 389, 956	386, 534 386, 937 387, 440 387, 943	384, 722 385, 225 385, 628 386, 131	382, 407 382, 910 383, 514 384, 118
基 译 <u>給料月額</u> 円 306,610	基準						417, 135	415, 323 415, 826 416, 229 416, 732	413, 410 413, 913 414, 417 414, 920	411,598 412,102 412,605 413,108	409, 786 410, 290 410, 793 411, 296
基 译 <u>給料月額</u> 円 324,024	基準										
給料月額 円	基準										
基 準 給料月額 円 363,080	其準										
給料月額 円	基準										
基 準 給料月額 円 432,737	其 淮										

備考 この表は、警察官に適用する。

海 事 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 222,659 225,981 229,202 231,920	円 293.021 294,732 296,443 298,154	円 335,197 336,305 337,412 338,418	円 382, 407 384, 118 385, 829 387, 339	円 425,691 427,805 429,918 432,032
	5 6 7 8	234, 638 237, 960 241, 282 244, 603	299, 866 301, 376 302, 785 304, 295		388, 849 390, 560 392, 272 393, 781	
	9 10 11 12	247, 824 250, 945 254, 166 257, 186	305, 805 307, 113 308, 321 309, 630	345, 867 347, 478 349, 088 350, 699	395, 291 396, 801 398, 210 399, 720	439, 380 440, 689 441, 897 443, 105
	13 14 15 16	260, 206 263, 125 266, 044 268, 862	310, 938 312, 247 313, 455 314, 763	352, 410 354, 021 355, 631 357, 141	401, 230 402, 640 403, 948 405, 257	
	17 18 19 20	271, 681 274, 600 277, 418 280, 136	315, 971 317, 079 318, 286 319, 394	360, 262	406,767 408,276 409,887 411,498	450,856
	21 22 23 24	282, 753 284, 163 285, 572 286, 981	320,702 321,508 322,212 322,917	361,772 362,476 363,281 363,986	413,007 414,417 415,826 417,235	453,674
	25 26 27 28	288, 390 289, 498 290, 605 291, 712	323, 621 324, 326 324, 930 325, 534	364, 791 365, 496 366, 301 367, 006	418, 544 419, 752 420, 960 422, 168	457, 197
	29 30 31 32	292, 819 293, 423 293, 826 294, 229	326, 239 326, 742 327, 346 327, 950	367,710 368,415 369,019 369,724	423, 375 424, 382 425, 389 426, 395	459,714 460,318
	33 34 35 36	294, 631 295, 034 295, 336 295, 638	328, 554 329, 158 329, 560 330, 064	371,032 371,737	426, 899 427, 704 428, 610 429, 516	
	37 38 39 40	295, 940 296, 242 296, 544 296, 846	330,567 331,070 331,574 331,876	373, 045 373, 649 374, 253 374, 958	430, 321 431, 227 432, 032 432, 938	
	41 42 43 44	297, 148 297, 450 297, 752 298, 054	332, 178 332, 479 332, 781 333, 083	375, 663 376, 367 377, 072 377, 676	433, 743 434, 549 435, 455 435, 958	465, 049 465, 753 466, 357 466, 961
	45 46 47 48	298, 356 298, 557 298, 859 299, 161	333, 385 333, 687 333, 989 334, 291	378, 280 379, 085 379, 890 380, 595	436, 159 436, 562 436, 864 437, 166	

任短間務員 務員	 定年 前再										職員	間勤 務 員 外の	定年前任短時短時
	97	93 94 95 96	89 90 91 92	85 86 87 88	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67 68	61 62 63 64	57 58 59 60	53 54 55 56	49 50 51 52
円 235, 041	基 準 給 料 月 額						305, 603	304, 597 304, 798 304, 999 305, 301	303, 590 303, 892 304, 194 304, 395	302,583 302,885 303,187 303,389	301, 577 301, 879 302, 181 302, 382	300,570 300,872 301,174 301,376	299, 463 299, 664 299, 966 300, 268
円 266,346	基 準 給 料 月 額							339, 828	338, 821 339, 123 339, 425 339, 626	337, 814 338, 116 338, 418 338, 620	337,412	335, 801 336, 103 336, 405 336, 607	334,895 335,197
円 297, 248	402,237 基 準 給料月額	400, 425 400, 727 401, 230 401, 633	398, 814 399, 217 399, 519 399, 922	397, 003 397, 506 398, 009 398, 512	395, 291 395, 694 396, 097 396, 499	393,479 393,882 394,385 394,889	391, 869 392, 272 392, 674 393, 077	390,762 390,963 391,265 391,567	389, 654 389, 856 390, 158 390, 460	388, 547 388, 849 389, 151 389, 453	387, 339 387, 641 387, 943 388, 245	384, 420 385, 326 386, 232 387, 037	382,306 383,111
円 340,029	基 準				453, 473	451, 359 451, 862 452, 567 453, 271	449, 245 449, 849 450, 453 450, 956	447, 232 447, 735 448, 339 448, 943	445, 017 445, 621 446, 125 446, 729	443, 004 443, 507 444, 011 444, 514	440,790 441,394 441,897 442,400	438, 676 439, 179 439, 682 440, 186	437,669 437,971
369,623	基 準									472, 498	471, 491 471, 793 472, 095 472, 296	470, 484 470, 686 470, 988 471, 290	469, 478 469, 780 470, 082 470, 283

備考 この表は、試験船、実習船等に乗り組む職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

研 究 職 給 料 表

職員の区	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 197, 494 198, 602 199, 810 200, 917	円 248, 428 252, 757 255, 575 258, 293	円 341, 136 343, 149 345, 163 347, 075	円 391, 064 392, 473 393, 882 395, 291	円 463, 136 473, 403 483, 168 493, 133
	5 6 7 8	202, 024 204, 239 206, 353 208, 466	260, 910 262, 621 264, 131 265, 641	348, 887 350, 900 352, 813 354, 725	396, 701 398, 110 399, 418 400, 828	521,922
	9 10 11 12	210,580 212,593 214,607 216,620	267, 151 269, 164 271, 077 272, 989	356, 437 358, 047 359, 557 361, 168	402, 237 403, 747 405, 156 406, 565	
	13 14 15 16	218, 633 220, 546 222, 458 224, 270	275,003 277,217 279,432 281,646	362,778 363,785 364,791 365,697	407, 874 409, 384 410, 894 412, 404	
	17 18 19 20	225, 981 227, 793 229, 605 231, 417	283,760 286,075 288,390 290,806	366, 805 368, 012 369, 220 370, 428	413, 913 415, 524 417, 135 418, 846	
	21 22 23 24	233, 229 235, 041 236, 752 238, 463	293, 121 295, 235 297, 349 299, 362	371, 636 372, 743 373, 750 374, 757	420, 054 421, 463 422, 872 424, 181	
	25 26 27 28	240, 174 242, 288 244, 201 246, 113	301, 376 303, 288 305, 201 307, 113	375, 864 376, 871 377, 776 378, 783	425, 489 426, 798 428, 308 429, 818	
	29 30 31 32	248, 026 249, 133 250, 240 251, 348	309, 026 310, 536 312, 046 313, 555	379,689 380,494 381,300 382,105	431, 026 432, 234 433, 844 435, 354	
	33 34 35 36	252, 757 254, 065 255, 475 256, 884	315,065 316,575 318,085 319,494	382, 809 383, 514 384, 319 385, 125	436, 663 438, 072 439, 481 440, 890	
	37 38 39 40	258, 293 259, 803 261, 313 262, 923	320, 904 321, 810 322, 715 323, 521	385, 829 386, 534 387, 339 388, 144	442, 300 443, 709 445, 118 446, 527	
	41 42 43 44	264, 333 265, 641 267, 050 268, 460	324, 225 324, 729 325, 232 325, 635	388,950 390,158 391,366 392,574	447, 635 448, 943 450, 352 451, 661	
	45 46 47 48	269, 970 271, 278 272, 486 273, 694	326, 037 326, 541 327, 044 327, 446	393, 278 394, 285 395, 090 395, 795	452, 466 453, 271 454, 177 455, 083	

	49 50 51 52	274, 902 276, 009 277, 116 278, 224	327, 849 328, 252 328, 554 329, 057	396, 499 397, 204 397, 808 398, 412	455, 889 456, 694 457, 298 458, 103	
	53 54 55 56	279, 230 280, 338 281, 344 282, 351	329, 460 329, 862 330, 265 330, 567	399,016 399,720 400,526 401,331	458, 506 459, 110 459, 613 460, 116	
定年前再	57 58 59 60	283, 357 284, 062 284, 565 285, 169	330, 970 331, 272 331, 674 331, 976	401, 935 402, 740 403, 445 404, 149	460,620	
任用 短間 動職 員以	61 62 63 64	285, 773 286, 377 286, 981 287, 484	332, 379 332, 882 333, 486 333, 989	404,753 405,458 406,062 406,767		
外の職員	65 66 67 68	288, 088 288, 592 289, 196 289, 699	334, 392 334, 996 335, 499 336, 103	407, 471 408, 075 408, 679 409, 384		
	69 70 71 72	290, 303 291, 008 291, 612 292, 215	336, 607 337, 110 337, 613 338, 217	410,088 410,592 411,196 411,800		
	73 74 75 76	292, 819 293, 423 294, 027 294, 732	338, 720 339, 425 340, 130 340, 834	412, 303 412, 907 413, 511 414, 014		
	77 78 79 80	295, 336 296, 041 296, 745 297, 248	341, 438 342, 042 342, 747 343, 451	414, 517 415, 021 415, 524 416, 229		
	81 82 83 84	297, 852 298, 456 299, 161 299, 765	344, 156 344, 861 345, 465 346, 069	416,631		
	85 86 87 88	300, 268 300, 872 301, 577 302, 181	346.572 347,075 347.478 347,880			
	89 90 91 92	302, 684 303, 288 303, 993 304, 597	348, 182 348, 686 348, 988 349, 390			
	93 94 95 96	305, 201 305, 805 306, 409 307, 013	349, 692 349, 994 350, 397 350, 800			
	97 98 99 100	307, 314 307, 818 308, 422 308, 925	351, 303 351, 806 352, 310 352, 813			
	101 102 103 104	309, 328 309, 730 310, 032 310, 435	353, 316 353, 819 354, 222 354, 725			

任用 短動 務 員	定年 前再					
		121	117 118 119 120	113 114 115 116	109 110 111 112	105 106 107 108
	基給					
	料					
231	月	315	314 314	313 313	312 312	311 311
円,719	準 額	, 569	. 461 , 763 . 965 , 267	, 354 , 656 , 958 , 260	, 146 , 549 , 851 , 052	, 838 , 240 , 643 , 945
	基給					
	料					
275	月	361	360 361	359 359	357 357	355 356
円, 204	準額	, 973	, 362 , 765 , 168 , 570	,651 ,054 ,456 ,859	, 940 , 343 , 745 , 148	, 128 , 531 , 034 , 437
	基給					
	料					
301	月					
円 , 174	準 額					
	基 給					
	料					
345	月					
円 , 263	準 額					
	基 給					
	料					
406	月					
円,062	準額					

備考 この表は、試験場、研究所等で人事委員会の指定するものに勤務し、試験研究業務に従事する職員 で人事委員会規則で定めるものに適用する。

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員の区	東戦和イイ 職務 の級	1級	2級	3級	4級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 305,600 307,900 310,200 312,400	円 415,600 418,300 420,900 423,300	円 470,300 472,300 474,200 476,100	円 566, 200 572, 300 577, 400 582, 100
	5 6 7 8	314,500 318,000 321,500 324,900	425,600 427,800 429,800 431,900	477,500 479,200 481,000 482,800	586,400 590,700 594,100 597,000
	9 10 11 12	328,300 331.800 335.200 338,600	434,000 435,500 437,000 438,500	484,600 486.300 488.100 489,900	599,500 601.800
	13 14 15 16	342.000 345,500 348,900 352,300	439.900 441.300 442.800 444,200	491.700 493,400 495,200 497,000	
	17 18 19 20	355,700 358,800 362,000 365,200	445,500 447,000 448,400 449,800	498,800 500,700 502,600 504,500	
	21 22 23 24	368,500 371,600 374,700 377,700	451,100 452,600 454,000 455,400	506,400 508,100 509,900 511,700	
	25 26 27 28	380, 800 383, 100 385, 400 387, 600	456,800 458,200 459,500 460,900	513,300 515,100 516,900 518,400	
	29 30 31 32	389.500 391.200 392,900 394,700	462,300 463,600 465,000 466,400	519,800 521,500 523,300 525,000	
	33 34 35 36	396, 400 398, 200 399, 800 401, 100	467,700 469,100 470,400 471,800	526, 500 527, 800 529, 100 530, 400	
	37 38 39 40	402,500 403,900 405,300 406,700	473, 200 474, 900 476, 500 478, 000	531,400 532,700 534,000 535,300	
	41 42 43 44	408, 200 408, 900 409, 500 410, 100	479,600 480,800 481,900 483,000	536, 300 537, 100 537, 900 538, 700	
	45 46 47 48	410,900 411.500 412,100 412,600	484,000 484,900 485,800 486,600	539,600 540.400 541.200 541,900	

足前任短間務員 中再用時勤職	定年					外の開	短時 間勤 務職 員以	定年 前再 任用		
	85	81 82 83 84	77 78 79 80	73 74 75 76	69 70 71 72	65 66 67 68	61 62 63 64	57 58 59 60	53 54 55 56	49 50 51 52
基給	基									
料										
進 月 額 7 312,90	進					418,800	417,600 417,900 418,200 418,500	416, 100 416, 500 416, 800 417, 200	414, 800 415, 100 415, 400 415, 800	413, 100 413, 500 414, 000 414, 400
	基					0	0	0	0	0
料										
準 月額 円 356,500	506,900 <u>準</u>	504, 700 505, 300 505, 900 506, 400	502,700 503,300 503,800 504,200	500, 900 501, 400 501, 800 502, 200	499,000 499,500 500,000 500,500	496, 800 497, 400 498, 000 498, 500	494, 400 495, 000 495, 700 496, 400	492, 100 492, 700 493, 300 494, 000	489,900 490,600 491,200 491,800	487, 300 488, 000 488, 700 489, 300
料	ţ.									
準 月 額 412,	進			563,	559, 560, 561, 562,	556, 556, 557, 558,	552, 553, 554, 555,	549, 550, 551, 551,	546, 546, 547, 548,	542, 543, 544, 545,
800				000	400 300	900 800	400 300	200 000	800 700	500 200
基給	基									
料										
月 48										
準 額 円 88,500	進									

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の区	│ 職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 202, 326 204, 440 206, 554 208, 668	円 241,382 242,691 243,999 245,308	円 276, 211 277, 016 277, 720 278, 526	円 295, 235 296, 041 296, 745 297, 450	円 328, 453 329, 862 331, 272 332, 681	376,468	円 430,019 431,932 433,945 435,757
	5 6 7 8	210, 681 212, 694 214, 707 216, 519	246, 516 247, 623 248, 630 249, 536	279, 331 280, 136 280, 942 281, 646		334, 090 335, 701 337, 211 338, 720	382, 809 384, 420	439, 179
	9 10 11 12	218, 331 220, 244 222, 156 224, 270	250, 643 251, 750 252, 857 254, 065	282, 351 283, 156 283, 961 284, 767	301, 074 301, 778 302, 583 303, 187	340, 130 341, 740 343, 250 344, 760	389,654 391,668	443, 809 445, 118 446, 427 447, 735
	13 14 15 16	225, 981 227, 994 230, 209 232, 323	255, 273 256, 481 257, 689 258, 796	285, 572 286, 377 287, 082 287, 887	303, 791 304, 899 306, 006 307, 214	346, 169 347, 780 349, 290 350, 800	396, 801 398, 512	450, 252 451, 460
	17 18 19 20	234, 437 235, 544 236, 551 237, 658	259, 803 260, 810 261, 917 262, 923	288, 692 289, 498 290, 303 291, 008	310,636	352, 310 353, 920 355, 531 357, 041		454,882
	21 22 23 24	238, 765 239, 570 240, 476 241, 282	264, 031 264, 937 265, 742 266, 547	291, 813 292, 719 293, 625 294, 329	314, 260 315, 468	358, 349 359, 859 361, 369 362, 879	409,082 410,390	458, 405 459, 210 459, 613 460, 318
	25 26 27 28	242, 187 243, 093 243, 999 244, 905	267, 352 268, 158 268, 963 269, 768	295, 034 295, 940 296, 846 297, 550	318, 991 320, 098	364, 288 365, 798 367, 308 368, 717	413,712 414,819	461,224 461,626
	29 30 31 32	245,711 246,516 247,220 248,026	270, 473 271, 278 272, 083 272, 889	298, 356 299, 362 300, 268 301, 275	322, 514 323, 722 324, 930 326, 138	370, 126 371, 737 373, 146 374, 656		462, 432 462, 834 463, 136 463, 438
	33 34 35 36	248, 730 249, 334 250, 039 250, 744	273, 694 274, 499 275, 103 275, 909	302, 281 303, 389 304, 395 305, 301	327, 245 328, 352 329, 560 330, 768	375, 864 376, 971 378, 179 379, 286	420, 054 420, 557	463, 740 464, 042 464, 344 464, 646
	37 38 39 40	251, 448 252, 052 252, 656 253, 260	276, 815 277, 620 278, 425 279, 130	306, 308 307, 314 308, 321 309, 328	331, 976 333, 184 334, 493 335, 701	380, 293 381, 098 382, 004 383, 111	421,564	464, 948

	41 42 43 44	253, 864 254, 468 255, 072 255, 575	279, 834 280, 640 281, 445 282, 149	310, 234 311, 442 312, 549 313, 656	336, 607 337, 814 339, 022 340, 230	384, 118 385, 125 386, 131 387, 037	422, 470 422, 772 423, 073 423, 375	
	45 46 47 48	255, 978 256, 582 256, 984 257, 387	282, 854 283, 659 284, 465 285, 169	314, 663 315, 770 316, 877 317, 884	341, 136 342, 143 343, 149 344, 055	387, 842 388, 648 389, 554 390, 359	423, 577 423, 879 424, 181 424, 483	
	49 50 51 52	257, 790 258, 293 258, 796 259, 300	285, 874 286, 579 287, 182 287, 887	318, 991 319, 998 321, 105 322, 212	344, 961 345, 867 346, 874 347, 780	390, 862 391, 668 392, 473 393, 278	424, 684 424, 885 425, 187 425, 489	
定年 前再	53 54 55 56	259, 602 259, 904 260, 206 260, 508	288, 592 289, 196 289, 900 290, 504	323, 219 324, 225 325, 232 326, 239	348, 283 349, 189 349, 894 350, 800	393, 681 394, 385 395, 090 395, 694	425, 691	
任用 短間 務 員以	57 58 59 60	260, 810 261, 112 261, 414 261, 716	291, 209 291, 914 292, 618 293, 222	327, 145 328, 151 329, 158 330, 064	351, 504 351, 806 352, 209 352, 813	396, 097 396, 600 397, 204 397, 808		
外の職員	61 62 63 64	262, 017 262, 319 262, 621 262, 923	293, 725 294, 329 295, 034 295, 638	330, 970 331, 674 332, 379 332, 983	353, 417 354, 121 354, 826 355, 430	398, 210 398, 714 399, 217 399, 720		
	65 66 67 68	263, 225 263, 527 263, 829 264, 131	296, 141 296, 745 297, 450 298, 054	333, 587 334, 291 334, 895 335, 499	356, 135 356, 638 357, 242 357, 846	400, 324 400, 828 401, 432 402, 036		
	69 70 71 72	264, 433 264, 735 265, 037 265, 239	298, 658 299, 262 299, 866 300, 470	336, 103 336, 305 336, 707 337, 211	358, 148 358, 651 359, 054 359, 557	402, 539 403, 042 403, 445 403, 847		
	73 74 75 76	265, 440 265, 742 266, 044 266, 245	301, 074 301, 577 301, 980 302, 382	337, 814 338, 318 338, 821 339, 224	360, 060 360, 564 361, 067 361, 470	404, 149 404, 653 405, 055 405, 458		
	77 78 79 80	266, 447 266, 749 267, 050 267, 252	302, 684 302, 986 303, 187 303, 489	339, 828 340, 331 340, 734 341, 237	361, 772 362, 074 362, 275 362, 577	405,861		
	81 82 83 84	267, 453 267, 755 268, 057 268, 258	303, 791 303, 993 304, 295 304, 597	341, 740 342, 042 342, 244 342, 545	363, 080 363, 382 363, 684 363, 986			
	85 86 87 88	268, 460	304, 798 304, 999 305, 201 305, 402	342, 948 343, 351 343, 653 343, 955	364, 389 364, 691 364, 993 365, 295			

	99 90 91 92 93 94 95 96 97 98 99 100 101 102 103 104		305, 805 306, 006 306, 207 306, 409 306, 811 307, 013 307, 214 307, 516 307, 818 308, 019 308, 220 308, 522 308, 824 309, 026 309, 227 309, 529	344, 257 344, 458 344, 861 345, 163 345, 364 345, 666 345, 968 346, 169 346, 371 346, 673 346, 975 347, 176 347, 377 347, 578 347, 981 348, 182	365, 697 365, 999 366, 201 366, 503 366, 805 367, 207 367, 610 368, 012 368, 516 368, 918 369, 321 369, 724 370, 227			
	105 106 107 108		309, 831	348, 384 348, 686 349, 088 349, 491 349, 692				
定年		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
前任短間務員		四 202,628	円 229, 404	円 258, 998	円 273,090	四 299,765	円	円

備考 この表は、保健所、家畜保健衛生所等に勤務する薬剤師、栄養士、診療放射線技師、獣医師その他の職員で人事委員会規則で定めるもの並びに中学校、小学校及び義務教育学校に勤務する学校栄養職員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区	東城市イイ 職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 223, 163 225, 075 226, 887 228, 598	円 256, 381 258, 494 260, 709 262, 923	円 295, 839 296, 343 296, 846 297, 349	円 309, 328 309, 831 310, 334 310, 838	円 332, 983 333, 989 334, 996 335, 902	377, 575 379, 286	
	5 6 7 8	230, 310 232, 222 234, 034 235, 745	265, 138 266, 145 266, 950 267, 856	297, 752 298, 255 298, 758 299, 161		336, 909 338, 116 339, 324 340, 532	384, 823 386, 836	439, 783 441, 696 443, 507 445, 420
	9 10 11 12	237, 456 239, 369 241, 282 243, 194	268, 661 269, 768 270, 876 271, 782	299, 564 300, 067 300, 570 301, 074	313, 857 314, 461	341, 438 342, 646 343, 753 344, 861	392,674	447, 131 448, 742 450, 554 452, 164
	13 14 15 16	245,006 247,019 249,032 251,046	272, 587 273, 291 273, 996 274, 801	301, 476 301, 980 302, 382 302, 885	315, 971 316, 676	345, 867 346, 975 348, 082 349, 189	400, 324 402, 136	
	17 18 19 20	253, 059 255, 072 257, 186 259, 199	275, 909 276, 815 277, 720 278, 626	303, 389 303, 791 304, 295 304, 697	318,790	350, 296 351, 404 352, 511 353, 618	407, 371 409, 384	
	21 22 23 24	261, 112 262, 319 263, 427 264, 534	279, 633 280, 640 281, 546 282, 552		323, 118	354, 725 355, 933 357, 041 358, 148	414, 517 416, 329	465, 351 466, 659 467, 968 469, 478
	25 26 27 28	265, 641 266, 447 267, 352 268, 158	283, 357 284, 263 285, 169 286, 075	307, 013 307, 616 308, 321 309, 026	324, 729 325, 534 326, 440 327, 346	359, 154 360, 463 361, 772 363, 080	421, 463 423, 275	471, 793
	29 30 31 32	268, 963 269, 668 270, 372 271, 077	287, 082 287, 786 288, 491 289, 196	309, 730 310, 435 311, 140 311, 945	328, 050 329, 158 330, 265 331, 272	364, 288 365, 798 367, 308 368, 818	428, 106 429, 616	473, 303 474, 007 474, 813 475, 618
	33 34 35 36	271, 882 272, 486 273, 090 273, 593	289, 800 290, 404 290, 907 291, 310	312, 649 313, 455 314, 159 314, 864	332, 379 333, 385 334, 493 335, 600	370, 026 371, 536 372, 945 374, 354	433, 240 434, 448	476, 323 477, 027 477, 732 478, 537
	37 38 39 40	274, 197 274, 902 275, 607 276, 311	291, 712 292, 316 292, 819 293, 222	315, 569 316, 374 317, 179 317, 984	336, 707 337, 814 338, 922 340, 029	375, 763 376, 770 378, 179 379, 488	438, 072 439, 280	479, 342 480, 148 480, 852 481, 557

外の職員	时任短間 務員 科用時勤職以	定年 前再									
85	81	77	73	69	65	61	57	53	49	45	41
86	82	78	74	70	66	62	58	54	50	46	42
87	83	79	75	71	67	63	59	55	51	47	43
88	84	80	76	72	68	64	60	56	52	48	44
297, 349	295, 537	293, 524	291, 511	289, 900	288, 390	286, 981	285, 572	283, 861	282, 250	279, 734	277, 016
297, 752	295, 940	294, 027	292, 014	290, 404	288, 793	287, 384	285, 975	284, 364	282, 753	280, 438	277, 620
298, 255	296, 443	294, 631	292, 517	290, 806	289, 196	287, 786	286, 277	284, 767	283, 156	281, 143	278, 324
298, 758	296, 947	295, 034	293, 021	291, 108	289, 498	288, 088	286, 579	285, 169	283, 559	281, 747	278, 928
323, 823	320, 501	317, 179	313, 757	310, 234	307, 013	303, 791	300, 973	299, 161	297, 349	295, 537	293, 625
324, 729	321, 306	318, 085	314, 562	311, 140	307, 918	304, 697	301, 678	299, 564	297, 752	295, 940	294, 128
325, 735	322, 212	319, 092	315, 468	312, 046	308, 724	305, 603	302, 382	300, 067	298, 255	296, 443	294, 531
326, 742	323, 017	319, 998	316, 374	312, 851	309, 529	306, 308	303, 087	300, 470	298, 758	296, 846	295, 034
362, 174	358, 349	354, 222	349, 692	345, 666	341, 438	337, 211	333, 486	329, 762	326, 037	322, 212	318, 588
362, 979	359, 356	355, 329	350, 900	346, 371	342, 545	338, 318	334, 392	330, 668	326, 943	323, 219	319, 494
363, 785	360, 262	356, 336	352, 008	347, 478	343, 653	339, 526	335, 399	331, 674	327, 950	324, 225	320, 501
364, 590	361, 268	357, 443	353, 115	348, 585	344, 559	340, 734	336, 305	332, 580	328, 956	325, 131	321, 407
382, 004	380, 092	377, 978	375, 059	371, 133	367, 107	362, 677	358, 349	353, 719	349, 088	344, 961	340, 834
382, 407	380, 595	378, 481	375, 864	372, 240	368, 113	363, 885	359, 255	354, 927	350, 397	345, 867	341, 942
383, 011	381, 098	378, 984	376, 669	373, 347	369, 220	365, 093	360, 362	356, 034	351, 605	346, 874	343, 049
383, 514	381, 602	379, 488	377, 374	374, 354	370, 328	366, 100	361, 570	357, 343	352, 813	347, 880	344, 055
411, 296	409, 585	407, 874	406, 364	404, 753	402, 740	400, 123	397, 506	394, 385	390, 963	386, 333	380, 796
	409, 988	408, 377	406, 867	405, 357	403, 243	400, 727	398, 210	395, 191	391, 869	387, 541	382, 206
	410, 491	408, 880	407, 270	405, 760	403, 847	401, 432	398, 915	395, 996	392, 875	388, 648	383, 514
	410, 894	409, 283	407, 572	406, 062	404, 351	402, 036	399, 519	396, 801	393, 781	389, 856	384, 823
							451, 258	449, 849 450, 252 450, 554 450, 856	447, 937 448, 440 448, 842 449, 346	445, 923 446, 427 446, 930 447, 333	441, 696 442, 702 443, 809 444, 917
											482, 362

89 90 91 92	299, 161 327, 648 299, 664 328, 654 300, 168 329, 661 300, 671 330, 668	365, 194 365, 798 366, 402 367, 006	383, 816 384, 319 384, 621 384, 923	
93 94 95 96	301, 174 301, 577 302, 080 302, 684 331, 473 332, 178 332, 882 333, 486	367, 409 367, 811 368, 314 368, 717	385, 527 386, 031 386, 534 387, 037	
97 98 99 100	303, 288 303, 791 304, 295 304, 798 333, 989 334, 291 334, 795 335, 399	369, 220 369, 623 370, 126 370, 529	387, 641 388, 144 388, 648 389, 050	
101 102 103 104	305, 201 305, 704 306, 107 306, 509 335, 801 336, 305 336, 909 337, 412	370, 831 371, 334 371, 636 371, 938	389, 654 390, 158 390, 661 391, 164	
105 106 107 108	306, 912 307, 314 307, 717 308, 019 337, 814 338, 318 338, 821 339, 324	372, 341 372, 844 373, 347 373, 851	391, 768 392, 171 392, 674 393, 177	
109 110 111 112	308, 220 308, 522 308, 522 308, 724 340, 029 308, 724 340, 331 309, 026	374, 354 374, 857 375, 361 375, 763	393, 781	
113 114 115 116	309, 328 309, 529 309, 831 309, 831 310, 032 341, 942	376, 166 376, 569 377, 072 377, 575		
117 118 119 120	310, 334 310, 536 310, 838 342, 445 310, 838 342, 747 311, 140 342, 948	377, 978 378, 481 378, 984 379, 488		
121 122 123 124	311, 442 311, 744 312, 046 312, 347 312, 347 343, 149 343, 451 343, 753 344, 055	379,790		
125 126 127 128	312, 549 344, 257 312, 750 344, 559 313, 052 344, 861 313, 455 345, 062			
129 130 131 132	313, 656 313, 958 314, 260 314, 663 345, 767 314, 663			
133 134 135 136	314, 864 315, 166 315, 468 315, 470 315, 770 347, 478			

	137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157 158 159 160 161 162 163 164	315, 971 316, 273 316, 575 316, 877 317, 079 317, 380 317, 783 318, 085 318, 286 318, 488 318, 790 319, 092 319, 293 319, 494 319, 796 320, 098 320, 501 320, 702 320, 904 321, 508 321, 508 321, 810 322, 112 322, 413 322, 413 323, 118 323, 125 324, 125 324, 427	347, 780 348, 182 348, 585 348, 988 349, 290 349, 692 349, 994 350, 397 350, 699 351, 102 351, 504 351, 907 352, 209 352, 611 353, 014 353, 417 353, 719					
	160 161 162 163	322, 413 322, 816 323, 118 323, 420						
		324, 427 324, 729 325, 031						
京 左	109	325,433 基準	基準	基 進	基準	基準	基準	基準
定年 前再 任田		至 <u>給料月額</u> 円	至 <u> </u>	基 準 給料月額 円	型 <u> </u>	型 <u> </u>	型 <u> </u>	基 準 給料月額 円
定前任短間務員-再用時勤職		250, 442	271,480	279, 130		307, 113		391,567

備考 この表は、保健所、診療所等に勤務する保健師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則 で定めるものに適用する。

高等学校等教育職給料表

教育 職員	₩務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
の区 分	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 214,305 216,720 219,036 221,351	262, 923	336, 506 338, 318	393, 479 394, 889	467, 767 469, 578 471, 390
	5 6 7 8	223, 565 225, 881 228, 095 230, 310	268, 359 269, 567	343, 552 345, 465	399, 116 400, 626	476, 625 478, 537
	9 10 11 12	232, 524 234, 739 236, 953 239, 168	273, 191 274, 298	351, 102 352, 913	404, 753 406, 263	483,671 485,281
	13 14 15 16	241, 382 243, 496 245, 610 247, 724	278, 526 280, 237	358, 047 359, 557	410, 592 412, 102	489,610 491,019
	17 18 19 20	249, 838 251, 650 253, 361 255, 072	285, 673 287, 887	364, 087 365, 295	416,631 418,242	494, 139 494, 743
	21 22 23 24	256,783 258,092 259,400 260,608	294, 531 296, 745	369, 321 370, 932	422, 369 423, 778	
	25 26 27 28	261, 816 263, 024 264, 232 265, 440	302, 785 304, 697	375, 461 376, 971	428, 106 429, 415	
	29 30 31 32	266, 547 267, 554 268, 661 269, 668	310, 234 312, 046	381,602 383,212	433, 542 435, 052	
	33 34 35 36	270, 775 271, 882 273, 090 274, 399	317, 280 318, 991	387, 842 389, 352	439,582 441,192	
	37 38 39 40	275, 607 276, 714 277, 922 279, 029	323, 923 325, 735	393, 882 395, 392	445, 923 447, 534	
	41 42 43 44	280, 338 281, 344 282, 351 283, 257		399,620 401,029	452, 164 453, 372	
	45 46 47 48	283, 861 284, 666 285, 471 286, 277	335, 801 337, 714 339, 425 341, 136	405, 559 407, 169	457, 097 458, 304	
	49 50 51 52	286, 981 287, 786 288, 491 289, 296	346,270	411, 196 412, 605	461,828 463,036	

定前任短間務育員外教職年再用時勤教職以の育員	53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67 68 69 70 71 72 73 74 75 76 77 78 79 80 81 82 83 84 85 86 87 88 89 89 89 80 80 80 80 80 80 80 80 80 80	290, 102 290, 907 291, 612 292, 417 293, 121 293, 725 294, 531 295, 336 296, 041 296, 645 297, 450 298, 054 299, 060 299, 866 300, 570 301, 275 301, 879 302, 583 303, 288 303, 993 304, 697 305, 402 306, 107 306, 610 307, 214 307, 818 308, 522 309, 126 309, 630 310, 234 310, 938 311, 643 312, 247 313, 052 313, 757 314, 361 315, 065 315, 871 316, 676	349, 692 351, 001 352, 310 353, 618 355, 128 356, 739 358, 248 359, 859 361, 268 362, 879 364, 489 365, 899 367, 409 369, 019 370, 630 372, 140 373, 649 375, 260 376, 770 378, 280 379, 790 381, 400 383, 011 384, 521 385, 930 387, 339 388, 748 390, 057 391, 366 392, 775 394, 083 395, 392 396, 499 397, 908 399, 217 400, 526 401, 734 403, 042 404, 149	415, 121 416, 329 417, 638 418, 946 420, 255 421, 564 422, 973 424, 181 425, 389 426, 798 428, 207 429, 516 430, 724 431, 932 433, 240 434, 649 435, 958 437, 166 438, 172 439, 380 440, 588 441, 696 442, 904 443, 910 445, 017 446, 024 447, 031 448, 037 448, 943 449, 748 450, 554 451, 359 452, 064 452, 466 452, 466 452, 869 453, 976 454, 278	465, 451 466, 659 467, 867 469, 075 470, 182 470, 786 471, 290 471, 793 472, 296	
前再 任用 短時 間勤	72 73 74 75 76	303, 993 304, 697 305, 402 306, 107 306, 610	378, 280 379, 790 381, 400 383, 011 384, 521	439, 380 440, 588 441, 696 442, 904 443, 910		
育職 員外の 教育	78 79 80 81 82 83	307, 818 308, 522 309, 126 309, 630 310, 234 310, 938	387, 339 388, 748 390, 057 391, 366 392, 775 394, 083	446, 024 447, 031 448, 037 448, 943 449, 748 450, 554		
	85 86 87 88	312, 247 313, 052 313, 757 314, 361	396, 499 397, 908 399, 217 400, 526	452, 064 452, 466 452, 869 453, 271		
	90 91 92 93 94 95	315, 871 316, 676 317, 481 317, 984 318, 790 319, 595	403, 042 404, 149 405, 357 406, 565 407, 673 408, 880	453, 976 454, 278 454, 479 454, 781 455, 083 455, 385		
	96 97 98 99 100	320, 400 321, 004 321, 709 322, 514 323, 219	410, 088 411, 498 412, 504 413, 511 414, 517	455, 587 455, 788 456, 090 456, 392 456, 593		
	101 102 103 104 105	324, 024 324, 829 325, 735 326, 541 327, 145	415, 423 416, 430 417, 537 418, 644 419, 349	456, 795 457, 097 457, 399 457, 600 457, 801		
	106 107 108 109	327, 950 328, 755 329, 560 330, 265	420, 255 421, 161 422, 067 422, 872			
	110 111 112	330, 668 330, 970 331, 473	423, 677 424, 483 425, 288 - 62 -			

定前任短問	113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153	331, 976 332, 379 332, 781 333, 184 333, 687 334, 191 334, 593 335, 600 336, 003 336, 405 336, 909 337, 412 337, 714 338, 016 338, 318 338, 519 338, 821 339, 123 339, 324 339, 526 339, 727 339, 928 340, 230 340, 532 340, 734 341, 036 341, 338 341, 539 341, 559	425, 892 426, 597 427, 301 428, 006 428, 610 429, 113 429, 415 429, 717 430, 019 430, 321 430, 623 431, 328 431, 630 431, 831 432, 032 432, 334 432, 636 432, 838 433, 341 433, 643 434, 045 434, 347 434, 649 434, 851 435, 052 435, 354 435, 656 435, 857 436, 059		基 料 月 準 類 円	基 料 月
前再		基 準 給 料 月 額	基 準 給料月額 円	給料 月額	■ 給料月額	基 給料月
任短間務育員 用時勤教職		248, 831	290,806			438

備考 1 この表は、高等学校及び特別支援学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習主任、主任寄宿舎指導員、実習助手及び寄宿舎指導員に適用する。

² この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,750円をそれぞれ加算した額とする。

中学校・小学校等教育職給料表

教育 職員	│ 職務 の級	1級	2級	特2級	3級	4級
の区 分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1 2 3 4	円 214, 305 216, 720 219, 036 221, 351	円 235, 544 237, 960 240, 376 242, 892	336, 506 338, 318	365, 798 367, 308	452, 366 453, 573
	5 6 7 8	223, 565 225, 881 228, 095 230, 310	245, 308 247, 724 250, 140 252, 656	343, 552 345, 465	371, 435 372, 743	457, 097 458, 304
	9 10 11 12	232, 524 234, 739 236, 953 239, 168	255,072 256,683 258,293 259,904	351, 102 352, 913	376, 871 378, 179	462, 029 463, 136
	13 14 15 16	241, 382 243, 496 245, 610 247, 724	261,514 262,923 264,333 265,742	358, 047 359, 557	381, 904 383, 111	466, 257 467, 062
	17 18 19 20	249, 838 251, 650 253, 361 255, 072	267, 151 268, 359 269, 567 270, 775	365, 295	386, 534 387, 742	469, 276 469, 780
	21 22 23 24	256,783 258,092 259,400 260,608		369, 120 370, 529	391, 064 392, 272	
	25 26 27 28	261,816 262,923 264,031 265,138	276, 815 278, 526 280, 237 281, 948	374, 455 375, 763	395, 593 396, 701	
	29 30 31 32	266, 346 267, 453 268, 560 269, 567	283,659 285,673 287,887 290,102	379, 689 380, 998	400, 123 401, 331	
	33 34 35 36	270,674 271,681 272,687 273,795	292, 316 294, 531 296, 745 298, 859	384, 823 385, 930	404, 552 405, 760	
	37 38 39 40	275,003 275,909 276,915 278,022	300, 872 302, 785 304, 697 306, 509	389, 554 390, 762	409, 484 410, 592	
	41 42 43 44	279, 230 280, 338 281, 445 282, 552	308, 321 310, 234 312, 046 313, 757	395, 392	415, 222	
	45 46 47 48	283, 458 284, 263 285, 069 285, 874	315, 468 317, 280 318, 991 320, 602	398, 915 400, 123	419,953	
	49 50 51 52	286, 478 287, 283 287, 988 288, 692	322, 212 323, 923 325, 735 327, 446	404, 351	423, 275 424, 583	

	53 54	289, 498	328, 755	406, 263	426, 999	
	54 55 56	290, 303 290, 907 291, 612	330, 668 332, 479 334, 191	407, 371 408, 377 409, 384	428, 106 429, 214 430, 321	
	57 58	292, 316 293, 121	335, 801 337, 714	410, 491 411, 498	431, 328 432, 536	
	59 60	293, 927 294, 531	339, 425 341, 136	412, 605 413, 712	433, 743 434, 951	
	61 62	295, 135 295, 839	342, 847 344, 559	414, 719 415, 826	435, 555 436, 361	
	63 64	296, 544 297, 047	346, 270 347, 981	416, 933 417, 940	437, 065 437, 569	
	65 66 67	297, 752 298, 456 299, 060	349,692 351,001 352,310	418, 846 419, 752 420, 758	437, 871 438, 172 438, 575	
	68 69	299, 664 300, 369	353, 618 355, 128	421, 765 422, 570	438, 978 439, 280	
	70 71	301, 074 301, 678	356, 638 358, 148	423, 375 424, 080	439, 682 439, 984	
定年 前再 任用	72 73	302, 382 302, 885	359, 658 360, 966	424, 885 425, 590	440, 286 440, 588	
短時 間勤	74 75 76	303, 489 304, 194 304, 697	362, 476 363, 986 365, 395	426, 194 426, 899 427, 603	440,890 441,192 441,494	
務教 職員 以外	77	305, 301	366,805	428, 207	441,696	
の教 育職	78 79 80	305, 905 306, 509 307, 113	368, 314 369, 824 371, 334	428, 912 429, 415 430, 019	441, 998 442, 300 442, 501	
員	81 82	307, 616 308, 120	372, 643 373, 951	430, 422 430, 824	442,702	
	83 84	308, 724 309, 328	375, 260 376, 468	431, 126 431, 328		
	85 86	309, 730 310, 133	377, 676 378, 884	431, 529 431, 831		
	87 88	310,636 311,140	379, 991 381, 098	432, 133 432, 334		
	89 90 91	311, 542 312, 046 312, 448	382, 105 383, 212 384, 319	432, 536 432, 838 433, 139		
	92	312, 951	385, 427	433, 341		
	93 94 95	313, 253 313, 757 314, 260	386, 534 387, 641 388, 648	433, 542 433, 844 434, 146		
	96 97	314, 663 314, 965	389, 755 390, 762	434, 347 434, 549		
	98 99	315, 367 315, 770	391, 768 392, 674	434, 851 435, 153		
	100 101	316, 173 316, 575	393, 580 394, 385	435, 354 435, 555		
	102 103 104	316, 877 317, 179 317, 481	395, 392 396, 197 397, 103	435, 857 436, 159 436, 361		
	105 106	317, 682 317, 984	397, 908 398, 814	436, 562		
	107 108	318, 286 318, 488	399, 720 400, 626			
	109 110	318,689 318,890	401, 432 402, 438			
	111 112	319, 192 319, 494	403, 344 404, 250			
1	I	ı	- 65 -	ı	1	l

定前任短間務職年再用時勤教員	
	113 114 115 116 117 118 119 120 121 122 123 124 125 126 127 128 129 130 131 132 133 134 135 136 137 138 139 140 141 142 143 144 145 146 147 148 149 150 151 152 153 154 155 156 157
基 準 給料月額 円 239,973	319, 696 319, 897 320, 098 320, 702 320, 904 321, 206 321, 709 321, 910 322, 112 322, 413 322, 715
基 準 給料月額 円 287,686	405, 760 406, 666 407, 572 408, 377 409, 082 409, 887 410, 692 411, 296 412, 001 412, 706 413, 309 413, 913 414, 618 415, 121 415, 725 416, 329 416, 933 417, 437 417, 940 418, 242 418, 544 418, 745 419, 047 419, 349 419, 651 419, 953 420, 255 420, 557 420, 859 421, 161 421, 463 421, 664 421, 966 422, 268 422, 470 422, 671 422, 973 423, 275 423, 275 424, 281 424, 483 424, 684
基 準 給料月額 円 316,374	
基 準 給料月額 円 343,854	
基 準 給料月額 円 428,408	

備考 1 この表は、中学校、小学校及び義務教育学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭 及び講師に適用する。

² この表の適用を受ける教育職員でその職務の級が3級であるものの給料月額は、この表の額に7,549円をそれぞれ加算した 額とする。

別記第2

第5条第1項の給料表

号給	給料月額
	円
1	430,824
2	494, 240
3	559,669
4	646,237
5	750, 923
6	856,616

第5条第2項の給料表

No o Marie — Maradilla	• •
号給	給料月額
	円
1	360, 362
2	397,607
3	426,798

別記第3

第7条第1項の給料表

カン・ハマカン・スマンがロイース	
号 給	給料月額
	円
1	407,673
2	458,003
3	511,352
4	577,788
5	659,323
6	770,049
7	898, 893

第3章 給与等に関する参考資料

第3章 参考資料 目次

1	職員給与第	実態調査の													
	第1表	給料表別職	00000000000000000000000000000000000000	、性	別、	学歴	別構	成比	等		• • •	• • • •	• • •	• • •	••70
	第 2 表	給料表別、	部局	別職	員数		• • • •				• • •		• • •		· · 71
	第3表	給料表別、	級別	、号	給別	人員	分布	• •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	$\cdot \cdot 72$
	第 4 表	給料表別、													
	第 5 表	給料表別、	学歷	別人	員及	び平	均経	験年	数	• • • •	• • •		• • •	• • •	• • 82
	第6表	給料表別、	級別	平均	給料	額	• • • •		• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	· · 84
	第7表	給料表別写	F均給	与月	額	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • 85
	第8表	給料表別管		手当	支給	状況	• •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • 86
	第9表	給料表別技													
	第10表	給料表別位													
	第11表	給料表別述													
	第12表	通勤方法別	川、運	賃相	当額	等・	使用	距離	別職	員数	•	• • • •	• • •	• • •	• • 90
	第13表	給料表別均	也域手	当支	給状	況	• • • • ·	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • 91
	第14表	給料表別單	单身赴	任手	当支	給状	況		• • • •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • 92
	第15表	任期付研究	発員の	給料	表別	、号	給別	人員	• •	• • • •	• • •	• • • •	• • •	• • •	••93
	第16表	特定任期代													
	第17表	民間との約	台与比	較を	行う	職員	0) 平 :	均給	与月	額	• • •	• • • •	• • •	• • •	• • 93
2	民間給与劉														
	第18表	産業別、企	2 業規	模別	調査	事業	所数								• • 95
	第19表	民間との約	合与比	較に	おけ	る対	応関	係							• • 95
	<i>★</i> ★ 0.0 ★		畑山	看 UI	、学	歷別	給与額	額等	の状	況					••96
	第20表	企業規模別	川 、 明	作生 刀1	, ,										
	第20表 第21表	職種別、常	学歴別	、企	業規	模別	初任	給の	状況						104
		職種別、管民間におり	学歴別 ける初	、企 任給	業規 の改	模別 定状	初任; 況		状況 ····		• • •	• • • •	• • •	• • •	· 104 · 104
	第21表	職種別、営 民間におり 民間におり	学歴別 ける初 ける通	、企 任給 勤手	業規 の改 当の	模別 定状 支給	初任; 況 状況	• • • •	状況 ····		• • •	• • • •	• • • •	• • • •	· 104 · 104 · 105
	第21表 第22表	職種別、等 民間におり 民間におり	学歴別 ける通 ける住	、任勤宅	業の当当ののの	模定支支	初任; 況 状況 状況	• • • •	状況 ···· ···	• • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		· 104 · 104 · 105 · 106
	第21表 第22表 第23表 第24表 第25表	職種別、特別におり、民間におり、民間におり、民間におり、	学歴がませる 歴るるるる はない がある	、任勤宅別企給手手給	業の当当のの支	模定支支給別状給給状	初况 状 状 况	• • • •	状況 ···· ···	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· 104 · 104 · 105 · 106 · 106
	第21表 第22表 第23表 第24表 第25表 第26表	職種別、気間においるとは、民間においるという。	学けけけけけた 歴るるるるるる	、任勤宅別季企給手手給賞	業の当当の与規改のの支の	模定支支給考別状給給状課	初況状状況査	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	状 配 分	······ ····· 状況	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106
	第21表 第22表 第23表 第24表 第25表 第26表	職種間ににににいる。にはいいいのでは、いいのでは、これにはいいのでは、これにはいいいのでは、これにはいは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これに	学ナナナナナナ 歴るるるるるるるのでは	、任勤宅別季年企給手手給賞制	業の当当の与の規改のの支の状	模定支支給考況別状給給状課	初況状状況査・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状 配	···· ···· 状況	••••				· 104 · 104 · 105 · 106 · 106
	第21表 第22表 第23表 第24表 第25表 第26表	職種関民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民民	学ナナナナナナ 歴るるるるるるる のの通住特冬定歳	、任勤宅別季年か企給手手給賞制ら	業の当当の与の引規改のの支の状き	模定支支給考況上別状給給状課(げ	初況状状況査・た任・況況・定・事	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· ···· ··· · · · · · · · · · · · ·	···· ··· ··· 一	·····································	···· ··· ··· ···		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107
	第21表 第22表 第23表 第24表 第25表 第26表	職種間ににににいる。にはいいいのでは、いいのでは、これにはいいのでは、これにはいいいのでは、これにはいは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これにはいいのでは、これに	学ナナナナナナ 歴るるるるるるる のの通住特冬定歳	、任勤宅別季年か企給手手給賞制ら	業の当当の与の引規改のの支の状き	模定支支給考況上別状給給状課(げ	初況状状況査・た任・況況・定・事	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	····· ···· ··· · · · · · · · · · · · ·	···· ··· ··· 一	·····································	···· ··· ··· ···		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107
3	第21表 第22表 第23表 第25表 第25表 第27表 第28表	職種間間間間間にににに年を別にはおおおおおおおおおおおおおおお	学けけけけけた住歴るるるるるるるるるる のと 別初通住特冬定歳し	、任勤宅別季年かた企給手手給賞制ら給	業の当当の与の引与規改のの支の状き減	模定支支給考況上額別状給給状課 げの	初況状状況査・た状任・況況・定・事況	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	状・・・・配・に・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· ··· · · · · · · · · · · · · · · ·	···· ···· 一点	····· ···· ···· 定年	··· ··· ··· ··· ···		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107
3	第21表 第223表 第24表 第25表 第27表 第27表	職民民民民民民定到別にににににににに年をいればいいにのののでは、これので	学ナナナナナナを由 歴るるるるるるのと 別初通住特冬定歳し	、任勤宅別季年かた・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	業の当当の与の引与 :規改のの支の状き減 :	模定支支給考況上額 :別状給給状課 げの :	初況状状況査・た状・・任・況況・定・事況・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・祝・・・・ 分・お・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· ···· ···· 一定	····· ····· ···· 定年幽	···· ··· ··· ··· ···		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107
3	第21表 第223表 第24表 第第第第第 費 表	職民民民民民民定到・費種間間間間間間間軍年達・・目別にににににに年を・・別・おおおおおお齢理・・・	学ナナナナナナを由 ・ 世歴るるるるるるるのと ・ 帯別初通住特冬定歳し ・ 人	、任勤宅別季年かた ・員企給手手給賞制ら給 ・別	業の当当の与の引与 ・標規改のの支の状き減 ・準	模定支支給考況上額 :生別状給給状課 げの :計	初況状状況査・た状・・費任・況況・定・事況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・市況・・・・分・お・・・)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	···· 一		···· ··· ··· ···		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108
3	第 21 表 22 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表 表	職民民民民民民定到・費・優種間間間間間間間軍事達・・目別ににににに年を・・別・・おおおおおおお齢理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学ナナナナナナを由 ・世 ・歴るるるるるるるのと ・帯 ・・別初通住特冬定歳し ・人 ・・	、任勤宅別季年かた ・員・・企給手手給賞制ら給・・別・・	業の当当の与の引与 ・標・規改のの支の状き減・・準・・	模定支支給考況上額 :生 :別状給給状課 げの :計 :	初況状状況査・た状・・費・・任・況況・定・事況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・市・・況・・・・分・お・・・)・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			• • • • • • • • • • • • • • • • • • •		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108 · 108
	第 21 23 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25 25	職民民民民民民之到 · 費 係年種間間間間間間間軍年達 · 目	学ナナナナナナを由・・世・・木歴るるるるるるるのと・・・帯・・・暇別初通住特冬定歳し・・・人・・・の	、任勤宅別季年かた ・員 ・取企給手手給賞制ら給 ・別・・得	業の当当の与の引与 :標 :状規改のの支の状き減 :準 :況	模定支支給考況上額 :生 :別状給給状課 げの :計 ::	初況状状況査・た状 ・費 ・・任 況況 定・事況 ・(・・・)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・市・・・況・・・・分・お・・・)・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	·····································		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108 · 108 · 109 · 109
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 計 第 事 第30表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	職民民民民民定到・費・係年時種間間間間間間間年達・・目・次間別にににににに年を・・別・・有外、おおおおおおお齢理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	学ナナナナナナを由 ・世 ・木务歴るるるるるるのと ・帯 ・暇の別初通住特冬定歳し ・人 ・の状	、任勤宅別季年かた ・員 ・取況企給手手給賞制ら給 ・別 ・得	業の当当の与の引与 :標 :状:規改のの支の状き減 :準 :況:	模定支支給考況上額 :生 : :別状給給状課 げの :計 :::	初況状状況査・た状・・費・・・・任・況況・定・事況・・(・・・)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・市・・・・況・・・・分・お・・・・)・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		· 104 · 104 · 105 · 106 · 106 · 107 · 107 · 108 · 109 · 109 · 109
	第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第第 計 第 事 第第第 3 131333333333333333333333333333333333	職民民民民民民之到 · 費 係年種間間間間間間間軍年達 · 目	学ナナナナナナを由・・世・・木务・歴るるるるるるるのと・・・帯・・・暇の介別初通住特冬定歳し・・人・・・の状護	、任勤宅別季年かた ・員 ・取況休企給手手給賞制ら給 ・別・・得・暇	業の当当の与の引与 :標 :状:の規改のの支の状き減 :準 :況:取	模定支支給考況上額・・生・・・・得別状給給状課・げの・・計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	初況状状況査・た状 ・・費 ・・・・況任・況況・定・事況・・(・・・・)	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	状・・・・配・に・・・市・・・・・況・・・・分・お・・・)・・・・・・	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			·····································		·104 ·104 ·105 ·106 ·106 ·107 ·107 ·108 ·109 ·109 ·109 ·109

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和7年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1)調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、令和7年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2)調査の対象

- ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、令和7年4月1日に在職するもの
 - (ア) 職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)
 - (イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年島根県条例第6号)
 - (ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例(昭和29年島根県条例第7号)
 - (エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第7号)
- (オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年島根県条例第8号) イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。
 - (ア) 休職等期間中の職員
 - (イ) 育児休業等期間中の職員
 - (ウ) 定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員
 - (エ) 臨時的任用職員
 - (オ) 定年引上げ職員

(3)調査の内容

- ア 職員の年齢、学歴 ^(注) 等に関する事項 年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等
- イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当、地域手当、 住居手当、通勤手当、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務(へき地) 手当等

(注) 学歴については、当該職員の給与決定上の学歴とし、大学卒、短大卒、高校卒及び中学卒の4区分と した。

(4) その他

- ア 市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する 市町村立学校の事務職員は、行政職給料表の統計数値に含まれている。
- イ 構成比については、小数点以下 1 位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

		_	区		分	職	数数	性別人員	員構成比	学歴	题 人	員 構	成比	平均	平均経験
糸	計 料	表		_	/		構成比	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年 数
						人	%	%	%	%	%	%	%	歳	年
全	給		料	表	7年	11,619	100.0	59.4	40.6	81.4	4.4	14.2	0.0	41.9	19.7
					6年	11,697	100.0	59.7	40.3	81.5	4.4	14.1	0.0	42.1	19.9
行		政		職	7年	3,662	31.5	66.1	33.9	65.1	7.8	27.1	0.0	41.3	19.7
_					6年	3,662	31.3	66.4	33.6	64.5	8.0	27.5	0.0	41.4	19.8
(中小学	校等	等事務	職)	7年	259	2.2	38.6	61.4	8.9	7.3	83.8	0.0	39.0	19.7
					6年	261	2.2	38.3	61.7	8.8	7.7	83.5	0.0	38.6	19.3
公		安		職	7年	1,449	12.5	89.3	10.7	57.5	2.6	40.0	0.0	38.0	17.0
					6年	1,443	12.3	89.7	10.3	58.1	2.1	39.8	0.0	38.1	17.0
海		事		職	7年	43	0.4	100.0	0.0	0.0	37.2	62.8	0.0	37.9	17.7
					6年	45	0.4	97.8	2.2	0.0	37.8	62.2	0.0	37.1	17.7
研		究		職	7年	227	2.0	77.5	22.5	99.1	0.0	0.9	0.0	41.8	18.7
					6年	223	1.9	81.6	18.4	99.1	0.0	0.9	0.0	42.5	19.4
医	療		職	(1)	7年	59	0.5	79.7	20.3	100.0	0.0	0.0	0.0	40.0	16.1
					6年	57	0.5	78.9	21.1	100.0	0.0	0.0	0.0	39.5	15.6
医	療		職	(2)	7年	95	0.8	54.7	45.3	89.5	10.5	0.0	0.0	42.3	18.7
					6年	98	0.8	53.1	46.9	86.7	12.2	1.0	0.0	42.6	18.9
(中小学	校等	栄養	職)	7年	1	0.0	*	*	*	*	*	*	*	*
					6年	3	0.0	0.0	100.0	0.0	66.7	33.3	0.0	30.3	9.0
医	療		職	(3)	7年	92	0.8	9.8	90.2	68.5	31.5	0.0	0.0	38.8	16.3
					6年	87	0.7	10.3	89.7	69.0	31.0	0.0	0.0	38.3	15.9
高	等	学	校	等	7年	1,913	16.5	53.6	46.4	94.8	2.9	2.3	0.1	45.6	22.8
教		育		職	6年	1,943	16.6	54.4	45.6	95.1	2.8	2.2	0.0	45.6	22.8
中	学校	• 小	学 校	等	7年	4,079	35.1	45.1	54.9	98.1	1.8	0.0	0.0	42.1	19.3
教		育		職	6年	4, 139	35.4	45. 1	54.9	98.2	1.8	0.0	0.0	42.6	19.8
					•										

中小学校等事務職及び中小学校等栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。 (注) 1

以下、第2表及び第7表において同じ。 調査対象職員が1人のため、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平均経験年数の欄を「*」 としている。

第2表 給料表別、部局別職員数

		部	J	司	知	議	人	監	教	労	漁	警	高	中	小	義	
`							事	査	育	働	業調					務	
							委		委	委	整		校	学	学	教育	計
			\				員	委	員	員	委員					学	
給	料	表			事	会	会	員	会	会	会	察	等	校	校	校	
	۸.۸	No.	4		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全	給	料	表	7年		19	12	12	321	6	4			1,550			
				6年	3, 201	20	12	13	333	6	4	1,723	2,083	1,544	2,694	64	11,697
行	j	政	職	7年	2,760	19	12	12	159	6	4	267	164	95	161	3	3,662
				6年	2,761	20	12	13	156	6	4	262	167	90	168	3	3,662
(中	小学村	交等事務	職)	7年										95	161	3	259
				6年										90	168	3	261
公		 安	職	7年								1,449					1,449
				6年								1,443					1,443
海	-	——— 事	職	7年	20				20			3					43
				6年	20				23			2					45
研	4	——— 究	職	7年	191				21			15					227
				6年	186				23			14					223
医	療	職	(1)		59												59
	<i>)</i> ,,,,	464	(1)														
<u></u>	, 	TI-H)	(0)	6年	57												57
医	療	職	(2)	7年	94										1		95
 				6年	95									1	2		98
(中	小学村	交等栄養	職)	7年											1		1
				6年										1	2		3
医	療	職	(3)	7年	88				2			2					92
				6年	82				3			2					87
高	等 :	学校	等	7年					27				1,886				1,913
教	,	育	職	6年					27				1,916				1,943
中学	校・	小学校	等	7年					92					1,455	2,471	61	4,079
教		育	職	6年					101					1,453	2,524	61	4, 139
				- '										, ===	,		, 0

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職	《心本》 三	E		j	第3	表	給米	斗表 为	引、
号給	下口不干了 1	2	3	4	5	6	7	8	9
1 2 3 4 5				1		1	1	33 6 5	8 6 9
6 7 8	17	2 94 1	49 1 8 3					`	3
9 10 11 12	4 24	9 2 2	12 1 48 3	1 1		1			
13 14 15 16	3 27	95 2 10 4	15 6 63 3	2 1 2			1 16 2		
17 18 19 20	1 21 1	61 3 13 3	11 9 57 6	2 4 6 4		1	3		
21 22 23 24	4 2 23 1	65 2 8 7	16 11 51 5	9 4 6 7	2		1 1 1		
25 26 27 28	85 3 27	15 1 5 8	19 13 50 6	8 7 19 4	2	1	1		
29 30 31 32	3 3 83 1	1	13 5 44 11	17 8 23 8	2	1			
33 34 35 36	10 5 80 2	2 2 8 2 6 3	23 8 53 12	12 13 10 5	3 2 3 2				
37 38 39 40	16 2 6 1	2 2 1 1	22 10 41 2	14 9 12 4	5 2 5 1	2 24 31 12			
41 42 43 44	9 5 1 1	1	14 10 27 1	5 4 18 5	8 5 7 6	36 41 33 17			
45 46 47 48	9 1 1	1	9 1 12 2	9 3 15 3	17 3 11 1	10 38 35 14			
49 50 51 52 53	3 3 2 1	1	8 3 3 2 5	10 5 17 3	25 1 15 4	1 23 48 4 5			
53 54 55 <u>56</u> 57	3 1 1	1	5 1 3 1	17 2 9 1	35 6 35 6 23	5 14 11 4 3			
57 58 59 60 61	1		1	8 5 4 5 16 5 4 3	5 51 7	10 8 3			
62 63 64 65	1		1 2 1	5 4 3	15 41 7	10 1 3			
66 67 68 69	2		3	11 2 7 1 6	12 56 10 22	2 1 1			
70 71 72 73	1			8 8 5	6 37 17	1			
13	i		1	3	11	2	l		l

~ 級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給 77			3	5	5				
78 79			1	1	12				
79	1			5	20				
80 81	1		2	1 4	9				
82	2		1	4	2				
83			1	3	2 4				
84	1		1	4	4				
85 86	2		1	48	41				
87	1								
88 89									
89	1	1	1						
90 91		1	1						
92	1		2 4						
92 93	28								
94			1 3						
95 96			3 1						
97			1						
98			1						
99			1						
100 101			1 4						
102			1						
103			1						
104 105			4						
105			4						
107			1 2 4						
107 108			4						
109			8						
110 111									
112									
112 113 114									
114 115									
115									
117									
118 119									
119									
120 121									
122									
123									
124 125									
1 <u>2</u> 5	543	451	873	530	712	456	27	44	26
H		101			,			総数	3,662
()).\ .6	÷ 477 -11- 4		5).). \[/ = 4	./m - =	± □ «∧	- // ===		=+1/	

(注) 各級内の太実線は当該級の最高号給の位置を示し、該当人数 0 の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

公安職	作 不 十 7	文							
級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給				1	Ü	Ů		U	J
1									
2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17									
4	0.7								
5 6	27								9
7				1					
8									
10									
11	15			1					
12	6				1				
14					1				
15	21			3					
16 17	2		1						
18									
19	13	1	6	1	1				
21	25		1	1	1				
22	1 17								
23	17	23	5	3					
18 19 20 21 22 23 24 25	3	1	5	2	2				
26	1 31				1				
26 27 28 29 30 31 32	31	22	9	4	1				
29	7	5	6	1	1			1	
30	1	5 2 19	1	9		1		1 5	
31	6	19	1 5 1	2		1		5	
33	2	4	5	2	1				
33 34 35 36 37	3	1 13	4	2	1			2	
36	3	1	1	4	1			2 1	
37		7	5	6	3	1		1	
38 39	1	2 17	1 8	8	4		1	1	
40		2			1		1 5 2	1	
41		2 17 2 5 2 9	9	7	3	2 2 2	2		
42 43		9	1 8 2	1 6 1	3 2	2	5		
44			2	ĺ	2		2	1	
45 46		5	12 4 12 1	8 1	2	1 1	2		
47		8	12	8	6	3	1		
48			1	1	3		2		
38 39 40 41 42 43 44 45 46 47 48 49 50 51 52	1	6 3 11	4	6 2 8 2	3 4 3 1 3 2 2 2 6 3 4 3 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1	5 2 3 1 2 2		
51		11	1 11 3	8	2	1 3 1	1		
	1		3				2		
อง 54	1	6	15 5	3	3 4	2 1 3			
55		1	20	9	4	3	2		
53 54 55 56 57 58 59 60		2	15 5 20 3 14	6 3 9 2 16	3 4 4 4 4 3 2 133 5 5 1 3 4 4 3 3 1 1 3 3 3	1	2 4 2		
58			4	2	4	1 2 3 1	1		
59		2	7	6	3	3			
61		1	4 7 5 16	6 2 7	13	3			-
61 62 63 64		1	1	7	5		1		
63 61			12	7 11 5	1	1	1 2 1		
65			9	14	2	3	2		-
66			2	7	3	4			
67 68		1	6	7	4	3	1 1		
65 66 67 68 69		1	1 12 3 9 2 6 1 8 1 11 11	7 7 8 6 2 8 1	1	1 2 3 4 3 2 1 3 1 2	1		
70			ĺ	2	1	3			
71 72			11	8	3	1			
73			7	12					
70 71 72 73 74 75 76			4 11 2	5 10 8	1 2 5	1 1 9 2			
76			11	10 8	5	9			
10			4	0	J		L		

級									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9
号給 🔪							·		Ĭ
77			2	10	5	1			
78			2 6	4	3 3	1 3 2 2			
79			6	7	3	3			
80			1	5 5 5 4 2 3	2	2			
81			6 2 2	3	1 5	2			
82 83			2	5	3	1			
84			2	O V	4	1 1			
85			4	2	36	21			
86			4	3	30	21			
87			2	1					
88				4 3					
89			1	5					
90			1 2 2	5 1 3					
91			2	3					
92			1	1					
93				4					
94				2					
95			2	2					
96	_			2 2 2 3					
97				3					
98				1					
99			4	4					
100				1					
101									
102				1					
103			1	2					
104				1					
105 106				1					
106				2					
107				1					
108				1					
109 110				2					
111				1					
111				1					
113									
114				2					
115									
116									
116 117			1	2					
118			1	_					
119				2 3					
120				3					
121			1	14					
122									
123 124									
124									
125 126 127									
126									
127									
128									
129 130									
130									
131									
133	-								
134									
135									
136									
137	-								
138									
139									
140									
140 141					i l	i l		ì	ı
140 141 142									
140 141 142 143				,					
140 141 142 143 144									
140 141 142 143 144 145	104	1	0.10	0.00	100	100	10	10	
140 141 142 143 144	184	1 184	343	370	198	102	46	13 総数	9

海事 職	以	1 1X			
	1	2	3	4	5
号給 l					
2					
2 3 4	1				
4					
5 6					
7					
8					
9					
10	1				
11	1				
12 13	1				
14					
15	1				
16				1	
17 18				1	
19	1	3	1		
20					
21	1		1		
22 23		,			
		1	2		
24 25	1		۷		
26					
27			1		
28 29	0				
	2				
30 31					
32					
33	1		1	1	
34 35			1		
35 36			1		
37					
38					
39					
40	\vdash				
41 42				1	
43				1	
44					
45 46			1	,	
46	2			1	
47 48	۷				
49					
50				1	
51	1				
52	$\vdash \vdash \mid$		1	1	
53 54					
55 55	1		1		
56	1		1		
57	1				
58					
59					
60 61	\vdash				
62					
63				1	
64					
65			,		1
66 67			1		
68					1
69					
70					
71				1	
72					
73 74	1		1		
75			1		l
12					

級 号給	1	2	3	4	5
77 78 79					
80 81 82			1		
83 84 85					
86 87 88					
89 90 91					
92 93 94					
95 96 97			1		
	16	4	15	8	0 43
				総数	43

~ 級	総合業					~ 級	
	1	2	3	4	5		1
号給 \		2				号給 77	-
1		2				78	
2						79	
4						80	
5						81	
6						82	
7		2				83	
8						84	
9		4				85	
10						86	
11		4				87	
12						88	
13		2	1			89	
14		_				90	
15		5				91	
16		1	4			92	
17		1	4			93	
18		1 2	9			94	
19 20		۷	2 2			95 96	
21		6	۷	-		96 97	
22		U				98	
23	1		2			99	
24	1		-			100	
25		1		1		101	
26		1	1	i		102	
27		2	1	i		103	
28			2			104	L
29	1	5				105	
30				1		106	
31			3	3		107	
32				3		108	
33		2	1			109	
34		1	2	3		110	
35		3	5	2		111	
36		0	1			112	
37		3	2	1		113	
38		9	9	1		114	
39		2	2	1		115	
40 41		1	3			116 117	
42		1	1	1		117	
43		5	1	1		119	
44		1	2	1		120	
45		1		2		121	
46		l		_		計	2
47		4					
48		1	1				
49		1					
50		1	1				
51		4	1				
52		1	2				
53		1	2				
54		2	1				
55 56		3	3 1				
57		1	2				
5 <i>1</i> 58		1	۷				
58 59		4	1				
60		4	5				
61		2	J				
62		-	1				
63		2	1				
64		_	1				
65		1					
66		1	4				
67		2 2	1				
68		2	2				
69			2				
70			1				
71		4					
72			1				
73		ا ا	1				
74		1	2		Ì		
75 76		2	2				

医療職給料表(1) 号給 号給 77 78 79 80 81 82 83 84 85 2 3 4 6 7 8 9 10 12 14 15 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 32 33 34 35 37 38 39 40 42 43 44 45 46 47 48 51 52 53 54 55 56 57 58 59 60 61 62 63 64 65 66 67

2 3 4

医療職		抖表	(2)				
級	1	2	3	4	5	6	7
号給							
1							
2 3 4							
4							
5 6		1					
7							
8							
10 11							
12							
13							
14 15		2					
16		۷					
17			1				
18 19		1	1		1		
20		1	1				
20 21		4					
22				,	1		
23 24				1	2 2		
25		1	2		4	1	
26							
27		1			1		
28 29			3		2	1	
30					3	•	
31			1		,	1	
32			1		1	1	
34			1				
35		2	2	3	1	2	
36 37			2		1 1		
38			1		1		
39							
40		1		1		1	
41 42		1		1		2	
43			1	2		_	
44							
45 46				2	2 1	1	
47		1			1	1	
48							
49				1	1	1	
50 51	1				2	1	
52	1				1		
53					,		
54 55					1 1		
56					1		
57					1		
58 59					1 1		
60					1		
61				1			
62					1		
63 64					1		
65					1		
66					2		
67 68							
69							
70					1		
71					1		
72 73					1		
74					1		
75							

医療職績	冶料表	支 (ろ)						 J 1							
級	1	2	3	4	5	6	7	級	1	2	3	4	5	6	7
号給 l			_					号給 85					1		
2 3			1					86 87							
4			2					88 89							
5 6			2					90							
7 8								91 92							
9 10								93 94							
11 12			1					95 96							
13								97							
14 15			2					98 99							
16 17		5						100 101							
18 19		Ĭ		1 3				102 103							
20				3				104				1			
21 22		3	1					105 106							
23 24		1	3 1					107 108							
25		6	1					109		1					
26 27		2	2	3				110 111							
28 29		4		1				112 113							
30 31		1		1 3		1		114 115							
32		1		3		1		116							
33 34					1	1		117 118							
35 36						1		119 120							
37								121							
38 39		1		1 1		1		122 123							
40 41					1			124 125							
42			1		1			126							
43 44			1		1			127 128							
45 46								129 130							
47 48				2				131 132							
49			1					133							
50 51			1		1			134 135							
52		1		1	2			136		2					
53 54				1	1			137 138							
55 56					2			139 140							
57 58				1				141 142							
59 60				2				143							
61								144 145							
62 63								146 147							
64 65				1	2			148 149							
66				1	1			150							
67 68								151 152							
69 70					1			153 154	-	1					
71 72					•			155 156							
73								157							
73 74 75 76 77 78 79 80					1			158 159							
76 77					1			160 161							
78					1			162							
79 80								163 164 165							
81					1			165 166							
82 83 84								166 167							
84								168 169							
								計	0	28	18	23	18	5 総数	9

高等学	校等	教育	職給	料表								<u>中学校</u>	交・ 力	<u>\学校</u>	等教	育職組	<u>合料表</u>						
級	1	2	特2	3	4	級	1	2	特2	3	4	級	1	2	特2	3	4	級	1	2	特2	3	4
号給 1 2		9				号給 77 78	2	9	6 1			号給 1 2					2	号給 77 78	2	20 12	2	2 12	
3 4					2 1	79 80	1	17 11	2 1			3 4					3	79 80		43 15	3 1	1 5	
5 6 7		9			1	81 82 83	2 1 2	17 6 14	1 1 1			5 6 7					13 34 36	81 82 83		17 9 46	5 2	34	
9		7			2	84 85	1	7 24	1			8 9					1 6	84 85	2	12 26	1		
10 11 12		13			2 9	86 87 88	2 2 1	9 10 10				10 11 12					16 17 2	86 87 88		7 39 22	2		
13 14		9			13 3	89 90		26 7				13 14		109			11 18	89 90		28 8	1		
15 16 17		12			5 3	91 92 93	2 1 1	19 13 20				15 16 17		17			16 2 11	91 92 93	3	39 14 17			
18 19		20			2 3 2	94 95		6 20				18 19		110			17	94 95		16 30	1 1		
20 21 22	1	10			3	96 97 98	1 1 1	14 18 8				20 21 22	3	26			45	96 97 98	1	16 16 14			
23 24		4 1				99 100	1	21 11				23 24		93				99 100		26 13			
25 26 27	3	21 1 9				101 102 103	1	17 12 25				25 26 27	4	30 78				101 102 103	3	24 12 33			
28 29	1	3 20				104 105		4 19				28 29	5	24				104 105	1	15 13			
30 31 32	2	9 1				106 107 108	1 2	11 15 13				30 31 32		92 2				106 107 108		17 21 10			
33 34	3					109 110		18 10				33 34	3	23 1				109 110		15 16			
35 36 37	3	8 1 19		1 2		111 112 113		24 6 22				35 36 37		83	1			111 112 113	1	17 8 24			
38 39		1 10		1		114 115	1	8 30				38 39		5 15 2				114 115		10 16			
40 41 42		6 6		2 4		116 117 118		14 15 11				40 41 42	3	70 5		2		116 117 118		10 18 12			
43 44	1	23		9 2		119 120		38 15				43 44		15 5		1 2		119 120	2	19 15			
45 46 47	1	8 7 19		9		121 122 123		14 13 25				45 46 47		80 4 21	1	1		121 122 123	3	12 12 22			
48 49 50	3	10 3		3		124 125 126	1	12 22 9				48 49 50	2	11 84 5		3		124 125 126		27 19			
51 52	1	13 7		2 3 1		127 128		30 9				51 52		27 8		3 4		127 128		29 14			
53 54 55		10 6 19		3 9		129 130 131		19 13 29				53 54 55	1	13 4 70	3	2 2 5		129 130 131		17 17 18			
56 57	1 1	4		1		132 133		14 33				<u>56</u> 57	3	7 25	1 2	4 6		132 133		12 14			
58 59 60	1	9 17 3		5		134 135 136	1	19 25 28				58 59 60		17 51 9	2	5 5 2		134 135 136		15 26 15			
61 62		11 6		4		137 138		34 21				61 62	3	26 11	4	7 17		137 138		23 19			
63 64 65	1	20 5	1			139 140 141		21 20 21				63 64 65	1	46 8 26		12 6		139 140 141		24 26 40			
66 67	2 2 5	9 4 17				142 143	1	13				66 67	-	26 13 46	3	5 31 9		142 143		40 55 46			
68 69 70	5 1	11				144 145 146		9 11				68 69 70	1	22 11	1	15 26		144 145 146		39 41			
71 72 73		15 5	1 2			147 148						71 72		51 8	2 1	8 5		147 148		58 42			
74	2	14 7 18				149 150 151	1 1					73 74 75	1	32 17 47	1	11 21 6 11		149 150 151		44 28 54			
75 76	1	18 7	3			152 153		1 000				76		8	1	11		152 153		28 54 29 25 14			
						計	I 69	1,692	25	72 総数	55 1,913							154 155 156		14 12 5			
																		157 計	49	12 3,411	59	302	25
																					I	総数	4,07

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

給料表					行政職	給料表									公安職	給料表	₹			
級年齢	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18 歳	15									15										24
1 9 2 0	29 31									29 31										18 26
2 1	23									23	14									14
2 2 2 3	90	1								90		1								45
2 4	103 93	1								104 93		24								36 35
2 5	45	72								117		24	1							30 38
2 6 2 7	15 18	98 85								113 103		26 19	9 12							38 32
2 8	9	70								79		25	12	1						32 38
2 9 3 0	7 8	44 21	38 54							89 83		24 14	13 17	3 5						40 36
3 1	5	14	81							100	1	19	19	2						41
3 2 3 3	6	17 6	75 63				1			99		4	24 22	5 7						33 31
3 4	3	5	75			1				72 81	1	1	27	14						41
3 5		8	81							89		1	40	16						56
3 6 3 7	1	4 2	78 84	3						82 90		1 1	26 32	12 14	4 3					43 50
3 8		1	75	1						77			25	23	1					49
3 9 4 0	2	1 1	55 12	5 50		1				62 66			25 6	18 38	5	2				47 51
4 1	1	-	11	60		-				72			15	31	9	5				60
4 2 4 3	1		3	43 42	1 3	1			1	49 50			4 3	36 28	13 9	5 11	2			58 53
4 4	1		6	40	14				1	61			5	20	14	9	1			49
4 5 4 6	1		7	47 32	21 32	1				76			1	19	8 15	4	5 7			37 38
4 7	2 2		6 4	21	32 47	1				73 74			1 1	11 13	11	4 5	1			31
4 8	3	1	6	14	65	1				90			0	10	9	7	4			30
4 9 5 0	3		4	23 27	69 70	10			1	97 114			2	6 3	10 14	8 2	1			30 20
5 1	3		2	16	87	32				140			1	7	15	9	3			35
5 2 5 3	2		1 6	15 20	68 54	53 49	1 4			140 133		1		5 3	4 13	3 1	3 2	4	1	15 25
5 4	1		6	18	39	54	4	1		123		1		6	5	6	4	2	1	23
5 5 5 6	1		4 2	14 10	52 27	55 49	3 5	5 11	4	134 108				4	7 8	1 2	1	3 3	2	16 20
5 7	1		10	14	26	43	6	8	5	113				4	6	7	1	1	3	17
5 8	1		2	7	24 13	53	2	14	6	109				3 3	5	7	4		3	22 16
5 9 6 0	1		6	8	13	50 1	1	5	8	91				3	6	4	3			16
6 1	2		4							2										
6 2 6 3	3		1							4										
6 4	1		2							3										
6 5 6 6	4		2							6 3										
6 7	1		J							1										
6 8	1		1							2										
69以上 人員計 ^人	543	451	873	530	712	456	27	44	26	3,662	184	184	343	370	198	102	46	13	9	1,449
構成比 %	14.8	12.3	23.8	14.5	19.4	12.5	0.7	1.2		100.0			23.7	25.5		7.0		0.9		100.0
平均年齢 歳	26.2	28.3	36.8	46.8	51.5	55.3	55.0	57.4	56.9	-	21.9		35.2	42.3		49.3			57.1	38.0

給料表	ž		ì	海事職	給料表					研究職	総料表	ŧ			医療	東職給料	斗表(1)	
級年齢	1		2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
18 歳		1					1											
1 9 2 0		2					2							-				
2 1		1					1											
2 2 2 3		1 2					1 2	1	2 2				3 2					
2 4		2					2	1	3				4					
2 5 2 6		1					1		9				9					1
2 7							0		5				5	2				2
2 8 2 9		2					1		6 2				6 2					3
3 0		1	2				1		7				7	1	-			1
3 1 3 2		1	2				3		5 9				5 9		5 3			5 3
3 3 3 4			1				1		7				7		3			3
3 5	+	+	\dashv						5 5				5 5		5 3	5		5 8
3 6 3 7				2			2		8 4	2			8		1	2		8 2 2
3 8				1			1		6	1			7		1	1		
3 9 4 0		+	1	3			4		4	7			8		1	1 2		2
4 1									1	2			2			1		1
4 2 4 3					1		1		1	4 5			5 5			1 2		1 2
4 4				3			3		1	6			7			, i		
4 5 4 6									1	8			9				2	2
4 7				1	1		2			3			3			1		1
4 8 4 9				2	2		1 4			7 8			7 8				1	
5 0					1		1			5	1		6				3	3
5 1 5 2				2	1		2			7 3	3 1		10 4				1	1
5 3 5 4					2 1		2 1			7 7			10 9				,	1
5 5		╁			1		1			7	1		8				1	1
5 6 5 7										6 1	2 1		8 2					
5 8		1					1			2	4		6				1	1
5 9 6 0	+	+	\dashv							2	3		5					
6 1																	2	2
6 2 6 3																		
6 4		\perp															2	
6 5 6 6																	1	1
6 7																		
68 69以上																		
人員計 人	_	6	4	15	8	0	43	2	101	103	21	0				16	15	59
構成比 %	01.	_	9.3	34.9	18.6	0.0	100.0		44.5			0.0		11.9			25.4	
平均年齢 歳	27.	0 3	33.9	44.1	50.1		37.9	23.4	31.9	49.1	55.4		41.8	28.3	33.9	39.1	55.1	40.0

給	料表			2	医療職績	給料表(2)						医療職	給料表	(3)		
年齢	級	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
1 8	歳																
1 9 2 0																	
2 1																	
2 2 2 3											4						4
2 4			1						1		4						4
2 5 2 6			2						2 3		6 5						6 5 5
2 7			1						1		1	4					5
28			3						3		1	1 2					1
2 9 3 0		1	1	2					4		1						3
3 1			,	2					2		1	2					3
3 2 3 3			1	1 1					2 1			4	4				4 5
3 4				4					4		1						1
3 5 3 6				3					3			2	3 2				3 4
3 7				2	2				4			_	2				2
3 8 3 9			1		4				5 3				1				1
4 0					5	3			3				2				2
4 1 4 2					1	2			3				2 2				2 2 3
4 3						4 1			1			1	3	1			4
4 4						3			3				1	2			3
4 5 4 6					1	4 5			4 6					3			3
4 7						4			4		1			1			3 2
4 8 4 9			1			1 4			1 5			1		2			2 1
5 0						4	2		6					3			3
5 1 5 2						1	2		2 2		1			2			l 2
5 3						1	3		4	ll .				1			1
5 4 5 5						1	1 2		2	-				2	1		
5 6						3	1		4	18				1	2		2 3 3
5 7 5 8													1		2		3
5 9						1			1								
6 0																	
6 1 6 2											1						1
6 3																	
6 4 6 5																	
6 6											1						1
6 7 6 8											1						1
69以上																	
人員計	人	1	14			42	12	0	95							0	92
構成比	%	1.1	14.7		11.6			0.0		0.0				19.6		0.0	100.0
平均年齢	<i>师</i> 又	30.3	29.8	33.9	39.6	47.5	53.2		42.3		32.1	32.7	39.5	49.5	56.4		38.8

給料	料表		高等	学校等教	数育職網	給料表		4	中学校・	小学校	等教育	職給料	抖表	全給料表
年齢	級	1	2	特2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計	工作工厂
1 8	歳													40
1 9														47 59
2 1														38
2 2		0	7				7	3	96				99	245
2 3 2 4		3 3	13 18				16 21	4	134 129				138 133	302 293
2 5		3	23				26	4	106				110	301
26		1	27				28	0	120				120	316
2 7 2 8		2 3	27 35				29 38	2 2	101 93				103 95	280 265
2 9		1	28				29	_	102				102	266
3 0			31				31		118				118	281
3 1 3 2		2	42 35				42 37	2	117 91				117 93	318 280
3 3		4	28				32	4	88				92	244
3 4		7	31				38	2	80				82	257
3 5 3 6		4	31 43				31 47		82 80				82 80	277 268
3 7		6	32				38		83				83	275
3 8		4	21				25	2	85	1			85	250
3 9	_	3	24 27				27 27	3	83 79	1			87 80	236 239
4 1		2	50				52	1	64	1			66	258
4 2		1	38				39	1	69	0			69	229
4 3 4 4		3 1	32 60				35 61	1 1	79 62	2 4	4		82 71	232 258
4 5		3	50				53		67	6	5		78	257
4 6 4 7		2	65 62	2			67 64		71 68	7 7	13 12		91 87	283 268
4 7 4 8		2	04 74	2 6			82		79	7	17	1	104	318
4 9		2	71	3	4		80	1	78	3	20	1	103	328
5 0 5 1		1	68	2 2	4		75 98	3	89 68	5	31 43	4 6	132	359 406
5 2		1	91 86	5	4 8	2	101	3	63	1 2	30	10	118 108	
5 3			71	5	7		83	3	90	3	25	14	135	393
5 4 5 5	-	1	53 66		12 10	5 6	70 83	1	79 89		21 24	21 25	124 139	354 384
5 6		3	81		10	7	101		111	3	18	34	167	
5 7		1	60		6	17	84		121	1	17	49	188	407
5 8 5 9			44 47		3 4	10 8	57 59	2	94 103		12 10	42 51	152 166	348 338
6 0			41		4	o	53		100		10	JI	100	330
6 1														4
6 2 6 3														5
64														5
6 5														7
6 6 6 7														4
68														2 2
69以上														4
人員計	人	69	1,692	25		55	1,913	-	-	59	302	258	4,079	
構成比	%	3.6	88.4	1.3		2.9	100.0		83.6	1.4	7.4	6.3	100.0	100.0
平均年齢	歳	37.8	45.1	54.6	57.1	50.7	45.6	37.4	40.1	52.5	56.8	49.2	42.1	41.9

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表	行。	政 [職総	全	斗 表	公	安	職	给 #	斗 表	海	事	職 絽	計 料	丰	研	究耶	戦 給	* 料	表	匠 棫	・職	źΔ	水江 三	表 (1)
学	11 1	iX I	1月以 市に	コ	+ A	A	女 .	HHX 7	1日 个	7 A	伊	∌	1月以 不口	1 11	- 10	10Т	九 相	以 不口	1 1 1	10	区 疠	R ABX	和口	1 11 3	× (1)
歴	大学	短大	高 校	中学	計	大学	短大	高校	中学	計	大学	短大	高校	中学	計	大学	短大	高校	中学	計	大学	短大	高校	中学	計
経験年数	卒	卒	卒	卒	п	卒	卒	卒	卒	п	卒	卒	卒	卒	п	卒	卒	卒	卒	п	卒	卒	卒	卒	п
1 年未満	81	3	17		101	23	5	27		55			2		2	2		1		3					
1年	64	2	28		94	16	1	15		32						2				2					
2年	71	4	28		103	18	3	21		42			2		2	10				10					
3年	90	9	22		121	18	6	15		39			1		1	7				7					
4年	88	9	26		123	18		21		39			1		1	8				8	2				2
5年	69	14	24		107	19		17		36			2		2	3				3	3				3
6年	64	8	20		92	20	1	14		35			2		2	6				6	2				2
7年	73	11	20		104	16	1	15		32			1		1	5				5	2				2
8年	73	7	23		103	24		16		40						6				6	3				3
9年	75	3	13		91	4		16		20						3				3	4				4
10年	68	3	16		87	20		22		42			2		2	8				8	7				7
11年	57	4	22		83	24	2	15		41			1		1	11				11	3				3
12年	67	2	15		84	38		18		56			2		2	6		1		7	4				4
13年	65	3	22		90	35		33		68			2		2	4				4	6				6
14年	69	5	19		93	38		12		50			1		1	8				8	2				2
15年	62	5	18		85	33	1	12		46						3				3	1				1
16年	54	6	21		81	32	1	17		50		1			1	9				9					
17年	46	2	9		57	44	2	19		65						4				4					
18年	50	2	20		72	41		10		51			1		1	5				5	1				1
19年	35	2	24		61	51	1	13		65		1	1		2	3				3	2				2
20年	29	1	19	1	50	42	2	17		61			3		3	7				7					
21年	39	4	15		58	50	3	14		67						11				11	2				2
22年	41	4	21		66	24		4		28		1			1	4				4	2				2
23年	53	5	18		76	40	1	15		56						6				6					
24年	44	3	13		60	17	2	7		26			1		1	4				4	1				1
25年	54	4	17		75	28	1	6		35		1	1		2	8				8					
26年	55	8	13		76	10		9		19			1		1	2				2	1				1
27年	50	7	27		84	8	1	7		16		2			2	7				7	1				1
28年	75	13	23		111	16		5		21		2			2	9				9	2				2
29年	79	14	15		108	12		11		23		2			2	4				4	1				1
30年	88	16	20		124	6	1	7		14						7				7					
31年	88	12	35		135	10		16		26		2			2	11				11					
32年	75	14	22		111	4	1	11		16		1			1	10				10	1				1
33年	89	22	48		159	7		13		20		3			3	6				6					
34年	68	16	50		134	7		8		15						6				6	1				1
35年以上	135	40	228		403	20	1	81		102						10				10	5				5
合 計	2,383	287	991	1	3,662	833	37	579		1,449		16			43	225		2		227	59				59
平均経験年数	17.9	23.0	22.9	20.8	19.7	16.6	12.9	17.8		17.0		28.0	11.6		17.7	18.9		6.1		18.7	16.1				16.1

医療	栗 職	給	料 ā	表 (2)	医物	寮 職	給	料 君	隻 (3)	高等生	学校等	等 教 育	下職 給	料表	中学校	で・小き	学校等	教育職	給料表		合		計	
大	短上	高	中犭	*-	大	短上	高华	中1	÷1.	大	短	高松	上 中	4	大	短上	高	中当	4.	大	短	高好	中	÷I.
学卒	大卒	校卒	学卒	計	学卒	大卒	校卒	学卒	計	学卒	大卒	校卒	学卒	計	学卒	大卒	校卒	学卒	計	学卒	大卒	校卒	学卒	計
										10			+	10		+			112	228	8	-		283
					5				5	12				12	142				142	241	3	43		287
2				2	3				3	25				25	135				135	264	7	51		322
4				4	6				6	19	3			22	117				117	261	18	38		317
3				3	4	1			5	29	2			31	116	1			117	268	13	48		329
1				1	2	1			3	30				30	106				106	233	15	43		291
2				2	2	1			3	40	1			41	93				93	229	11	36		276
1				1	2	3			5	31	1	1		33	113	1			114	243	17	37		297
3				3	1				1	37	2			39	123				123	270	9	39		318
4				4	3				3	38	1	1		40	113	2			115	244	6	30		280
1	1			2	3				3	39				39	103	1			104	249	5	40		294
3				3	3				3	30	1			31	95	1			96	226	8	38		272
3	1			4						35		4		39	83	2			85	236	5	40		281
1				1	2	2			4	36	2			38	82				82	231	7	57		295
1				1	5				5	44	1	3		48	93	1			94	260	7	35		302
4				4		3			3	29	2	2		33	89	1			90	221	12	32		265
3				3						29				29	88	4			92	215	12	38		265
8	1			9						37		1		38	72	1			73	211	6	29		246
1				1	2	1			3	44	1	1		46	82				82	226	4	32		262
2				2	2	1			3	43	2			45	92	2			94	230	9	38		277
3	2			5		1			1	35	1			36	68	3			71	184	10	39	1	234
4				4	2	2			4	53		2		55	71	3			74	232	12	31		275
3				3	2	1			3	56	1	1		58	83	1			84	215	8	26		249
2				2	1	1			2	57		1		58	98	5			103	257	12	34		303
4				4	1	1			2	59	2	1		62	65	2			67	195	10	22		227
2				2						76	1	3	1	81	90	4			94	258	11	27	1	297
1				1	1	2			3	72				72	100	3			103	242	13	23		278
5				5						67	1	1		69	90	6			96	228	17	35		280
3				3	1				1	75	1	1		77	121	1			122	302	17	29		348
1	1			2	1	2			3	98	1	1		100	106	2			108	302	22	27		351
2				2	1				1	88	2			90	111	2	1		114	303	21	28		352
2				2	1	1			2	60	2	1		63	114	1			115	286	18	52		356
1				1	1				1	74	3	1		78	107	3			110	273	22	34		329
4	2			6	2				2	77	10	4		91	137	2	1		140	322	39			427
1				1	2				2	77	4			81	176	3			179	338	23	58		419
	2			2	2	5			7	152	7	14		173	416	17			433	740	72	323		1,135
85	10			95	63	29			92	1,813	55	44	1	1,913	4,002	75	2		4,079	9,463	509	1,645	2	11,619
18.0	24.9			18.7	13.8	21.7			16.3	22.7	24.4	26.4	25. 2	22.8	19.2	26.2	31.6		19.3	19.2	23.0	21.0	23.0	19.7

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表	行 政 職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	高 等 学 校 等	中学校・ 小学校等
職務の級								教育職	教育職
1 級	226, 569 206	円 248, 995	円 269,059	円 229, 420	円 365, 200	円 248, 003	円	円 306, 139 3, 776 11, 629	291, 508 2, 053 11, 132
2 級	252, 180 75	283, 954	305, 208	300, 226	422,657	257, 202	280, 454	398, 570 4, 132 15, 060	363, 630 1, 864 13, 753
特2級								449, 067 1, 378 17, 218	424, 338 191 15, 256
3 級	298, 892	313, 088	363,879	386, 562	475,644	292, 954 3, 634	297, 588 2, 152	456, 375 3, 045	431,800
4 級	362, 428	367, 643 86	420, 471	425, 192	576, 233	326, 944	330, 311	476, 124 2, 853	450, 328
5 級	392, 225	411, 284				375, 306 998	388, 155 3, 461		
6 級	410, 475	427, 307				411, 145	420, 290		
7 級	434, 384	442, 547							
8 級	467, 665	459, 437							
9 級	525, 426	487, 670							
全級	328, 287	343, 146	333,668	350, 337	469, 254	342,485	324, 942 1, 736	400, 301 4, 006 13, 965	374, 173 1, 592 11, 855

⁽注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、下段は教職調整額である。

第7表 給料表別平均給与月額

				区	分				平均	支	給	月 額			
糸	分料 表	Ę		\	/	給 料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	管理職 手当	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	特地勤務 手当	その他	合 計
						円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
全	給		料	表	7年	359,362	1,307	6,461	6,466	9,801	641	5,775	4,319	3,063	389,427
					6年	350,625	1,284	6,345	6,520	9,378	626	5,637	4,278	3,022	380,086
行		政		職	7年	328, 287	164		8,918	8,614	616	5,663	2,827	1,305	356,230
					6年	318, 874	177		8,962	8,523	647	5,423	2,811	1,511	346,751
(中小学	校等	事務	職)	7年	308, 328				7,749		7,471	6,067	232	329,847
					6年	295, 730				6,686		7,788	5,892	460	316,556
公		安		職	7年	343, 146	63		3,327	15,374	297	3,075	3,034	4,451	372,704
					6年	331,859	65		3,303	14,691	403	3, 270	2,969	4,574	361,069
海		事		職	7年	333,668				8,930		4,872	3,289	3,488	354, 247
					6年	315,919				10,022		4,056	2,019	2,000	334,016
研		究		職	7年	350, 337			4,773	10,258		7,356	503	2,269	375, 496
					6年	345,012			5,059	10,081		6,817	577	2,570	370,116
医	療		職	(1)	7年	469, 254			19,592	16,136	80,797	3, 195	2, 374	326, 205	917,553
					6年	449,374	1,095		19,416	12,640	76,720	2,833	2,392	323,658	887,033
医	療		職	(2)	7年	342, 485	1,911		6,128	8,889		5,826	4,043	11,105	378,476
					6年	333,615	1,623		6,365	8, 143		5,719	4, 325	9,990	368, 157
(中小学	校等	栄養	職)	7年	*	*		*	*	*	*	*	*	*
					6年	219,512				3,333		8,833	6,716		238, 394
医	療		職	(3)	7年	324, 942	1,736		2,637	5,739		5,217	5,468	652	344,655
					6年	313,775	1,834		2,889	4,770		4,157	3,961		329,552
高	等	学	校	等	7年	400, 301	4,006	13,965	3,700	11,028		6,439	3, 299	1,286	426,053
教		育		職	6年	392,767	3,912	13,714	3,691	10,410		6,309	3,326	1,189	417,692
中	学校	• 小	学校	等	7年	374, 173	1,592	11,855	6,745	8,315		6,492	6,826	213	402,764
教		育		職	6年	365,973	1,521	11,494	6,861	7,833		6,359	6,735	196	393, 957

⁽注) 1 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当及び特地勤務手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校等事務職、中小学校等栄養職、中学校・小学校等教育職においてはへき地手当及びへき地手当に準ずる手当の合計額である。

² その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

³ 調査対象職員が1人のため、個人情報保護の観点から、令和7年4月分平均支給月額の欄を「*」としている。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

	区	分			支 給	区分				受給者	職員
			1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者 数合計	1 人 当たり	1 人 当たり
給	料表		本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など	XIIII	平均支給額	平 均 支給額
			人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給 料	表	27	71	226	128	505	362	1,319	56, 962	6,466
行	政	職	26	54	118	11	166	178	553	59,055	8,918
公	安	職		13	37	15			65	74, 157	3, 327
海	事	職									
研	究	職			1		13	7	21	51,590	4,773
医	療職	(1)	1	4	6			1	12	96,325	19,592
医	療職	(2)					10	2	12	48,517	6,128
医	療職	(3)					3	2	5	48,520	2,637
高教	等 学 校 育	等職			21	30	67	2	120	58,988	3,700
中小教	学 校 学 校 育	· 等 職			43	72	246	170	531	51,813	6,745

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分	步 小啦 昌 粉	対	象	扶	養	親	族	数
扶養親族数	該当職員数	配	偶	者		配偶者	者以外6	の扶養親族
	人			人				人
1人	1,711		389				1,322	
2人	1,734		355				3,109	
3人	1,126		502				2,875	
4人	292		213				954	
5人	29		25				120	
6人以上	11		9		·		60	
計	4,903		1,493				8,440	

⁽注) 「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

		区	分		受 給 者	受 給 者	職員
				受給者数	1人当たり	1人当たり	1人当たり
á	給 料	表			扶養親族数	平均支給額	平均支給額
				人	人	円	円
全	給	料	表	4,903	2.0	23, 225	9,801
行		政	職	1,456	1.9	21,665	8,614
公		安	職	886	2.4	25, 143	15, 374
海		事	職	19	2.0	20, 211	8,930
研		究	職	104	2.0	22, 389	10, 258
医	療	職	(1)	36	2.5	26, 444	16, 136
医	療	職	(2)	37	1.9	22, 824	8,889
医	療	職	(3)	21	2.0	25, 143	5,739
高	等 学 🤊	校等教	育 職	874	2.0	24, 139	11,028
中	学校・小	、学校等	教 育 職	1,470	1.9	23,074	8,315

第10表 給料表別住居手当支給状況

	\	Þ	₹ :	分		支	給 区	分		職	員	数	受給者	職員
						職	 員						1 人	1 人
	`	\setminus					手当月額		配偶者等	受給者	非受給者	合 計	当たり	当たり
松	料	· 主	\setminus			手当月額 11,000円	11,000円 超	手当月額 27,000円					平均	平 均
水口	17 :	仪				以下	27,000円 未満						支給額	支給額
					人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給	米	斗	表	2,609	12	918	1,679	44	2,650	8,969	11,619	25, 320	5,775
					100.0%	0.5%	35.2%	64.4%		22.8%	77.2%	100.0%		
行		政		職	804	3	281	520	20	822	2,840	3,662	25, 231	5,663
					100.0%	0.4%	35.0%	64.7%		22.4%	77.6%	100.0%		
公		安		職	173		81	92	12	185	1,264	1,449	24, 088	3,075
					100.0%		46.8%	53.2%		12.8%	87.2%	100.0%		
海		事		職	8		2	6		8	35	43	26, 188	4,872
					100.0%		25.0%	75.0%		18.6%	81.4%	100.0%		
研		究		職	64		23	41	3	67	160	227	24, 921	7,356
					100.0%		35.9%	64.1%		29.5%	70.5%	100.0%		
医	療	Ħ	戠	(1)	7		2	5	1	8	51	59	23, 563	3, 195
					100.0%		28.6%	71.4%		13.6%	86.4%	100.0%		
医	療	Ħ	能	(2)	19		7	12	4	23	72	95	24,065	5,826
					100.0%		36.8%	63.2%		24.2%	75.8%	100.0%		
医	療	Ħ	戠	(3)	19	1	4	14		19	73	92	25, 263	5,217
					100.0%	5.3%	21.1%	73.7%		20.7%	79.3%	100.0%		
高	等	学	校	等	473	1	127	345	2	475	1,438	1,913	25, 932	6,439
教		育		職	100.0%	0.2%	26.8%	72.9%		24.8%	75.2%	100.0%		
中等	学校・	小小	学核	等	1,042	7	391	644	2	1,043	3,036	4,079	25, 391	6,492
教		育		職	100.0%	0.7%	37.5%	61.8%		25.6%	74.4%	100.0%		

⁽注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

	区	分	受		ž	給		者			受給者	職員
			구 2	- 1- \2	3 III II II II II	□ 1 7.			7F 22 6V +A	1= A	1 人	1 人
			交 通機関等	自動	通用具使月 自転	月石 自動四輪と	併用者	小計	非受給者	合 計	当たり 平 均	当たり 平 均
給	料表		利用者	四輪	車等	自転車等	併用名	小印			支給額	支給額
ΤЦ	州 弘	$\overline{}$	人	人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給 料	表	347	8, 247	337		65	8,996	2,623	11,619	10, 205	7,901
			3.0%	71.0%	2.9%		0.6%	77.4%	22.6%	100.0%		
行	政	職	276	1,930	219		36	2,461	1,201	3,662	10,655	7, 161
			7.5%	52.7%	6.0%		1.0%	67.2%	32.8%	100.0%		
公	安	職	35	741	71		5	852	597	1,449	7,831	4,605
			2.4%	51.1%	4.9%		0.3%	58.8%	41.2%	100.0%		
海	事	職		18				18	25	43	7,417	3, 105
				41.9%				41.9%	58.1%	100.0%		
研	究	職	7	180	9		3	199	28	227	9, 204	8,069
			3.1%	79.3%	4.0%		1.3%	87.7%	12.3%	100.0%		
医	療職	(1)	2	7	1			10	49	59	17,460	2,959
			3.4%	11.9%	1.7%			16.9%	83.1%	100.0%		
医	療職	(2)	3	58	6			67	28	95	12, 769	9,006
			3.2%	61.1%	6.3%			70.5%	29.5%	100.0%		
医	療職	(3)	1	63	2		1	67	25	92	11,403	8, 304
			1.1%	68.5%	2.2%		1.1%	72.8%	27.2%	100.0%		
高	等 学 校	等	13	1,618	9		4	1,644	269	1,913	12, 458	10,706
教	育	職	0.7%	84.6%	0.5%		0.2%	85.9%	14.1%	100.0%		
中等	学校・小学村	交等	10	3,632	20		16	3,678	401	4,079	9, 425	8, 499
教	育	職	0.2%	89.0%	0.5%		0.4%	90.2%	9.8%	100.0%		

第12表 通勤方法別、運賃相当額等・使用距離別職員数

		通勤方法等	交通機関等	3	を通用具使用者 かんかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいか	z I	併月	用 者	=1
区	分	2237123	利用者	自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関と 自動四輪等	交通機関と 自転車等	計
	手当受約		人	人	人	人	人	人	人
	于当父称	可収貝奴	347	8, 247	337		59	6	8,996
	10,000円以下		191				4	2	人 197
	10,001円以上	20,000円以下	98				26	2	126
運賃	20,001円以上	30,000円以下	56				25	1	82
賃相	30,001円以上		1						1
相当額	40,001円以上	50,000円以下					1		1
等	50,001円以上								
	55,001円以上		1				3	1	5
		計	347				59	6	412
				人	ر ا	人	人	人	人
	4 km未満			1,355	253		23	5	1,636
	4 km以上	6 km未満		1, 137	59		22	1	1,219
	6 km以上	10km未満		1,497	18		10		1,525
	10km以上	14km未満		771	3		2		776
	14km以上	18km未満		609					609
	18km以上	22km未満		562	1				563
	22km以上	26km未満		444	1				445
	26km以上	30km未満		356	1				357
使	30km以上	34km未満		365			1		366
用用	34km以上	38km未満		356	1		1		358
	38km以上	42km未満		240					240
距	42km以上	46km未満		148					148
離	46km以上	50km未満		110					110
	50km以上	54km未満		73					73
	54km以上	58km未満		58					58
	58km以上	62km未満		48					48
	62km以上	66km未満		27					27
	66km以上	70km未満		22					22
	70km以上	74km未満		18					18
	74km以上	78km未満		16					16
	78km以上			35					35
		計		8, 247	337		59	6	8,649
	受給職員平	P均支給額	円 12,119	円 10,377	円 1,323	円	円 23 , 727	円 28,568	円 10,205

⁽注) 運賃相当額等は、1か月当たりの運賃相当額及び特急料金の額に相当する額の合計額である。

第13表 給料表別地域手当支給状況

		区	分		支	給 区	分				受給者	職員
			ļ	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	非支給地	受給者 数合計	1 人 当たり	1 人 当たり
給	料 表			東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市	岡山県 岡山市		27.1.41	平 均 支給額	平 均 支給額
		viol.		人	人	人	人	人	人	人	円	円
全	給	料	表	24	10	3	9	2	59	107	69,643	641
行	政	:	職	21	8	2	6	2		39	57,808	616
公	安	:	職	3	2	1	3			9	47,810	297
海	事	-	職							0		
研	究	i.	職							0		
医	療	職	(1)						59	59	80,797	80,797
医	療	職	(2)							0		
医	療	職	(3)							0		
高教	等 学 育	· 校 ·	等 職							0		
	学校・/ 育		交等 職							0		

第14表 給料表別単身赴任手当支給状況

区	給料表分	全給料表	行政職	公安職	海事職	研究職	医療職(1)	医療職 (2)	医療職(3)	高 等 学校等 教育職	中学校 ・ 小学校 等 教育職
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	80km未満	160	16	118				1		14	11
	80km以上 100km未満	33	12	9		3				5	4
	100km以上 150km未満	149	50	44	5	6	1	2		29	12
受	150km以上 200km未満	62	26	22			2	1		10	1
	200km以上 300km未満	15	4	7						3	1
	300km以上 500km未満	81	41	14			1	3	2	20	
給	500km以上 700km未満	1	1								
和日	700km以上 900km未満	1	1								
	900km以上 1,100km未満	10	8	1						1	
	1,100km以上 1,300km未満										
者	1,300km以上 1,500km未満										
	1,500km以上 2,000km未満										
	2,000km以上 2,500km未満										
	2,500km以上										
	小計	512	159	215	5	9	4	7	2	82	29
非受給者		11, 107	3,503	1,234	38	218	55	88	90	1,831	4,050
合 計		11,619	3,662	1,449	43	227	59	95	92	1,913	4,079
- - - 	受給者1人 当たり平均 支給額	円 37,664	円 41,346	円 34,521	38,000	円 37,000	円 41,000	円 40,571	円 46,000	円 39,220	円 34, 793
=	職員1人 当たり平均 支給額	1,660	1,795	5, 122	4, 419	1,467	2,780	2,989	1,000	1,681	247

第15表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第16表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第17表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

		区	分	令和7年	丰	令和6年
項	■			比較対象職員	【参考】 定年引上げ職員込み	比較対象職員
				円	円	円
給			料	332,812	331,903	324,015
管	理 瓏	も 手	当	9,351	9, 209	9,410
扶	養	手	当	8,993	8,940	8,888
地	域	手	当	632	622	680
住	居	手	当	5,749	5,690	5,538
特	地 勤	務 手	当	2,883	2,868	2,784
そ	0,)	他	1,353	1,366	1,563
合			計	361,773	360, 598	352, 878

適用人員	3,487 人	3,541 人	3,483 人
平 均 年 齢	41.7 歳	42.0 歳	41.8 歳

⁽注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者及び任期付職員は

合まれていない。
2 給料には、給料の調整額を含む。
3 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準 ずる手当を含む。)の合計額である。 4 その他は、単身赴任手当(基礎額)等である。

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「令和7年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1)調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、令和7年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2)調査機関

本委員会及び人事院等

(3)調査の範囲

ア 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所240事業所

イ 調査対象従業員

常時勤務する従業員のうち期間を定めず雇用されている者。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

ウ調査対象職種

76職種(行政職相当職種…22職種、その他の職種…54職種)

(4)調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から130事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

(5)実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した130事業所のうち、調査不能の16事業所を除く114事業所である。

イ 調査実人員 5,600人

内訳 初任給関係 254人(うち行政職に相当する職種 219人) 上記以外 5,346人(うち行政職に相当する職種 4,402人)

(6)集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第18表 産業別、企業規模別調査事業所数

企業規模	-1.		100 101	【参考】50人以上
産業	計 (100人以上)	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 89	事業所 30	事業所 59	事業所 25
農業、林業、漁業	0	0	0	2
<u>鉱業、採石業、</u> 砂利採取業、建設業	8	2	6	4
製	39	10	29	11
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	14	6	8	2
卸売業、小売業	1	0	1	1
金 融 業 、 保 険 業 、 不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	1	1	0	0
教育、学習支援業、医療、 福祉、サービス業	26	11	15	5

第19表 民間との給与比較における対応関係

職員の	民間の	従 業 員
職務の級	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長
7級	事物殊及 汉州殊及	事務部次長・技術部次長
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長
5級	第4700K及1V至 1X间除及1V至	争切除区 12四际区
4級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理
3級	事物床及 放削床及	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

⁽注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。 2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別基準職務表

_【参专】1] 以	
職務の級	基準職務
9級	本庁の部長の職務
8級	本庁の次長の職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務
6級	本庁の課長の職務
5級	本庁の課長補佐の職務
4級	困難な業務を所掌する係長の職務
3級	係長又は主任の職務
2級	主任主事又は主任技師の職務
1級	主事又は技師の職務

第20表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長…構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長…構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)

前記部長に事故等のあるときの職務代行者

・事務課長・技術課長… { 2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職

・事務課長代理・技術課長代理・ ・事務課長代理・技術課長代理・ ・事務課長代理・技術課長代理・ ・事務課長代理・技術課長代理・ ・事務課長代理・技術課長代理・ ・事務課長代理・ ・事務課長代理・ ・事務課長代理・ ・事務課長代理・ ・事務課長代理・ ・表記書長代理及び課長代理級専門職 課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から 職責が課長と係長の間に位置づけられる者

前記課長に事故等のあるときの職務代行者

・事務係長・技術係長… 係の長及び係長級専門職

係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者

係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が

係長と係員の間に位置づけられる者

・事務係員・技術係員… 上司の指導、監督の下に定型的な業務を行う、いわゆる一般の事務員・技術者

その2 給与比較の対象外職種

・事務主任・技術主任…

- ・電話交換手…見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・自家用乗用自動車運転手…自家用乗用自動車の運転に専ら従事する者(業務委託契約等に基づき、 他の事業所において業務に従事している者を除く。)
- ・守衛…監視、警備等の業務に従事する者
- ・用務員…専ら炊事又は洗濯等に従事する者は除く
- ・研究所長…構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長…2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長…構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員…研究員より上位の者 (研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・研究員…高度の専門的知識を有し、これに基づいて特定分野の研究を独立して、又は指導して行う者
- ・研究補助員…研究員の細部にわたる指導を受けて、その補助的・準備的業務を行う者
- ・病院長…部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長…上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長…部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長…部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長…部下に看護師長5人以上
- ・看護師長…部下に看護師又は准看護師5人以上

その1給与比較の対象職種1規模計(100人以上)

			八以上)			7年4月分平均3	左給額
			調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって支 給する給与	うち時間外	A – B
職	種 名				А	手 当 B	
支	店	長	人 7	歳 55 . 1	円 715 , 719	円 38 , 511	円 677 , 208
大	学	卒	3	53.9	823,461	_	823,461
短	大	卒	_	_	_	_	-
高	校	卒	4	56.2	627, 134	70, 175	556,959
中	学	卒	_	-	_	_	-
エ	場	長	3	58.6	894,699	88	894,611
大	学	卒	2	*	*	*	*
短	大	卒	_	_	_	_	_
高	校	卒	1	*	*	*	*
中	学	卒	_	-	_	_	-
事	務部	長	70	53.0	539, 436	8,076	531,360
大	学	卒	31	52.7	550,041	10,994	539,047
短	大	卒	21	52.2	529,879	117	529,702
高	校	卒	17	54.3	523,741	13,067	510,674
中	学	卒	1	*	*	*	*
技	術 部	長	74	53.3	635,785	1,661	634,124
大	学	卒	40	52.1	675, 145	2,755	672,390
短	大	卒	15	54.3	568, 144	1,042	567,102
高	校	卒	19	54.8	611,021	_	611,021
中	学	卒	_	_	_	-	-
事		長	34	53.4	530,630	7,920	522,710
大	学	卒	14	53.1	556, 979	8,651	548, 328
短	大	卒	8	53.4	471,073	573	470,500
高	校	卒	11	54.2	547, 981	12, 194	535, 787
中	学	卒	1	*	*	*	*
技	術 部 次	長	45	52.7	647,406	15,647	631,759
大	学	卒	24	51.2	731,602	4,805	726,797
短	大	卒	7	52.4	550,755	10,056	540,699
高	校	卒	14	55.1	561,585	35,804	525,781
中	学	卒	_	_	_	_	-

⁽注) 調査実人員が2人以下の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び令和7年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

						7年4月分平均3	支給額 基本
			調 査 実人員	平 均 年 齢	きまって支 給する給与	うち時間外	A – B
職	種 名				和する和子 A	手 当 B	A-B
事	務	課 長	人 147	歳 49.9	円 487, 090	円 20,972	円 466,118
大	学	卒	65	47.8	506,464	20,889	485, 575
短	大	卒	26	52.1	422, 235	11,829	410,406
高	校	卒	56	51.2	495,073	25, 124	469,949
中	学	卒	_	_	-	_	_
技	術	課 長	260	50.3	577,863	38, 162	539,701
大	学	卒	124	48.7	613,460	40,175	573, 285
短	大	卒	32	50.2	590, 296	29,022	561,274
高	校	卒	103	52.1	535,024	38,790	496, 234
中	学	卒	1	*	*	*	*
事務	·····································	代理	78	49.6	445, 951	41,460	404, 491
大	学	卒	35	47.4	446,802	35, 888	410,914
短	大	卒	19	49.5	393,008	25, 212	367,796
高	校	卒	24	52.9	482,816	61,414	421,402
中	学	卒	-	-	-	_	-
技術	所課 長	代理	119	49.4	557, 368	97,843	459,525
大	学	卒	36	49.8	541,533	76,503	465,030
短	大	卒	16	47.9	533, 595	96,382	437, 213
高	校	卒	65	49.5	567,597	107,022	460,575
中	学	卒	2	*	*	*	*
事	務	係 長	230	47.7	429, 270	58, 557	370,713
大	学	卒	97	43.0	402,626	52,060	350,566
短	大	卒	27	46.4	347,111	33, 893	313, 218
高	校	卒	104	52.1	474,065	70,019	404,046
中	学	卒	2	*	*	*	*
技	術	係 長	354	45.8	542, 278	100,620	441,658
大	学	卒	125	41.3	545, 477	101,676	443,801
短	大	卒	39	44.6	459, 497	71,981	387,516
高	校	卒	184	49.0	557,531	105, 916	451,615
中	学	卒	6	42.1	468,044	75,562	392, 482

		区分	,		- · · · ·		7年4月分平均支	定給額
職	職種名			調 査実人員	平均年齢	きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A-B
事	務	主	任	人 256	歳 43 . 9	円 361,467	円 39 , 958	円 321 , 509
大		学	卒	110	41.9	359,086	35,094	323,992
短		大	卒	51	44.5	332,674	36,008	296,666
高		校	卒	92	45.5	378, 844	47,059	331,785
中		学	卒	3	52.1	400,370	65,386	334, 984
技	術	主	任	399	40.9	437, 174	77,975	359, 199
大		学	卒	133	38.3	422,675	65,588	357,087
短		大	卒	76	40.0	432, 445	78,500	353, 945
高		校	卒	190	43.1	449,420	86,554	362,866
中		学	卒	_	_	_	-	-
事	務	係	員	899	39.5	300, 312	30, 237	270,075
大		学	卒	369	36.1	316,828	32,876	283,952
短		大	卒	167	39.9	266, 444	25,056	241,388
高		校	卒	359	42.8	297, 798	29, 948	267,850
中		学	卒	4	51.3	382,864	23, 186	359,678
技	術	係	員	962	34.2	336,692	55, 285	281,407
大		学	卒	357	32.0	342, 121	50,539	291,582
短		大	卒	225	33.8	333, 838	58,098	275, 740
高		校	卒	376	36.5	333, 361	58, 256	275, 105
中		学	卒	4	55.9	309, 939	46,473	263,466

2 企業規模500人以上

		区分					7年4月分平均支	定給額
罪	戦種名			調 査実人員	平均年齢	きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A – B
支	启	i i	長	人 6	歳 55 . 3	円 682 , 794	円 46,784	円 636,010
エ	均	型	長	2	*	*	*	*
事	務	部	長	29	53.5	572,669	5,892	566,777
技	術	部	長	42	53.3	734,009	1,995	732,014
事	務音	『 次	長	15	54.9	617, 217	14, 985	602, 232
技	術音	ß 次	長	23	54.5	860, 585	33,716	826,869
事	務	課	長	69	48.9	566,990	38, 483	528,507
技	術	課	長	131	50.1	730, 584	71,798	658,786
事	務 課	長 代	理	39	52.0	465,659	37,586	428,073
技	術 課	長 代	理	55	50.9	761, 244	172, 252	588, 992
事	務	係	長	126	48.3	504, 430	78, 322	426,108
技	術	係	長	217	46.6	634, 487	131,671	502,816
事	務	主	任	121	45.6	426, 548	57,881	368, 667
技	術	主	任	223	41.5	498, 444	104, 446	393, 998
事	務	係	員	454	39.4	326, 930	42, 217	284,713
技	術	係	員	583	33.9	348, 217	61,449	286,768

3 企業規模100人以上500人未満

		区分				令和 ′	7年4月分平均3	
耶	戦種名			調 査実人員	平均年齢	きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A – B
支	J _E	Ė	長	人 1	歳 *	円 *	円 *	円 *
エ	ţ	易	長	1	*	*	*	*
事	務	部	長	41	52.7	521,532	9,253	512, 279
技	術	部	長	32	53.2	532, 780	1,311	531,469
事	務	祁 次	译	19	52.4	474,712	3, 358	471,354
技	術	部 次	長	22	51.1	464, 590	152	464, 438
事	務	課	長	78	50.6	427,694	7,954	419,740
技	術	課	長	129	50.0	449, 447	9,879	439,568
事	務 課	長 代	理	39	47.7	430, 473	44,502	385,971
技	術 課	長 代	理	64	48.4	420, 307	47,820	372,487
事	務	係	長	104	47.2	353, 578	38, 652	314,926
技	術	係	長	137	44.1	364,700	40,824	323, 876
事	務	主	任	135	42.4	307, 136	24, 995	282, 141
技	術	主	任	176	40.1	350, 258	40,423	309, 835
事	務	係	員	445	39.5	273, 286	18,074	255, 212
技	術	係	員	379	34.9	304, 005	37,803	266, 202

4 【参考】企業規模50人以上100人未満

		区分		_		令和	7年4月分平均3	支給額
耶	戦種名			調 査実人員	平均年齢	きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A – B
支	E	Ė	長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
エ	均	易	長	Í	_	-	-	_
事	務	部	長	10	60.0	386,692	_	386,692
技	術	部	長	23	52.1	479, 918	22, 348	457,570
事	務音	邓 次	長	3	55.2	333, 281	-	333, 281
技	術音	羽 次	長	8	55.8	399, 950	24, 863	375, 087
事	務	課	長	20	48.9	374, 894	4,925	369, 969
技	術	課	長	35	49.8	387, 136	5, 945	381,191
事	務 課	長 代	理	4	44.5	334, 364	18,673	315,691
技	術 課	長代	理	8	47.0	396, 515	98,653	297,862
事	務	係	長	26	45.2	308, 161	15, 403	292,758
技	術	係	長	19	44.0	336, 188	39,504	296,684
事	務	主	任	33	45.4	292, 856	24, 049	268,807
技	術	主	任	49	42.9	346,015	53,414	292,601
事	務	係	員	116	40.0	239, 445	15, 946	223, 499
技	術	係	員	111	38.8	291, 476	43,056	248, 420

その2 給与比較の対象外職種 規 模 計(100人以上)

			区分					年4月分平均支	給額
罪	微種 名	\			調 査実人員	平均年齢	きまって支 給する給与 A	うち時間外 手 当 B	A – B
					人	歳	円	円	円
電	話	· 交	換	手	_	_	_	-	-
		目目	動車運転		_	_	_	_	_
守一		→ £.		衛	_	_	_	-	-
用		務		員	_	_	_	_	_
研	究		所	長	-	_	_	_	-
研	究 部	(課)	長	3	47.5	645,200	_	645,200
研	究 室	(係)	長	-	_	_	_	-
主	任	研	究	員	1	*	*	*	*
研		究		員	11	37.7	520,660	69, 367	451,293
研	究	補	助	員	16	40.7	359, 994	20,685	339, 309
病		院		長	1	*	*	*	*
副		院		長	6	61.8	1,653,914	443, 954	1,209,960
医		科		長	31	54.5	1,345,265	360, 109	985,156
医				師	51	40.3	1,031,613	234, 982	796,631
歯	科		医	師	1	*	*	*	*
薬		局		長	4	49.2	486,896	53, 267	433,629
薬		剤		師	26	37.4	386, 123	47,557	338,566
診	療放	射	線 技	師	43	43.4	412,841	56, 923	355,918
臨	床	È j	査 技	師	62	45.1	411, 251	63,802	347, 449
栄		養		士	43	39.5	301,826	19, 115	282,711
理	学	療	法	士	106	37.3	320,886	23, 752	297, 134
作	業	療	法	士	90	37.7	302,017	14,570	287,447
総	看	護	師	長	7	58.3	527,711	16,634	511,077
看	護		師	長	114	50.2	455, 815	70,358	385, 457
看		護		師	254	39.0	362,830	56,417	306,413
准	看		護	師	74	46.4	304,771	21,803	282, 968

第21表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

			企	業規模計					【参	考】
	職種		学歴 (100人以上		5	00人以上		00人以上 00人未満	50人以上 100人未満	
				円		円		円		円
		大学卒		227,816	*	225,964	*	229, 218	Х	205,000
事	新卒事務員	短大卒	*	181,944	*	181,291	*	182, 475		-
│ │ │ 務		高校卒		176,615	*	177,664	*	176,055	*	195,000
		大学卒		234,590	*	246,956	*	223, 209	*	217,000
技術	新卒技術者	短大卒		208,039	*	220,946	*	205, 267	*	200,000
関		高校卒		186,469	*	186,803	*	186, 266	*	181,765
係		大学卒		231,724		238,615		225,883	*	215,000
	新卒事務員·技術者 計	短大卒		197,958	*	195, 493		198,869	*	200,000
		高校卒		182,571	*	183, 362		182, 115	*	183, 158
	淮北大居 師			F 47 0 4 0		E 47 0 4 0				
そ	準新卒医師	大学卒	*	547,840	*	547,840		_		-
の	新卒栄養士	大学卒	*	204, 225		_	*	204, 225		-
他	準新卒看護師	短大卒	*	215,330	*	215,544	*	215,020		-

⁽注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される 給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均した ものである。
2 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
3 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第22表 民間における初任給の改定状況

	項目	採用あり	初	任給の改定状	況	採用なし
学歴	企業規模		増額	据置き	減額	
	規模計	%	%	%	%	%
	(100人以上)	61.3	(80.1)	(19.9)	(0.0)	38.7
大学卒	500人以上	96.3	(81.7)	(18.3)	(0.0)	3.7
	100人以上 500人未満	44.2	(78.3)	(21.7)	(0.0)	55.8
	【参考】50人以上 100人未満	8.3	(100.0)	(0.0)	(0.0)	91.7
	規模計 (100人以上)	47.9	(75.3)	(22.9)	(1.8)	52.1
高校卒	500人以上	76.1	(86.4)	(13.6)	(0.0)	23.9
	100人以上 500人未満	34.2	(63.3)	(32.9)	(3.8)	65.8
	【参考】50人以上 100人未満	37.5	(77.8)	(22.2)	(0.0)	62.5

⁽注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第23表 民間における通勤手当の支給状況

その1 自動車使用者に対する通勤手当の支給状況

支給する		支給	形態		支給しない
文和 9 分	運賃相当額制	距離段階別 定額制	一律定額制	その他	XMI U GV
%	%	%	%	%	%
100.0	(7.6)	(79.6)	(0.0)	(12.8)	0.0

その2 自動車使用者に対する通勤手当の距離段階別定額制における支給月額の状況

		距離段階別定額制における支給月額								
距離(片道)	5 km	10km	20km	30km	40km	50km				
支給月額	4,367円	7,828円	14,201円	19,914円	26,516円	31,407円				
距離(片道)	60km	70km	80km	90km	100km					
支給月額	36,490円	42,465円	47,303円	54,368円	58,330円					

⁽注) 当該距離段階を設定している事業所を対象に集計した平均支給額である。

その3 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の支給状況

支給する		支給	形態		支給しない
文和 9 る	全額支給制	制限支給制	一律定額制	その他	文和 ひない
%	%	%	%	%	%
53.9	(0.0)	(84.2)	(15.8)	(0.0)	46.1

⁽注) 支給形態の() 内は、外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を支給する事業所を 100とした割合である。

その4 外部の駐車場を利用する自動車使用者に対する駐車場利用に係る通勤手当の月額支給の状況

月額					
2,000円未満	2,000円未満 2,000円以上 3,000円以上 4,000円以上 4,000円以上 4,000円以上				
%	%	%	%		
0.0	15.8	84.2	0.0		

⁽注) 1 外部の駐車場を利用する自動車使用者に駐車場利用に係る通勤手当を全額支給制又は、制限支給制、

⁽注) 1 支給形態の() 内は、自動車使用者に通勤手当を支給する事業所を100とした割合である。 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである(その2、その3 及びその4において同じ。)。

一律定額制として支給する事業所を100とした割合である。

² 全額支給制及び制限支給制にあっては最高支給月額。

第24表 民間における住居手当の支給状況

支 給 の 状 況	事業所割合
支給	59.4
支 給 し な い	40.6
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の 最高支給額の中位階層	29,000円以上30,000円未満

企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第25表 民間における特別給の支給状況

項目	区分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
平均所定内給与月額	下半期(a)	344, 971 円	259, 482 円
	上半期(b)	354, 577 ⊣	270,416 円
特別給の支給額	下半期(A)	784, 555 円	552,804 円
	上半期 (B)	785,170 円	510,379 円
特別給の支給割合	下半期(A/a)	2.27 月分	2.13 月分
	上半期(B/b)	2.21 月分	1.89 月分
年間	計	4.49 月分	4.02 月分

¹ 下半期とは令和6年8月から令和7年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。 2 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第26表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	項目	目部長級(非役員)		課長級		係員	
介	· 業規模	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
	(100人以上)	50.4	49.6	51.4	48.6	53.1	46.9
	500人以上	30.0	70.0	33.6	66.4	40.8	59.2
	100人以上 500人未満	62.8	37.2	63.0	37.0	62.5	37.5
	【参考】50人以上 100人未満	42.3	57.7	42.3	57.7	45.1	54.9

支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第27表 民間における定年制の状況

定年制あり	定年	年齢	定年制なし
	60歳	61歳以上	
%	%	%	%
100.0	69.3	30.7	0.0

⁽注)1 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

第28表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を 理由とした給与減額の状況

項目 区分	給与減額あり	60歳で減額	給与減額なし
課 長 級	% 46.6	% 28. 0	% 53.4
非 管 理 職	42.6	32.7	57.4

⁽注) 1 企業規模100人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所を対象として集計したものである。

² 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

^{2 「}定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む。

³ 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

3 生計費

標準的な生活の水準を求めるため、総務省「家計調査」及び人事院が公表 している費目別、世帯人員別標準生計費に基づき、令和7年4月の標準生計 費を費目別、世帯人員別に算定した。

第29表 費目別、世帯人員別標準生計費(松江市)

世帯人員費目	1人	2人	3人	4人	5人
	円	円	円	円	円
食 料 費	36,620	49,460	63, 260	77,050	90,860
住居関係費	46,990	61,000	50,900	40,810	30,720
被服・履物費	4,060	2,920	4,650	6,380	8,110
雑 費 I	18,500	27,110	37,750	48,380	59,020
雑 費 Ⅱ	11,970	19,490	25,500	31,510	37,520
計	118, 140	159,980	182,060	204, 130	226, 230

(注) 標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調 査等の大分類項目に対応している。

食料費…食料

住 居 関 係 費 … 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 … 被服及び履物

雑 費 I … 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 Ⅱ … その他の消費支出(諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金)

4 人事管理関係

第30表 年次有給休暇の取得状況

(単位:日)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
知事部局等	11.2	11.9	13.9	13.9
警察	15.4	13.4	14.2	15.5
高 校 等	12.3	12.3	13.7	13.6
小中学校等	11.6	12.0	13.3	13.2
全 所 属	12.3	12.2	13.7	13.8

(注) 1 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」:学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員(以下「教職員」という。)の勤務す

る小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

2 日数は、職員1人当たりの平均取得日数である。

第31表 時間外勤務の状況

(単位:時間/年)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局等	201.4	188.9	165.6	160.4
警察	196.8	202.7	199.6	194.5
高 校 等	61.2	61.7	56.6	59.7
小中学校等	134.2	135.0	128.2	117.4
全 所 属	191.5	186.0	171.0	165.9

(注) 1 時間数は、管理職や教育職員を含まない、時間外勤務手当の対象となる職員1人当たりの平均である。

2 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」: 高校、特別支援学校に勤務する事務職員

「小中学校等」:小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場に勤務する事務職員及び学校栄養職員

第32表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位:人)

				(十匹・八)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局等	85 (37)	90 (52)	97 (56)	94 (55)
警察	31 (18)	37 (24)	98 (77)	92 (74)
高 校 等	32 (3)	32 (4)	46 (16)	40 (11)
小中学校等	115 (5)	110 (12)	118 (16)	155 (36)
全 所 属	263 (63)	269 (92)	359 (165)	381 (176)

その2 介護休暇の取得状況

(単位:人)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局等	1 (0)	5 (1)	5 (3)	4 (1)
警察	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
高 校 等	5 (2)	1 (0)	5 (0)	2 (0)
小中学校等	2 (0)	2 (0)	7 (2)	2 (0)
全所属	8 (2)	8 (1)	17 (5)	9 (2)

(注) 1 () 内は男性職員取得者数で内数である。

2 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」:教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

第33表 私傷病休職の状況

(単位:人)

				(単位・人)
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
知事部局等	68	50	61	64
うち精神疾患	45	46	31	45
警察	7	10	8	8
うち精神疾患	6	6	6	7
高校等	18	19	18	15
うち精神疾患	7	11	11	10
小中学校等	34	38	43	45
うち精神疾患	25	30	32	32
全 所 属	127	117	130	132
うち精神疾患	83	93	80	94

(注) 「知事部局等」:「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の

所属を除く。)

「高 校 等」:高校、特別支援学校

「小中学校等」: 教職員の勤務する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場

第4章 県職員の給与と人事委員会勧告

県職員の給与と人事委員会勧告

令和7年10月 島根県人事委員会

県職員の給与決定の原則と人事委員会勧告

क 以下の原則に基づき決定されていま. 県職員の給与は、

職務給の原則

職務と責任に応ずるもの でなければなりません。 職員の給与は、

(地方公務員法第54条第1項)

均衡の原則

職員の給与は、

- ・生計費・国及び他の地方公共団体の職員の給与・民間事業の従業員の給与
- ・その他の事情

を考慮して定められなければなりません。 (地方公務員法第24条第2項)

条例主義

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は条例で定め、また、職員の給与は法律又はこれに基づく条例に基づかない限り支給することができません。

(地方公務員法第24条第5項等)

労使交渉を通 公務員は、争議権や団体交渉権などの労働基本権の一部が制限されており、民間企業の従業員のように、 じて給与を決定することはできません。 この労働基本権の制約の代償措置として、人事委員会勧告制度が設けられています。

人事委員会勧告の位置付け

【情勢適応の原則】

- 随時、 地方公共団体は、この法律に基づいて定められた給与、勤務時間その他の勤務条件が社会一般の情勢に適応するように、 適当な措置を講じなければならない。 人事委員会は、随時、前項の規定により講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告することができる。
 - \sim

(地方公務員法第14条)

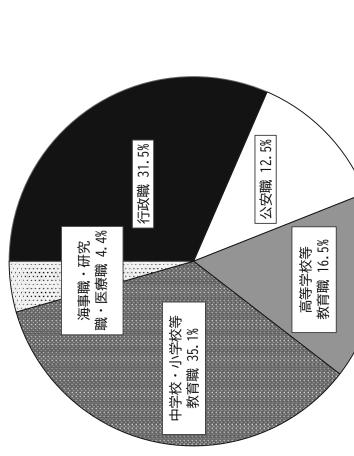
(給料表に関する報告及び勧告)

人事委員会は、毎年少なくとも一回、給料表が適当であるかどうかについて、地方公共団体の議会及び長に同時に報告するものとする。給与を決定する諸条件の変化により、給料表に定める給料額を増減することが適当であると認めるときは、あわせて適当な勧告をすることができる。 (地方公務員法第26条)

給与勧告の対象職員

(再任用職員及び休職者等を除く。)は、11,619人です。このうち、 令和7年4月1日現在の人事委員会の給与勧告対象職員(再任用職員及び休職者等を除く。)は、11,619人です。このうず一般行政事務を行っている行政職給料表適用職員は、3,662人で全体の31.5%を占めています。 また、小・中学校等、高等学校及び特別支援学校の教員である教育職給料表適用職員が合わせて5,992人(全体の51.6%) 警察官である公安職給料表適用職員が1,449人(全体の12.5%)となっています。

構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。 ()



		(単位:人)
給料表の区分	(多) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単) (単	職員数
行政職給料表	一般行政職員	3,662
公安職給料表	警察官	1,449
海事職給料表	試験船、実習船等に乗り組む船員	43
研究職給料表	試験場、研究所に勤務する研究員	227
医療職給料表(1)	保健所等に勤務する医師、歯科医師	29
医療職給料表(2)	保健所等に勤務する薬剤師、栄養士、獣医師等	66
医療職給料表(3)	保健所等に勤務する保健師、看護師等	92
高等学校等 教育職給料表	高校、特別支援学校に勤務する教育職員	1, 913
中学校・小学校等 教育職給料表	小・中学校等に勤務する教育職員	4, 079
丰		11,619

※ 上記職員の他に、人事委員会の給与勧告の対象外職員として、 公営企業(病院局、企業局)職員が1,369人在職している。

人事委員会勧告の手順

49 民間の年間支給割合と 4 月分給与 (行政職約3, 500人) を調査した上で、精密に比較し、 との給与を比較 県職員の給与の調査 (約11,700人が対象) 島根県人事委員会では、県職員と県内の民間企業従業員の4月分給与(月例給)を調査した上で 結果得られた較差等に基づき勧告を行っています。 また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間の支給実績を精確に把握し、 職員の特別給(期末手当及び勤勉手当)の年間支給月数を比較して勧告を行っています。 §務・技術)と職員(行政職)との総 学歴、年齢を同じくする者同士を比較 個人別調查 扣 (ラスパイレス方式) ア類員 锤 手当の改定内容を決定 (事務・技術) 41 情勢適応の原則 個人別調查 (約3,900人を対象) 役職段階、 民間企業従業員 委 給料表、 冊 【対象となる県内240事業所から130事業所を無作為抽出】 (企業規模50人以上かつ事業所規模50人以上) ※職員給与との比較に用いる調査結果は企業規模100人以上かつ 事業所規模50人以上の事業所におけるもの 民間企業従業員の給与の調査 <前年8月から当年7月まで> 年間支給割合との比較 民間の特別給の ボーナス 事業所別調査 給与改配等 の状況

(勧告の取扱い決定)

(給与条例の改正)

県職分

知事

条例案提出

民間給与との比較方法(1)

このように異なる集団間 それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適当ではありません。 ラスパイレス方式による比較を行っています 年齢、学歴などの人員構成が異なっており、 での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純なこのため、県職員と民間企業従業員の給与を比較する際には、 それぞれ役職段階、 県職員と民間企業従業員では、

単純平均値で比較した場合の例

A社とB社の年齢別賃金では、どの年齢でもB社の方が1万円高いにもかかわらず、人員構成の違いから、平均賃金ではA社の方が高くなっています。

ラスパイレス比較の例

A社の人員構成によって比較すると、B社の賃金は平均で31.0万円となり、A社はB社に比べて1.0万円(3.3%)低くなります。

A社の人員構成に合わせた場合の B社の賃金

A*†]	
×	
_	

(B社)

年	20	108	40)	ΨĪ
平均賃金	20万円	30万円	40万円	平均 30.0万円
人数	707	Y07	Y07	丫09
年齢	20歳	30歳	40歳	合計

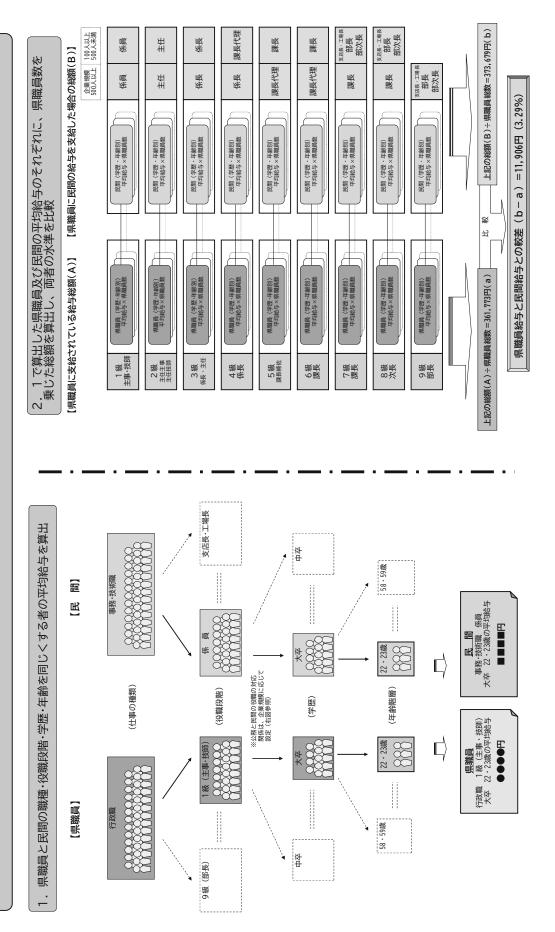
平均賃金	21万田	31万円	41万円	平均 27.75円
人数	30人	20人	10人	丫09
年	20歳	30歳	40歳	4

A社もB社も 同じ人員構成 として比較

平均賃金	21万円	31万円	41万円	平均 31.0万円
人数	707	丫07	个07	丫09
年齢	第02	30%	华07	旱中

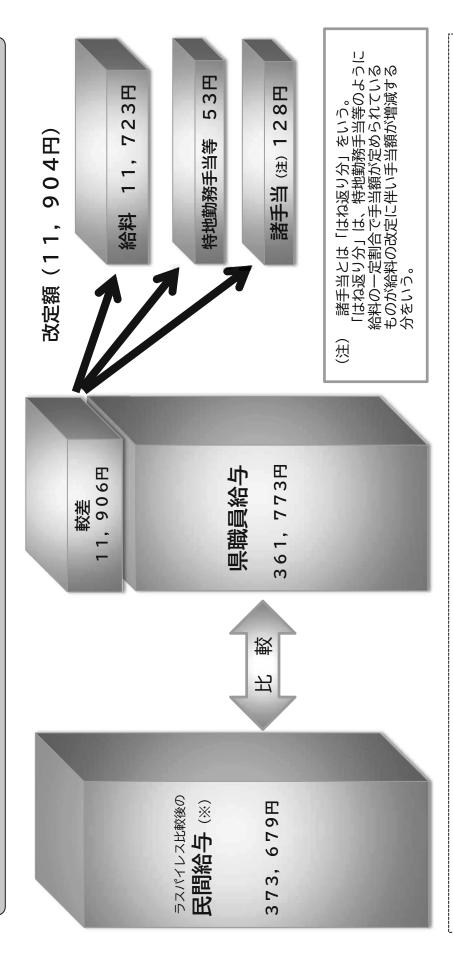
民間給与との比較方法(2

例給の県職員給与と民間給与との比較(ラスパイレス比較)に当たっては、県職員に民間の給与額を支給したとすれば、 に要する支給総額が、現に支払っている支給総額に比べてどの程度差があるかを算出しています。 担が



民間給与との較差に基づく給与改定

県職員給与を県内民間給与水準と均衡させるため、給料表の引上げ改定を行うこととしました。



民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較(前頁参照)により算出した民間給与額 県職員の人員構成(職種、役職段階、学歴、年齢)と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの~ ~県職員の人員構成(職種、役職段階、 *

本年の給与勧告のポイント

月例給、期末手当及び勤勉手当(ボーナス)ともに引上げ

(1:令和7年4月1日から実施、2:令和7年12月1日から実施)

月例給

- 県内民間給与との較差(3.29%)を埋めるため、給料表を引上げ
- 人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、

若年層に重点を置きつつ、その他の職員においても昨年を上回る引上げ改定

期末手当及び勤勉手当

- 民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月に改定(現行4.40月)
- ・期末手当及び勤勉手当の配分は、国の支給割合との均衡を考慮

(勧告前との差 236,125円) 6, 188, 584円 勧告後の平均年間給与(行政職) **※**

(行政職)のモデル給与例 県職員

中心マケビルの氏	∇π <i>-</i>	以以	温温	C. Y.	沿後	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
東京大学 10	山田山田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	月額(円)	年間給与(千円)	月額(円)	年間給与(千円)	年间桁子領の左 (千円)
世 十	18 歳 (高校卒業程度初任給)	188, 840	3, 097	201, 621	3, 327	230
は、手出	22歳 (大学卒業程度初任給)	220, 983	3, 624	233, 531	3,853	229
主任主事・主任技師	25歳	240,068	3, 937	251, 951	4, 157	220
!	30歳	276, 530	4, 596	288, 088	4,818	222
H H	35歳	300, 236	4, 990	311, 341	5, 207	217
	40歳	345, 638	5, 821	357, 141	6, 054	233
<u>π</u>	45歳	370, 649	6, 242	382, 105	6, 477	235
課長補佐	50歳	393, 551	6, 627	405, 357	6,871	244
課長	55歳	478, 433	7,826	490, 681	8, 083	257
部	58歳	649, 711	11,110	665, 811	11, 484	374
			_		-	

- 2 c (洪

給与月額は、給料及び管理職手当を基礎に算出 年間給与は、給与月額の12か月分及び期末手当及び勤勉手当を合算したもの 各職務段階・年齢において最も職員数の多い号給をモデル対象とした

最近の給与勧告の状況(行政職)

	月例給	期末手当及び勤勉手当	手当(ボーナス)
	公民較差 (率)	年間支給月数	対前年比増減
平成27年	0.27%	3.90月	0.10月
平成28年	0.10%	3.95月	0.05月
平成29年	0.13%	4.05月	0.10月
平成30年	0.15%	4.10月	0.05月
令和元年	0.11%	4.15月	0.05月
令和2年	勧告なし	4.10月	△0.05月
令和3年	勧告なし	4.00月	△0.10月
令和4年	0.35%	4.15月	0.15月
令和5年	1.03%	4.30月	0.15月
令和6年	2.65%	4.40月	0.10月
令和7年	3.29%	4.50月	0.10月

平成27年の月例給については、水準改定以外に、給与制度の総合的見直しによる 給料表の水準の引下げ(平均△2%)あり。 (世

職員の給与等に関する報告及び勧告

発行日 令和7年10月16日

編集・発行 島根県人事委員会事務局

松江市殿町8